

令和5年第7回武蔵村山市教育委員会定例会議事日程

令和5年7月24日（月）

午前9時30分開議

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第39号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の解嘱に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第40号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第41号 令和5年度実施 令和4年度教育委員会事務事業点検・評価報告書について 議案第41号
資 料
(別紙)
- 7 議案第42号 武蔵村山市奨学資金条例を廃止する等の条例の申出について
- 8 その他
- 9 議案第43号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について

議案第 39 号

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の解嘱に係る臨時代理の承認について

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の解嘱について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和5年7月24日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

武蔵村山市立小中一貫校大南学園第七小学校の学校運営協議会委員について、委員の解嘱をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。

(解嘱)

1 武蔵村山市立小中一貫校大南学園第七小学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
石川 聖三	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (規則第4条第1項第1号該当)

※敬称略

議案第40号

武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認に
ついて

教育委員会事務局職員の任免について、別紙のとおり臨時に代理したので、
教育委員会の承認を求めます。

令和5年7月24日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

教育委員会事務局職員を任免する必要がある、武蔵村山市教育委員会教育長
に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したの
で、本案を提出します。

議案第41号

令和5年度実施 令和4年度教育委員会事務事業点検・評価報告書について

令和5年度実施 令和4年度教育委員会事務事業点検・評価報告書について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和5年7月24日

武蔵村山市教育委員会

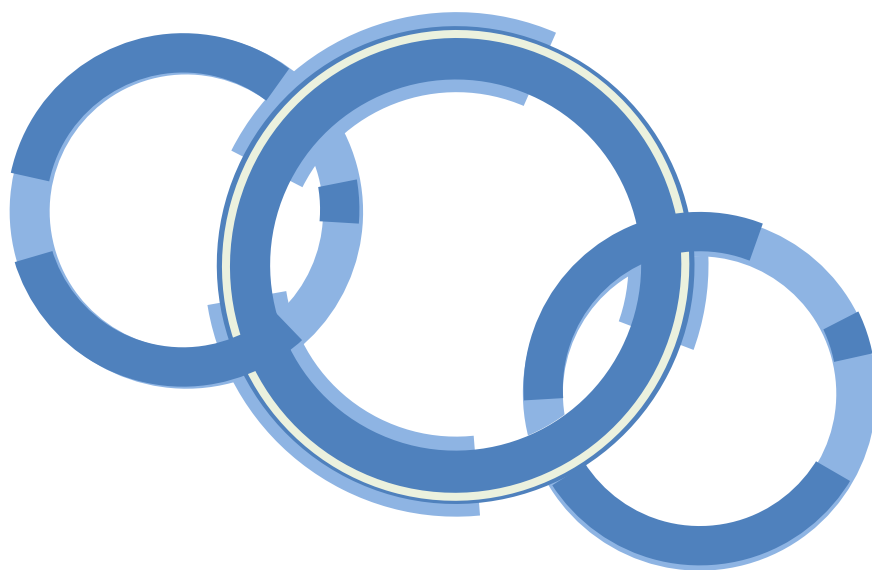
教育長 池谷 光二

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、教育委員会事務事業点検・評価報告書を作成する必要があるため、本案を提出します。

(案)

令和5年度実施 令和4年度教育委員会事務事業点検・評価報告書



令和 5 年 7 月

武蔵村山市教育委員会

はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています。

また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされています。

武蔵村山市教育委員会は、この規定を受け、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について報告書をまとめるとともに、これを公表します。

《地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）》

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

項 目	頁
1 実施方法	1
(1) 点検及び評価の対象について	1
(2) 評価結果の取扱いについて	1
(3) 評価実施の流れについて	1
(4) 点検及び評価に関する有識者について	2
2 点検及び評価結果	5
一次評価及び二次評価について	9
有識者の評価のまとめ	1 2 0
3 教育委員会の活動状況	1 2 1
《資料》	
資料 1 武蔵村山市教育委員会の教育目標	1 3 1
令和 4 年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業	1 3 2
資料 2 令和 4 年度武蔵村山市教育委員会の重点項目	1 4 2
資料 3 武蔵村山市第三次教育振興基本計画 施策体系	1 4 4
資料 4 武蔵村山市教育委員会組織一覧	1 4 8
資料 5 教育部各課（館）の事務分掌	1 4 9
資料 6 令和 4 年度一般会計予算（目的別歳出）内訳	1 5 3

1 実施方法

(1) 点検及び評価の対象について

これまでは武蔵村山市第二次教育振興基本計画に定める具体的施策のうち、重点施策として位置付けている事業及び有識者が必要と認める事業を対象として一次評価を行い、一次評価事業の中から有識者において特に重要と考えられる事業及びそれらの事業に係る7つの分野について包括的に二次評価を行う方法としていた。しかしこれまでのように、項目を絞って部分的に評価を行うことで評価事業に偏りが生じる可能性があること等を考慮し、今年度は武蔵村山市第三次教育振興基本計画に定める具体的施策（50施策）全てを対象として一次評価を行い、同計画に定める基本施策（16施策）ごとに包括的に有識者による二次評価を行うことで評価項目の全てを点検・評価することとした。

(2) 評価結果の取扱いについて

教育委員会が行う事務事業の点検及び評価に関する結果を報告書として取りまとめ、毎年9月開会の市議会定例会に提出し公表するとともに、翌年度における施策、事業の改善に役立てるものとする。

(3) 評価実施の流れについて

ア 一次評価（事業所管課）

令和4年3月に策定した武蔵村山市第三次教育振興基本計画に定める具体的施策として挙げる事務事業等、計50施策（5～7ページ参照）について、一次評価を行う。

なお、一次評価は、事業所管課が次の基準により行う。

評 価		達成状況（達成率）の基準
S	目標以上の成果があった。	○ 活動及び施策の目標達成に向けて目標以上の成果があった。
A	取組目標を達成した。 (100%)	○ 効果的で優れた取組を行った。 ○ 活動及び施策の目的達成に向けて大きな成果をあげた。 ○ 課題や問題点は特にない。
B	概ね取組目標を達成した。 (80%以上)	○ 効果的な取組を行った。 ○ 活動及び施策の目的達成に向けて一定の成果をあげた。 ○ 大きな課題や問題点は特にない。
C	取組目標を達成しなかった。 (50%以上～80%未満)	○ 取組を行った。 ○ 活動及び施策の目的達成に向けて成果をあげた。 ○ 課題や問題点がある。

D	取組目標を大きく下回った。 実施できなかった。（50%未満）	☐ 取組を行った。または取組を行わなかった。 ☐ 活動及び施策の目的達成に向けて成果があがらなかった。 ☐ 大きな課題や問題点が残った。
E	評価不能	☐ 新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等

イ 二次評価（有識者）

一次評価を行った具体的施策（50施策）について、武蔵村山市第三次教育振興基本計画に定める基本施策（16施策）ごとに包括的に有識者による二次評価を行う。

ウ 教育委員会における協議・議決

令和5年第7回武蔵村山市教育委員会定例会において協議し、議決する。

エ 議会への報告書の提出及び公表

教育委員会において点検及び評価を行い、その結果を取りまとめた報告書を議会に提出するとともに、市民へ公表する。

(4) 点検及び評価に関する有識者について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づき、教育委員会が行った事務事業の点検及び評価の結果については、有識者から意見をいただくこととした。

有識者の区分、会議の開催状況等については、次のとおりである。

ア 有識者名簿

（敬称略）

氏 名	区 分	備 考
伊 東 哲 いとう さとる	学識経験者	大学教授
髙 橋 知 希 たかはし ともき	教育に関し識見を有する市民	
舞 草 友 望 まい くさともみ	公募による市民	

イ 有識者会議開催状況

回	開催期日	内 容
1	4月14日（金）	事務事業点検・評価の実施方法について
2	5月26日（金）	二次評価事業について及び各委員からの質問事項に対する所管課からの説明
3	6月 7日（水）	各委員からの質問事項に対する所管課からの説明
4	7月 4日（火）	事務事業点検・評価報告書（案）について

ウ 武蔵村山市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

平成20年10月 8日

教委訓令（乙）第33号

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき武蔵村山市教育委員会（以下「委員会」という。）が行うその権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（点検及び評価の対象）

第2条 点検及び評価の対象とする事務は、点検及び評価を行う年度の前年度の武蔵村山市教育委員会の基本方針に定める施策に関する事務のうち教育行政の推進上重要な課題に係るものその他点検及び評価を行うことが必要と認める事務として委員会が選定したもの（以下「対象事務」という。）とする。

2 委員会は、前項の規定による対象事務を選定しようとするときは、あらかじめ、第4条第1項の規定により置く武蔵村山市教育委員会事務事業点検及び評価に関する有識者（同項を除き、以下「有識者」という。）の意見を聴くものとする。

（点検及び評価の実施）

第3条 委員会は、点検及び評価として、毎年度1回、対象事務の取組の状況並びに対象事務の実施による成果及び課題を整理して、委員会の権限に属する事務の今後の取組の方向性を明らかにするものとする。

2 委員会は、前項の規定による点検及び評価の結果を取りまとめるときは、あらかじめ、その内容について、有識者の意見を求めるものとする。

（事務事業点検及び評価に関する有識者）

第4条 教育に関する学識経験を有する者等の知見の活用を図り、点検及び評価の客観性を確保するため、武蔵村山市教育委員会事務事業点検及び評価に関する有識者を置く。

2 有識者は、委員会の求めに応じ、委員会が行う対象事務の選定並びに委員会が行った点検及び評価の結果について意見を述べるものとする。

3 有識者の定数は、3人とし、教育に関し学識経験を有する者、教育に関し識見を有する武蔵村山市民及び公募に応じた保護者（法第4条第5項に規定する保護者をいう。）である武蔵村山市民のうちから委員会が委嘱する。

4 有識者の任期は、3年とする。

5 有識者は、再任されることができる。

6 有識者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 点検及び評価結果

武蔵村山市第三次教育振興基本計画に定める具体的施策50施策全てを対象とし、事業所管課において一次評価を行った。

有識者による二次評価については、武蔵村山市第三次教育振興基本計画に定める基本施策16施策ごとに包括的に評価を行った。

《令和5年度実施 令和4年度教育委員会事務事業点検・評価対象施策一覧》

基本施策	No.	具体的施策	事業担当課	頁
豊かな心を育む教育の推進	1	人権教育の推進	教育指導課 指導係	47
	2	道徳教育の充実	教育指導課 指導係	48
	3	体験・鑑賞活動の充実	教育指導課 指導係	49
学力向上策の推進	4	確かな学力の定着	教育指導課 指導係 文化振興課 生涯学習係	50
	5	読書活動の推進と言語能力の育成	教育指導課 指導係	52
健康な身体や体力を育む教育の推進	6	体力向上策の推進	教育指導課 指導係	53
	7	食育の充実	教育指導課 指導係	54
	8	心と身体の健康管理の充実	教育指導課 指導係 教育総務課 学事係	55
社会の変化に対応できる力を育む教育の推進	9	安全教育の充実	教育指導課 指導係 教育総務課 学事係	56
	10	GIGAスクール構想の推進	教育指導課 指導係	58
	11	国際理解教育の推進	教育指導課 指導係	60
	12	日本の伝統・文化教育の充実	教育指導課 指導係	61
	13	キャリア教育の充実	教育指導課 指導係	62
個に応じた支援と指導の充実	14	特別支援教育の充実	教育指導課 教育支援係	63
	15	不登校への対応・適応指導の充実	教育指導課 教育支援係	65
	16	学校における教育相談体制の整備	教育指導課 教育支援係	66
「学校2020レガシー」の構築に向けた取組の推進	17	「学校2020レガシー」の構築に向けた取組の推進	教育指導課 指導係	67
開かれた学校づくりの推進	18	コミュニティ・スクールの充実	教育指導課 指導係	69
	19	学校公開等の実施	教育指導課 指導係	70
	20	広報の充実	教育総務課 教育政策係	70
学校・家庭・地域の協働体制の構築	21	新・放課後子ども総合プラン事業の推進	文化振興課 生涯学習係	71
	22	家庭教育の支援	文化振興課 生涯学習係 教育指導課 指導係	71

基本施策	No.	具体的施策	事業担当課	頁
学校・家庭・地域の協働体制の構築	23	カリキュラム・マネジメントの推進	教育総務課 学事係	72
	24	児童・生徒の安全確保	教育総務課 学事係 教育指導課 指導係	72
特色ある学校づくりの推進	25	小中一貫教育・小中連携教育の推進	教育指導課 指導係	75
	26	一校一研究の推進	教育指導課 指導係	77
	27	部活動等の充実	教育指導課 指導係	78
教職員の質の向上と教員の「働き方改革」の推進	28	教職員研修・研究の充実	教育指導課 指導係	79
	29	授業改善の推進	教育指導課 指導係	80
	30	教員の「働き方改革」の推進	教育総務課 教育政策係 教育指導課 指導係	80
学校経営力の充実	31	人材育成の推進	教育指導課 指導係	81
	32	学校評価の充実	教育指導課 指導係	82
学校教育環境の充実	33	学校施設・設備の整備	教育総務課 教育施設係 教育総務課 教育政策係	83
	34	教育機器・機材の整備	教育総務課 教育政策係	84
	35	学校ICT環境の整備	教育総務課 教育政策係	84
	36	学校規模適正化の推進	教育総務課 教育政策係	85
	37	通学区域と中学校学校選択制の推進	教育総務課 学事係	85
	38	学校給食の充実	学校給食課	86
	39	(仮称) 防災食育センターの整備と小学校学校給食調理等業務の民間委託	学校給食課	87
	40	経済的支援の実施	教育総務課 学事係	87
生きがい、ふれあいを育む生涯学習の推進	41	生涯学習の推進	文化振興課 生涯学習係	90
	42	生涯学習情報の提供と学習機会の充実	文化振興課 生涯学習係	90
	43	生涯学習施設・設備の整備	文化振興課 生涯学習係 図書館	91
	44	図書館運営の充実	図書館	92
スポーツ・レクリエーション活動の推進	45	スポーツの推進	スポーツ振興課 スポーツ振興係	93
	46	スポーツ施設・設備の整備	スポーツ振興課 スポーツ振興係	94
郷土を愛し、理解を深める文化財の保護・活用	47	文化財の調査、保護・活用	文化振興課 資料館係	95

基本施策	No.	具体的施策	事業担当課	頁
教育財産の有効活用の推進	48	新・放課後子ども総合プラン事業の推進に伴う施設の有効活用	文化振興課 生涯学習係	97
	49	校庭・屋内運動場開放の推進	スポーツ振興課 スポーツ振興係	98
	50	生涯学習施設・設備の整備	文化振興課 生涯学習係 図書館	98

※ 頁番号は、武蔵村山市第三次教育振興基本計画の掲載ページを示しています。

一次評価及び二次評価について

項 目	頁
豊かな心を育む教育の推進	1 1 ～ 1 7
学力向上策の推進	1 8 ～ 2 4
健康な身体や体力を育む教育の推進	2 5 ～ 3 1
社会の変化に対応できる力を育む教育の推進	3 2 ～ 4 5
個に応じた支援と指導の充実	4 6 ～ 5 3
「学校 2 0 2 0 レガシー」の構築に向けた取組の推進	5 4 ～ 5 5
開かれた学校づくりの推進	5 6 ～ 6 0
学校・家庭・地域の協働体制の構築	6 1 ～ 6 9
特色ある学校づくりの推進	7 0 ～ 7 6
教職員の質の向上と教員の「働き方改革」の推進	7 7 ～ 8 1
学校経営力の充実	8 2 ～ 8 6
学校教育環境の充実	8 7 ～ 9 7
生きがい、ふれあいを育む生涯学習の推進	9 8 ～ 1 0 6
スポーツ・レクリエーション活動の推進	1 0 7 ～ 1 1 1
郷土を愛し、理解を深める文化財の保護・活用	1 1 2 ～ 1 1 4
教育財産の有効活用の推進	1 1 5 ～ 1 1 9
有識者の評価のまとめ	1 2 0

《豊かな心を育む教育の推進》

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策		番号	人権教育の推進	
		1		
予 算 額 (決算額)		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
		0 千円 (0 千円)	0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要				

	害などにとらわれず活躍できる教育を推進します。 (教育指導課)	いる。	
総合評価			
B	S 目標以上の成果があった。		
	A 取組目標を達成した。(100%)		
	B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)		
	C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)		
	D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)		
	E 評価不能(新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等)		
令和5年度目標			
1	道徳教育をはじめとする小・中学校9年間の教育活動全般を通して、意図的・計画的・継続的にいじめ撲滅に向けての取組及び指導を推進していく。また、同様に全ての教育活動を通して人権教育を推進していく。		
2	計画内容を不断に見直す機会を設け、更なる充実を図る。		
3	引き続き、ダイバーシティ教育を推進していく。		

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	道徳教育の充実		
	2			
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度		令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)		0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要	- 学校・家庭及び地域がそれぞれの役割を発揮し、相互の緊密な連携の下、地域ぐるみで、児童・生徒一人一人を見守り、育てる環境を整備するとともに、様々な学校教育活動を通し、心の教育の充実を図ります。 - 毎年度「道徳授業地区公開講座」を実施し、家庭や地域と連携して子供たちの豊かな心を育むとともに、道徳教育の一層の充実を図ります。 - 学習指導要領の改訂や義務教育における道徳の教科化を踏まえ、各学校における「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）を道徳教育の要の時間と位置付け、各教科等における道徳教育との密接な関連を図りながら、計画的、発展的に道徳的価値や人間としての生き方について自覚を深められるようにするとともに、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成します。			
一次（内部）評価				
NO	事業	目標に対する取組状況及び具体成果等		評価
	令和 4 年度目標			
1	道徳科及び道徳授業地区公開講座の充実	各学校における道徳の時間を要とした道徳教育を充実していくため、平成 24 年度から平成 31 年度まで、各学校の道徳教育推進教師を対象とした「道徳教育推進委員会」を年 3 回設定し、道徳教育推進教師の資質向上に係る研修や、具体的な取組についての情報交換を行ってきた。また、平成 25 年度から平成 31 年度まで、道徳教育推進委員会において授業実践を通じた研究協議を行い、道徳の時間の在り方についても、小中連携で進めている。 「道徳授業地区公開講座」については、各学校で全学級の道徳の時間の授業を実施し、教員、保護者、地域の方々等が連携して子供たちの豊かな心を育むための機会として、意見交換会を実施したところである。		B
	小・中学校における道徳科の充実を図るとともに、道徳科の授業を保護者及び地域に公開することにより、家庭、学校及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育めるようにします。 (教育指導課)			
2	各教科等における道徳教育の推進	小学校では平成 30 年度から、中学校では令和元年度から「特別の教		B

	各学校における道徳科を道徳教育の要の時間と位置付け、各教科等における道徳教育との密接な関連を図りながら、計画的、発展的に道徳的価値や人間としての生き方について自覚を深められるようにするとともに、道徳的実践力を育成します。 (教育指導課)	科 道徳」として教科化され、授業を要とする道徳教育を各校で推進する中で、道徳教育推進委員会で各校の情報共有及び連携を進め、道徳教育推進教師のスキルアップを図ってきた。道徳の教科化により、令和２年度で推進委員会は中止とした。令和４年度はこれまでの取り組みを活かして道徳授業を推進した。	
総合評価			
B	S	目標以上の成果があった。	
	A	取組目標を達成した。(100%)	
	B	概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)	
	C	取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)	
	D	取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)	
	E	評価不能(新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等)	
令和５年度目標			
1	子供たちの豊かな心を育むため、引き続き意見交換会等の機会を設けていく。		
2	各校の情報共有及び連携を進めつつ道徳的実践力を育成していく。		

主 管 課	教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	体験・鑑賞活動の充実	
	3		
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	7,163 千円 (6,432 千円)	6,337 千円 (6,300 千円)	6,037 千円
趣旨・概要	- 地域の自然や歴史、文化などに直接触れる郷土学習や福祉の心を育てるボランティア活動に参加させるとともに、小学校での「水田学習」や「移動教室」、中学校での「職場体験」や「修学旅行」などを通し、子供たちの発達段階に応じた体験活動の充実を図ります。 - 豊かな心や感性を育むために、子供たちの「音楽鑑賞・芸術鑑賞」の充実を図ります。		
一次（内部）評価			
NO	事業	目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標		
1	小学校での水田学習の実施	水田を活用した自然体験・勤労体験・児童の健全 育成を水田学習により実施した。	B
	野山北公園の水田を活用し、体験学習の一環として、市内全小学校 5 年生による水田学習を実施します。 (教育指導課)		
2	小学校での移動教室の実施	令和 4 年 6 月に市内各小学校において、2 泊 3 日の日光移動教室を実施した。	A
	集団での宿泊体験を通して、より良い人間関係を築くとともに、思いやりの心やあきらめない気持ちを育むため、市内全小学校 6 年生による日光移動教室を実施します。 (教育指導課)		
3	小・中学校での生産体験の実施	学校農園又は近隣の農園等を活用してさつまいもやじゃがいも等の野菜を栽培する生産活動を行った。	C
	小・中学校において、学校農園や近隣の農園等を活用して、生産活動を行います。 (教育指導課)		
4	中学校での移動教室・修学旅行の実施	令和 4 年 9 月及び 1 0 月に市内各中学校において、第 3 学年を対象とした 2 泊 3 日の修学旅行（京都・奈良）を令和元年度以来 3 年ぶりに実施した。 また、令和 5 年 1 月及び 2 月に第 1 及び第 2 学年を対象としたスキー	A
	自然との関わりを深めるとともに、最後まで努力する態度を育むため、市内全中学校でスキー教室及び修学旅行を実施します。		

	(教育指導課)	教室を実施した。	
5	音楽鑑賞・芸術鑑賞の実施 日頃、接することの少ないオーケストラの生演奏及び演劇の舞台を鑑賞し、豊かな心情を育てるとともに、鑑賞態度を学ぶために、小学校において音楽鑑賞・芸術鑑賞を実施します。 (教育指導課)	東京都交響楽団を市民会館に招き、令和4年12月に市内小学校第6学年の児童が音楽観賞をした。	A
総合評価			
B		S 目標以上の成果があった。	
		A 取組目標を達成した。(100%)	
		B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)	
		C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)	
		D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)	
		E 評価不能(新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等)	
令和5年度目標			
1	市内全小学校5年生による水田学習を実施する		
2	市内全小学校において日光移動教室を実施する。		
3	市内全小・中学校において生産体験活動を実施する。		
4	中学校第3学年を対象とした修学旅行及び第1学年を対象としたスキー移動教室を実施する。		
5	小学校第6学年を対象とした音楽鑑賞教室を実施する。		

豊かな心を育む教育の推進に関する二次評価

- 豊かな心を育成するための「人権教育」や「道徳教育」の評価がBである反面、「小学校での移動教室」の実施や「中学校での移動教室・修学旅行の実施」、「音楽鑑賞・芸術鑑賞の実施」といった体験活動に関する評価がAとなっている。この評価結果をどのように分析していくかについては議論の余地があるが、座学における指導の充実に課題が見られるということなのかを検討すべきであると考ええる。
- 今後は、体験活動自体の評価だけではなく、体験活動を実施する前の事前学習や、体験活動後の振り返りなどの事後学習の状況についても評価の対象とし、体験活動のみに視点を当てた評価にならないようにしていくことが重要である。
- 人権教育の評価がBであることから、改善案を提示する必要がある。教職員に対する研修会の実施だけでなく、研修した内容が実践されたかが重要である。研修会で教職員を指導したか否かという点ではなく、指導した結果、人権を害される事案が発生しなかったか否か、発生しても解決に至ったかを評価すべきであると考ええる。
- いじめの完全な根絶は難しいかもしれないが、児童・生徒が中心となって根絶のための活動に取り組むこと、意識していくことはとても重要であることから、人権教育には今後も力を入れてもらいたい。人権の尊重＝個々の尊重ということで、それがダイバーシティ教育にもリンクするはずである。ただ一点、ダイバーシティという言葉自体が持つ意味が広いことから、事業として掲げるダイバーシティ教育という言い方が具体的に何を表しているのかが分かりにくいと感じる。
- 令和5年度目標に「引き続き、ダイバーシティ教育を推進していく」とあるが、多様性を認める教育なら、その点に絞って記載した方が分かりやすい。

《学力向上策の推進》

主 管 課		教育指導課 指導係 ・ 文化振興課 生涯学習係		
具体的施策	番号	確かな学力の定着		
	4			
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度		令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	14,190 千円 (13,085 千円)		15,634 千円 (13,342 千円)	14,995 千円
趣旨・概要		・ 「全国学力・学習状況調査」並びに東京都及び本市による「児童・生徒の学力向上を図るための調査」等を通して、児童・生徒の学力の定着状況及び「学びに向かう力」等に関する意識を把握・分析します。 ・ 各学校が学力に関わる諸調査の結果及び授業評価に基づいて「授業改善推進プラン」を作成し、授業の質的改善を図るとともに、基礎的、基本的な知識・技能の確実な定着を図るなど、確かな学力の定着を目指します。また、児童・生徒一人一人に確かな学力を身に付けさせる基盤となる学習意欲の向上及び学習規律の確立を図るため、自由な心を伸ばし、長所を引き出す指導、児童・生徒に向上心を高く持つ指導など、常に指導方法を工夫・改善し、子供の特性や習熟の程度に応じた学習集団を編成するなど、指導体制の工夫・改善に努めます。 ・ 学力向上策の一環として、小学校漢字検定及び中学校英語検定を実施します。 ・ 変化の激しい時代を生き抜き、生涯にわたり主体的に学び続ける児童・生徒を育成するために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、質の高い授業の展開を図ります。 ・ 家庭での学習が困難又は、学習習慣が十分に身に付いていない児童・生徒を対象に、地域住民等の協力により「地域未来塾」事業を推進し、学習支援を実施します。 ・ 少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチングやGIGAスクール構想の推進による一人1台端末を活用するなど、個別最適化の学びを実現し、個に応じた指導に努めます。 ・ 小・中学校で教科学習や様々な体験活動等を実施するに当たり、地域のボランティアの方の知識・技能の提供を受けることにより、学校教育の一層の充実を図るとともに、地域に開かれた学校づくりの充実を図ります。 ・ 市内全小学校に多様な経験を有する方を補助教員として派遣し、一人一人に目の行き届いた教育を実現するとともに、地域で学校を支える体制づくりに努めます。		
一次（内部）評価				
NO	事業		目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度 目標			
1	学力調査の実施		国、都、市調査を実施し、その成果を検証するとともに、教育委員会定例会で報告を行った。 引き続き各学力調査を実施するとと	B
	児童・生徒の学力向上を図るために、「児童・生徒の			

	学力向上を図るための調査（市調査）」、「児童・生徒の学力向上を図るための調査（都調査）」、「全国学力・学習状況調査（国調査）」を実施し、成果を検証するとともに、課題の把握・分析をします。 （教育指導課）	もに、その成果検証を各学校における授業改善の具体的手立てへとつなげていく。また、市調査については、国、都の調査と合わせて計画的・継続的な学力の向上を狙いとしねらいとして、令和４年度は実施学年を小学校第５学年及び中学校第２学年に変更・拡大した。	
2	授業改善推進プランの作成・活用 国、東京都、本市の学力調査の結果及び児童・生徒の実態等に基づき、各学校において「授業改善推進プラン」を作成し、授業の質的向上を図るとともに、児童・生徒一人一人の学力向上を目指します。 （教育指導課）	授業改善推進プランについては児童・生徒の日頃の学習状況から見取り作成を行い、各学校のホームページで公開した。個々の教員が授業改善推進プランを作成することを通して、児童・生徒の実態を踏まえた日々の授業改善及び個に応じた指導の充実が図られた。 引き続き諸学力調査の結果分析を通して把握した各学年の実態を踏まえ、授業改善推進プランを作成・活用することで、一人一人の児童・生徒に応じた指導の充実を図っていく。	B
3	小学校漢字検定の実施 小学校４年生及び６年生の児童に、学力向上策の一環として、市独自の漢字検定を受験させることにより、目標に向かって努力する態度を育むとともに、学習習慣の定着を目的として実施します。 （教育指導課）	漢字検定事業は、平成１７年度から小学校第３学年及び第４学年の全児童を対象とし、財団法人日本漢字能力検定協会が実施する漢字検定を受検させ、児童に技能検定試験合格という具体的な努力目標をもたせることで、学習に対する意欲の向上と基礎的・基本的な学力の定着を図ることを目的とし、実施してきたが、平成２８年度からは本予算を縮小し、小学校第４学年全児童を対象として実施してきた。 平成３０年度からは市独自の「武蔵村山市漢字検定」を作成し、小学校第４学年と第６学年を対象に、学習の定着が十分見込める２月に実施している。合格の児童には、市から合格証を渡すことにしている。	B
4	中学校英語検定の実施 中学校３年生の生徒に、学力向上策の一環として、英語検定を受験させることにより、目標に向かって努力する態度を育むとともに	中学校生徒の学力向上策の一環として、平成２７年度から英語検定事業を実施している。中学校第３学年の生徒を対象に英語検定を受検させた。受検をきっかけに英語学習についてキャリアを深めたり、高等学校	B

	に、学習習慣の定着を目的として実施します。 (教育指導課)	入試に活用することができた。	
5	「主体的・対話的で深い学び」からの授業改善 児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現を目標として、授業改善を図ります。 (教育指導課)	1年次から3年次の教員を対象とした若手教員育成研修等において受講者が主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業研究を行い、授業改善を図った。	B
6	地域未来塾の実施 市内小中学校全校での実施を目標とする(令和3年度は、小学校3校で未実施)。 (文化振興課)	各学校との連携をしっかりと、問題等を解決した結果、市内全校で実施することができた。 実施校からは、「学習意欲や学力の向上がみられた」「参加者全員が希望校に合格できた」などの声をいただいている。	A
7	個に応じた指導の実施(少人数指導・習熟度別指導・チーム・ティーチング) 児童・生徒の学習意欲の向上や学力の向上を図るため、少人数指導・習熟度別指導・チーム・ティーチング等による個に応じたきめ細やかな指導を実施します。 (教育指導課)	全小・中学校において、学習意欲の向上や学力の向上を図るために、少人数指導・習熟度別指導・チーム・ティーチング等による児童・生徒への個に応じたきめ細やかな指導を実施した。少人数指導により、一人一人の児童・生徒に対して教員が丁寧に説明でき、児童・生徒の理解が深まったり、理解に時間のかかる児童・生徒が習熟度別指導によって意欲的に取り組んだりするなど、具体的な児童・生徒の姿として、その成果が表れていた。	B
8	教育ボランティアの派遣 小・中学校で教科学習や様々な体験活動等を実施するに当たり、支援者として地域からボランティアを募り、その方の知識・技能の提供を受けることにより、学校教育の一層の充実を図るとともに、地域に開かれた学校づくりに寄与します。 (教育指導課)	全小・中学校に教育ボランティアを派遣し、授業等を含めた様々な場面において活用した。令和4年度は、市内全小・中学校に延べ2,444日の教育ボランティアを派遣した。授業等において個に応じた指導を充実させ、児童・生徒の基礎的・基本的な知識・技能の定着が図られた。	A
9	小学校補助教員の派遣 市内全小学校に多様な経験を有する方を補助教員として派遣し、その知識、経験を児童の指導等に活用することにより、一人一人に目	児童の実態に即した指導が徹底されている。個別の支援が必要な児童にきめ細かな指導ができている。基礎・基本の定着が図られている。個別に配慮を要する児童の生活習慣や規範意識の形成が推進されてい	A

	の行き届いた教育の実現に資するとともに、地域で学校を支える体制づくりを支援します。 (教育指導課)	る。	
総合評価			
B	S	目標以上の成果があった。	
	A	取組目標を達成した。(100%)	
	B	概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)	
	C	取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)	
	D	取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)	
	E	評価不能(新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等)	
令和5年度目標			
1	学力調査の実施学年を小学校第6学年及び中学校第3学年とする。		
2	授業改善推進プランを作成・活用することで、一人一人の児童・生徒に応じた指導の充実を図っていく。		
3	「武蔵村山市漢字検定」の実施を継続するとともに、児童に検定合格という具体的な努力目標をもたせ今後も実施していく。		
4	引き続き中学校第3学年生徒を対象として実施する。 英語検定を通じて、小・中学校9年間を通して学習意欲の向上と基礎的・基本的な英語力の定着を図っていく。		
5	児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、授業改善を図る。		
6	令和4年度に続き、全校実施できるよう学校と連携していく。		
7	引き続き、全小・中学校において、児童・生徒への個に応じたきめ細やかな指導を通して、学習意欲の向上や学力の向上を図るための少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチング等による指導を実施していく。		
8	地域人材等を活用し、個に応じた指導を一層充実させ、児童・生徒の基礎的・基本的な知識・技能の定着及びそれらを活用した思考力・判断力・表現力の育成を図る。		
9	各学校における補助教員の活用状況を精査し、より有効かつ効率的な運用を図っていく。		

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	読書活動の推進と言語能力の育成		
	5			
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度		令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)		0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要		- 各校で「学校図書館活用計画」を作成し、学校図書館担当教員、司書教諭、学校司書、ボランティア等が連携し、各学校で「読み聞かせ」を実施するなど、児童・生徒の読書活動を一層推進します。 - 学校図書館と市立図書館の連携を強化するとともに、電子図書の導入を検討し、児童・生徒に読書活動を通して考える力や豊かな感性、情緒などを身に付けさせ、人間力の基礎となる「言語力」の育成を図ります。また、学校図書館の利便性が高まるよう、環境整備を検討します。 - 市内全小・中学校に1名ずつ専任の学校司書を配置し、学校における読書活動を推進します。		
一次（内部）評価				
NO	事業		目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標			
1	読み聞かせの実践		小学校においては年間を通じて学級担任や学校司書による児童への読み聞かせを行った。	B
	学級担任や上級生、ボランティア等により、各学校で「読み聞かせ」を実施し、読書への関心を高めます。 (教育指導課)			
2	学校図書館の利用促進		学校司書連絡会を4回開催し、各校で作成した学校図書館活用計画に基づいた学習支援及び利用促進活動について指導主事より助言を行った。	B
	児童・生徒に親しまれる図書や調べ学習に役立つ図書資料を充実させるとともに、学校図書館の利用促進を図るための利用指導を行います。 (教育指導課)			
3	学校司書の配置と活用の推進		市内全小・中学校に1名ずつ専任の学校司書の配置を行い、図書の貸し出しや蔵書の整理など、円滑な学校図書館の運営ができている。	B
	市内全小・中学校に1名ずつ専任の学校司書を配し、学校における読書活動を推進し、児童・生徒に豊かな感性や情緒を身に付けさせるとともに、言語力の育成を図ります。 (教育指導課)			

総合評価	
B	S 目標以上の成果があった。
	A 取組目標を達成した。(100%)
	B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)
	C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)
	D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)
	E 評価不能(新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等)
令和5年度目標	
1	学級担任や上級生、ボランティア等により、各学校で「読み聞かせ」を実施し、読書への関心を高める。
2	児童・生徒に親しまれる図書や調べ学習に役立つ図書資料を充実させるとともに、学校図書館の利用促進を図るための利用指導を行う。
3	学校図書館の円滑な運営を行い、児童・生徒の読書活動の推進を図る。

学力向上策の推進に関する二次評価

- 本市の学校教育における最大の課題は、児童・生徒の学力の向上ということであると認識している。しかしながら、「学力調査の実施」、「授業改善推進プランの作成・活用」、「個に応じた指導の実施（少人数指導・習熟度別指導・ティーム・ティーチング）」といった東京都教育委員会と協働して実施していく学力向上施策の評価がBであるのに対して、「教育ボランティアの派遣」、「小学校補助教員の派遣」がAであり、この自己評価の違いの原因や課題を分析し、次年度に向けて改善を図ってもらいたい。
- 市の漢字検定の成績の付け方について、児童にとってより意味のある形を検討すべきと考える。
- 年次研修等の様々な研修を行っているとするが、研修を受けた教員の力量でその成果は変わってくると思われる。もし、教員が受ける年次研修を基準とするのであれば、教育委員会が年次研修で学んだことを生かした授業になっているのかを調べる必要があると考える。

《健康な身体や体力を育む教育の推進》

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策		番号	体力向上策の推進	
		6		
予 算 額 (決算額)		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
		0 千円 (0 千円)	0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要		・ 児童・生徒一人一人の体力の向上及び健康の保持増進を図るため、学校・家庭及び地域が連携した体力向上策を推進します。 ・ 東京都教育委員会と連携し、体力テストを実施し、「体力向上全体計画」を作成するとともに、体育授業の改善に役立てます。 ・ 各校の「体力向上全体計画」を踏まえ、体力の向上及び健康の保持増進を図るため、体育の時間内で運動量を増やすなど、指導法の工夫・改善を図ります。		
一次（内部）評価				
NO	事業		目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標			
1	東京都統一体力テストの実施・分析		全校 1 学期中に体力テストを実施し、自校の体力課題を把握するとともに、結果を分析し、授業改善推進プランを作成している。また、次年度の自校の体力向上の取組に反映することとした。	B
	東京都教育委員会と連携し、体力テストを実施することにより、児童・生徒の体力の実態を把握し、実態に応じた「体力向上全体計画」を作成するとともに、体育授業の改善に役立てます。 (教育指導課)			
2	体力向上に向けた指導法の工夫・改善		各小・中学校で作成した体力工場全体計画をもとに、体力向上及び健康の保持増進に係る取組を推進した。また、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育むための体育及び保健体育の授業改善に努めた。	B
	各校の「体力向上全体計画」を踏まえ、体力の向上及び健康の保持増進を図るため、体育の時間内で運動量を増やすなど、指導法の工夫・改善を図ります。 (教育指導課)			
総合評価				
B		S 目標以上の成果があった。		
		A 取組目標を達成した。(100%)		
		B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)		
		C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)		
		D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)		

		E 評価不能（新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等）
令和５年度目標		
1	東京都教育委員会と連携した体力テストを実施し、市全体及び各学校の体力の変化を経年で分析し、それぞれの取組の成果と課題を検証するとともに、今後の体力向上に向けた取組に資する分析を行っていく。	
2	各小・中学校の体力向上全体計画を踏まえた取組、体育及び保健体育における指導法の一層の充実を図るとともに、保護者への啓発を継続していく。	

主 管 課		教育指導課 指導係 ・ 学校給食課		
具体的施策	番号	食育の充実		
	7			
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度		令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	107,162 千円 (106,420 千円)		333,547 千円 (323,186 千円)	651,327 千円
趣旨・概要	・ 「健やかプラン（第三次健康増進計画・第三次食育推進計画・第二次母子保健計画）」を踏まえ、学校、家庭及び地域等と連携し、食育を推進します。 ・ 各学校では、「食に関する指導全体計画」に基づき、食育リーダー及び食育推進チームを中心とした指導体制を一層充実するとともに、食品ロスの削減に向けた取組や、望ましい食習慣など健康的な生活習慣の形成を促進します。 ・ 老朽化した学校給食センターに代わる施設として、「防災まちづくり構想」に基づき、災害時は応急給食などを行う防災拠点として稼働し、平常時は学校給食の提供などを行う「（仮称）防災食育センター」を整備します。			
一次（内部）評価				
NO	事業		目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標			
1	「健やかプラン」の推進		生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることを目指し、児童一人一人が望ましい食生活の基礎・基本と食習慣を身に付け、食事を通じて自らの健康管理ができることを目指した食に関する全体指導計画を市内全校が作成し、計画に基づく食育指導を行った。	B
	健やかプラン（第三次健康増進計画・第三次食育推進計画・第二次母子保健計画）を踏まえ、各学校で食育リーダーを選任し、食に関する指導全体計画を作成し、家庭へ情報発信を行うほか、学校給食を通じて食育を推進します。 （教育指導課）			
2	（仮称）防災食育センターの整備		・ 6月8日にPCB廃棄物処分完了 ・ 12月23日に工事請負契約を締結し、1月に工事説明会を2回実施した後、1月30日に整備工事着手	A
	9月までに整備予定地内のPCB廃棄物の処分を完了し、1月までに整備工事に着手する。（学校給食課）			
総合評価				
B		S 目標以上の成果があった。		
		A 取組目標を達成した。（100％）		
		B 概ね取組目標を達成した。（80％以上～100％未満）		

	C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)
	D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)
	E 評価不能(新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等)
令和5年度目標	
1	食に関する指導全体計画を作成し、家庭へ情報発信を行うほか、学校給食を通じて食育を推進する。
2	令和5年10月までに解体工事を完了し、建築工事に着手する。

主 管 課		教育指導課 指導係 ・ 教育総務課 学事係		
具体的施策	番号	心と身体の健康管理の充実		
	8			
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度		令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	54,413 千円 (49,587 千円)		55,802 千円 (50,000 千円)	58,981 千円
趣旨・概要		・ 児童・生徒の心と身体の健康管理のため、定期健康診断を行うとともに、発達障害の早期発見にも留意した就学時健康診断を実施します。 ・ 学校生活に必要な健康の保持増進を目的として、学校保健安全法に基づく定期健康診断や健康相談を実施するとともに、保健室の利用環境の向上などにより、児童・生徒の健康管理の充実を図ります。 ・ 各学校において、病気の予防やけがの応急手当などについて、正しい知識を身に付けられるように保健指導を充実します。 ・ 児童・生徒の悩みや課題にきめ細かく対応していくため、スクールカウンセラーによる全員面接を実施し、児童・生徒が相談しやすい環境を整備することにより、悩みや不安について早期に対応し、心の健康管理を充実します。 ・ 「第三次学齢期における歯の健康づくり推進プラン」を踏まえ、学齢期の歯と口の健康づくりを推進します。		
一次（内部）評価				
NO	事業		目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標			
1	定期健康診断・就学時健康診断の実施		学校における児童・生徒等の健康診断を実施し、学校教育の円滑化を図った。 就学時健康診断は、小学校入学前に保護者の付き添いのもと知能検査や内科健診等を行い学校教育の円滑化を図った。	A
	学校における児童・生徒等の健康診断を実施し、学校教育の円滑化を図る。 （教育総務課）			
2	保健指導の充実		感染症や虫歯の予防等について学校掲示物の掲示や便りの発行、保健や保健体育科保健分野の授業を通じて、児童・生徒が正しい知識を身に付け、実践できるよう保健指導を行った。	A
	各学校において、保健指導を充実させ、病気の予防やけがの応急手当などについて、正しい知識を身に付けられるようにします。 （教育指導課）			
3	心の健康管理の充実		各学校にスクールカウンセラーを 1 名配置（第五中学校のみ 2 名）し、相談体制を整備するとともに、小学 5 年生及び中学 1 年生を対象としてスクールカウンセラーによる全員面接を実施した。	A
	各学校にスクールカウンセラーを配置し、相談体制を整備するとともに、小学 5 年生及び中学 1 年生を対象としてスクールカウンセ			

	ラーによる全員面接を実施するなど、教育相談を充実させます。 (教育指導課)		
4	「第三次学齢期における歯の健康づくり推進プラン」の推進 学齢期における歯の健康づくり推進プランに基づき、子どもたちの歯科保健推進に関する事業を実施する。 (教育総務課)	児童・生徒の歯及び口腔の健康づくりに関する事業「むし歯ゼロプラン」を実施した。【小4校、中2校】 正しい歯磨きを習得するため、むし歯に関するクイズが記載されている下敷きを作成し児童に配布した。また、「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」において入賞作品を市役所ロビーに展示し、歯の健康管理の自覚を促した。	B
総合評価			
B		S 目標以上の成果があった。	
		A 取組目標を達成した。(100%)	
		B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)	
		C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)	
		D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)	
		E 評価不能(新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等)	
令和5年度目標			
1	学校における児童・生徒等の健康診断を実施し、学校教育の円滑化を図る。		
2	病気の予防やけがの応急手当などについて、児童・生徒が正しい知識を身に付けられるように保健指導の充実を図る。		
3	各学校にスクールカウンセラーを配置し、相談体制を整備する等、教育相談の充実を図る。		
4	第四次学齢期における歯の健康づくり推進プランを策定する。		

健康な身体や体力を育む教育の推進に関する二次評価

- 健康な体や体力の向上を図るための取組は、教育委員会、学校、家庭の協力が必要であることから、令和５年度目標に示しているように、保護者や地域の方々へのより一層の啓発を図っていただきたい。
- 歯の健康のために給食後の歯磨きを検討して欲しい。
- 体育の時間内で運動量を増し、体力の向上に繋げていく方針とのことであるが、体育の授業のみの取組では体力を向上させることには限界がある。体力テストは児童・生徒自身を表す基礎データであり、活用すべきデータではあるが、体育の授業は体（部位）を動かす、体の使い方を学ぶ、スポーツのルールや協働を学ぶといった意味合いも強いと感じていることから、どこに重きが置かれるのか明確になっていないと感じた。

《社会の変化に対応できる力を育む教育の推進》

主 管 課		教育指導課 指導係 ・ 教育総務課 学事係		
具体的施策	番号	安全教育の充実		
	9			
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度		令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)		0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要	・ 新型コロナウイルス感染症などの感染症の学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があるため、学校における感染症対策などの衛生管理に努めます。 ・ 児童・生徒が自分で自分の身を守れるようにするため、各校の安全指導計画や自然災害を含めた避難訓練実施計画等に基づき、家庭や地域との連携により、生活安全、災害安全及び交通安全の3領域について、計画的な指導を行います。 ・ 大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制の確立に努めます。 ・ 非行や犯罪から身を守るためのセーフティ教室の実施や地域安全マップの作成、交通安全意識の向上等を目的としたスクアード・ストレイト教育技法による交通安全教室など、地域や関係機関と連携した安全教育の充実に努めるとともに、登下校時における防犯ブザーの携行、スクールガード・リーダーによる巡回指導などを推進します。			
一次（内部）評価				
NO	事業		目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標			
1	学校における衛生管理の充実		「武蔵村山市立学校版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）第6版」に基づいた教育活動を展開し、児童・生徒が健康で安全な生活を送れるようにするとともに、学級活動等において感染症への正しい知識の普及を行った。	A
	日常生活における健康観察や衛生管理を充実させ、児童・生徒が健康で安全な生活を送れるようにするとともに、感染症への正しい知識の普及と予防対策を実施します。 (教育指導課)			
2	学校安全計画の作成と安全指導の充実		各学校において、安全指導計画を作成するとともに、月1回実施する安全指導日等を通して、様々な想定により生活安全・災害安全・交通安全の3領域について計画的に指導し、児童・生徒が自分の身を自分で守れるよう指導した。	A
	各学校において、安全指導計画を作成するとともに、月1回実施する安全指導日等を通して、様々な想定により生活安全・災害安全・交通安全の3領域について計画的に指導し、児童・			

	生徒が自分の身を自分で守れるようにします。 (教育指導課)		
3	避難訓練の実施 各学校において、様々な想定に基づいた避難訓練を毎月1回実施し、児童・生徒が避難経路や避難方法を確実に学べるようにするとともに、自分や他者の安全を守ろうとする態度を育みます。 (教育指導課)	各学校において、様々な想定に基づいた避難訓練を毎月1回実施し、児童・生徒が避難経路や避難方法を確実に学べるようにするとともに、自分や他者の安全を守ろうとする態度を育成した。	A
4	保護者・地域との連携による安全確保体制の確立 大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制を確立します。 (教育指導課)	大規模災害等の発生時を想定した引き渡し訓練を実施し、非常時の対応について、保護者と連携を図った安全確保体制の構築に努めた。	A
5	セーフティ教室の開催 児童・生徒が、交通事故や不審者、SNSなどを利用した犯罪、薬物乱用など、様々な危険に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、セーフティ教室を開催します。また、交通事故防止の意識を高めるため、主に中学生向けにスクアード・ストレイト教育技法による交通安全教室を開催します。 (教育指導課)	各学校で年に1回、東大和警察署等と連携したセーフティ教室を実施し、交通事故防止やSNSの利用に関連した危険やトラブルを未然に防止するための安全指導を行った。	A
6	小学生による地域安全マップの作成 児童が生活安全・災害安全・交通安全の様々な視点から、危険な場所・安全な場所を自分で判断し、危険を回避するための力を身に付けられるようにするため、市内全小学校において、地域安全マップを作成します。 (教育指導課)	小学校6校で都が作成した「地域安全マップづくり作成指導マニュアル」に基づき、地域安全マップを作成した。	B

7	スクールガード・リーダーによる学校安全巡回指導	スクールガード・リーダーが、登下校時の時間帯に学校施設や学校の周りを巡回し、安全に関する学校の取組について助言を行った。	A
	児童・生徒を犯罪から守るためスクールガード・リーダーが学校・通学路等の巡回、学校や児童・生徒、PTA及び地域の学校安全ボランティアへの指導、安全に関する学校の取組へ助言を行います。 (教育総務課)		
8	交通安全教室・自転車安全教室の実施	東大和警察署との連携により、市内全小学校において、交通安全教室や自転車安全教室を実施し、交通安全への意識を高めた。	B
	東大和警察署との連携により、市内全小学校において、交通安全教室や自転車安全教室を実施し、交通安全への意識を高めさせるとともに、自転車運転免許証を発行して、交通ルールを遵守する指導の徹底を図ります。 (教育指導課)		

総合評価

B	S 目標以上の成果があった。
	A 取組目標を達成した。(100%)
	B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)
	C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)
	D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)
	E 評価不能(新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等)

令和5年度目標

1	児童・生徒が健康で安全な生活を送れるようにするため正しい知識を身に付けられるようにする。
2	各学校において、安全指導計画を作成するとともに、月1回実施する安全指導日等を通して、様々な想により生活安全・災害安全・交通安全の3領域について計画的に指導し、児童・生徒が自分の身を自分で守れるようにする。
3	各学校において、様々な想定に基づいた避難訓練を毎月1回実施し、児童・生徒が避難経路や避難方法を確実に学べるようにするとともに、自分や他者の安全を守ろうとする態度を育む。
4	大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制を確立する。

5	児童・生徒が、交通事故や不審者、SNSなどを利用した犯罪、薬物乱用など、様々な危険に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、セーフティ教室を開催します。また、交通事故防止の意識を高めるため、主に中学生向けにスクアード・ストレイト教育技法による交通安全教室を開催する。
6	児童が生活安全・災害安全・交通安全の様々な視点から、危険な場所・安全な場所を自分で判断し、危険を回避するための力を身に付けられるようにするため、市内全小学校において、地域安全マップを作成する。
7	地域の見守り活動を補完する目的で防犯カメラを設置する。学校巡回指導を東大和警察署員の方に依頼する。市が取り組みできることはないか検討する。
8	東大和警察署との連携により、市内全小学校において、交通安全教室や自転車安全教室を実施し、交通安全への意識を高めさせるとともに、自転車運転免許証を発行して、交通ルールを遵守する指導の徹底を図る。

主 管 課		教育指導課 指導係	
具体的施策	番号	G I G A スクール構想の推進	
	10		
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)	0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要	- 文部科学省が提唱する「G I G A スクール構想」の実現のために整備した、一人 1 台端末や高速大容量の通信ネットワークを最大限に活用し、多様な子供たち一人一人に個別最適化された学びを提供し、資質・能力を一層確実に育成できる環境整備と、効果的な学習指導に努めます。 - 一人 1 台端末の活用にあたっては、日常の学習活動や生活の中で活用していくとともに、教員に対する研修を行ったり、学校間での情報共有を行ったりするなど、効果的な活用に努めます。 - 学習指導要領において、プログラミング教育を推進することは、「コンピュータを理解し上手に活用していく力を身に付けることは、あらゆる活動においてコンピュータ等を活用することが求められる子供たちにとって極めて重要」とされていることから、一人 1 台端末に整備されたアプリケーションを活用することはもとより、様々な教科等で指導するなど、プログラミング教育を充実します。 - 情報モラル及び情報リテラシー教育の徹底により、インターネットなどの正しい利用方法の指導を行うとともに、インターネット活用に関連する多種多様な危険や犯罪に巻き込まれないよう、情報教育を充実します。		
一次（内部）評価			
NO	事業	目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標		
1	小・中学校コンピュータ等の活用の推進	各学校においてSNS東京ノート等を活用し情報モラルを含む情報活用能力の育成を図った。	B
	急速に進展する情報化社会において、コンピュータ等を利用した学習を通じ、児童・生徒に情報活用の基本的ルールを習得させるとともに、主体的に情報を収集・選択し、活用する能力を身に付けさせます。 (教育指導課)		
2	プログラミング教育の充実	各小学校において作成したプログラミング教育年間指導計画に基づき、各教科において一人 1 台端末を活用する等して、物事を順序立てて論理的に考える力の育成を図った。	B
	一人 1 台端末によるソフトの活用や、プログラミング教材を用いるとともに、		

	様々な教科においてプログラミング的思考を育みます。 (教育指導課)		
3	情報モラル及び情報リテラシー教育の充実 コンピュータや図書館を利用した学習を通して、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラル及び情報リテラシーについての指導を推進します。 (教育指導課)	各校において、一人1台端末や図書館を利用した学習を通して、児童・生徒の情報活用能力を育成してきた。	B
総合評価			
B	S 目標以上の成果があった。		
	A 取組目標を達成した。(100%)		
	B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)		
	C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)		
	D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)		
	E 評価不能(新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等)		
令和5年度目標			
1	コンピュータ等を利用した学習を通じ、児童・生徒に情報活用の基本的ルールを習得させるとともに、主体的に情報を収集・選択し、活用する能力を身に付けさせる。		
2	1人1台端末によるソフトの活用や、プログラミング教材を用いるとともに、様々な教科においてプログラミング的思考を育む。		
3	コンピュータや図書館を利用した学習を通して、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラル及び情報リテラシーについての指導を推進する。		

主 管 課		教育指導課 指導係	
具 体 的 施 策	番 号	国際理解教育の推進	
	11		
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	41,574 千円 (33,515 千円)	41,279 千円 (ー 千円)	41,323 千円
趣旨・概要	- 外国の言語や文化について理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、中学校における A L T（外国語指導助手）などの活用を一層推進します。 - 外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成する外国語活動の充実を図ります。 - 小学校においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、「武蔵村山市立小学校英語活動モデルカリキュラム」に基づいた指導や、A L T や英語活動支援員などを活用し、コミュニケーション能力の素地を養う指導の充実を図ります。 - 帰国子女や外国籍の児童については、日本社会の生活に速やかに適応できるよう、日本語指導及び生活指導の充実を図ります。 - 児童・生徒が様々な国の人々や文化に触れることができるように、国際姉妹校との連携による交流活動や、民間団体の国際交流活動との連携に努めます。		
一次（内部）評価			
NO	事業	目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標		
1	A L T（外国語指導助手）の派遣・配置	A L T は、各中学校に 1 名ずつ、計 5 名を配置している。 中学校においては、英語科教員の助手としてティーム・ティーチングを通してコミュニケーション能力の向上を図っている。 小学校においては、週 1～2 日の派遣の中で、主に外国語活動の助手、さらには国際理解教育の促進に寄与している。	B
	外国語（英語）教育及び外国語活動（英語活動）の充実を図るとともに、国際理解教育を一層推進するため、「語学指導等を行う外国青年招致事業（J E T プログラム）」により、各小・中学校に A L T（外国語指導助手）を派遣・配置します。 （教育指導課）		
2	小学校英語活動支援員の配置	英語活動支援員は、各小学校に計 9 名を配置している。 児童が積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を補助し、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養っている。	B
	小学校における外国語活動（英語活動）を通して、コミュニケーションへの興味・関心を高め、積極的にコ		

	コミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、各小学校に英語活動支援員を配置します。 （教育指導課）		
3	帰国子女等指導助手の配置 帰国子女や外国籍の児童が、学校生活に適應できるよう、小中一貫校村山学園小学部の「日本語学級」に、帰国子女等指導助手を配置し、日本語指導等を行います。 （教育指導課）	小中一貫校村山学園に設置されている日本語学級に、帰国子女等指導助手を配置し、担任の助手として、帰国子女等に日本語を習得させるための指導・助言を行うとともに、日本の正しい生活習慣を身に付けさせるための指導・助言を行った。	B
4	国際姉妹校・国際交流活動との連携 国際姉妹校との連携による交流活動や、民間団体の国際交流活動との連携を通して、児童・生徒が様々な国の人々や文化に触れることができるようにします。 （教育指導課）	第九小学校とトーマス・ジェファソン小学校が国際姉妹校としてつながりを有している。令和4年度には、ホームステイ等の実施は無かった。	C
総合評価			
B		S 目標以上の成果があった。	
		A 取組目標を達成した。（100％）	
		B 概ね取組目標を達成した。（80％以上～100％未満）	
		C 取組目標を達成しなかった。（50％以上～80％未満）	
		D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。（50％未満）	
		E 評価不能（新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等）	
令和5年度目標			
1	引き続き、ALTの派遣・配置を実施し、全小・中学校において、児童・生徒への個に応じたきめ細やかな外国語指導を通して、学習意欲の向上や学力の向上を図るためのティーム・ティーチング等による指導を充実させていく。		
2	令和2年度から、小学校外国語科及び外国語活動の全面実施を開始した。全小学校において、児童への個に応じたきめ細やかな英語指導を通して、学習意欲の向上や学力の向上を図るためにティーム・ティーチング等による指導を充実させていく。		
3	引き続き、帰国子女等指導助手の配置を実施し、帰国子女等への個に応じたきめ細やかな日本語指導等を通して、社会生活に速やかに適應するための指導を充実させていく。		
4	第九小学校とマクドナルドインターナショナルスクールが交流、ホームステイの実施を予定しており、国際交流活動による連携を図る。		

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	日本の伝統・文化教育の充実		
	12			
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度		令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)		0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要		・ 国際社会で活躍する日本人の育成を図るため、児童・生徒の発達の段階を踏まえ、各教科等を通じて、日本の伝統や文化、東京都や本市の歴史と風土について学ぶ機会の充実を図ります。 ・ 我が国や郷土を愛し、伝統や文化を継承・発展させようとするとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を育む教育を推進します。 ・ 体験活動を通し、日本の伝統や文化及び地域の歴史と風土について学ぶ機会の充実を図り、伝統や文化を継承する態度を育みます。 ・ 郷土の特色を教材化した授業づくりを推進し、郷土武蔵村山市を愛する心や、伝統や文化を継承しようとする態度を育みます。		
一次（内部）評価				
NO	事業		目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標			
1	各教科等における日本の伝統・文化教育の推進		社会科等を中心に教育活動全体を通じて、我が国の歴史や文化を学ぶとともに、特別の教科道徳や特別活動等の学習を通じて、文化を継承しようとする気持ちを醸成してきた。	B
	教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨を踏まえ、各教科等において、日本の伝統・文化教育を推進し、児童・生徒が我が国の歴史や文化を継承していこうとする気持ちをもてるようにします。 （教育指導課）			
2	体験活動を通じた日本の伝統・文化教育の推進		餅つき、菊づくり、絵手紙づくり、箏（そう）演奏などの体験活動を通し、日本の伝統や文化及び地域の歴史と風土について学ぶ機会の充実を図り、伝統や文化を継承する態度を育んできた。	B
	餅つき、相撲、菊づくり、絵手紙づくり、箏（そう）演奏などの体験活動を通し、日本の伝統や文化及び地域の歴史と風土について学ぶ機会の充実を図り、伝統や文化を継承する態度を育む教育を推進します。			

	(教育指導課)		
3	地域との連携による伝統・文化教育の推進 地域の人材との連携により、村山大島紬やお茶、解雇、うどんなど、郷土の特色を教材化した授業づくりを推進し、郷土武蔵村山市を愛する心や、伝統や文化を継承しようとする態度を育みます。 (教育指導課)	小学校において村山大島紬づくり体験や茶摘み体験を実施するなど、郷土の特色を教材化した授業づくりを推進し、伝統や文化を継承しようとする態度を育んできた。	B
総合評価			
B		S 目標以上の成果があった。	
		A 取組目標を達成した。(100%)	
		B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)	
		C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)	
		D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)	
		E 評価不能(新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等)	
令和5年度目標			
1	各教科等において、日本の伝統・文化教育を推進し、児童・生徒が我が国の歴史や文化を継承していこうとする気持ちを持てるようにする。		
2	餅つき、絵手紙づくり、箏(そう)演奏などの体験活動を通し、日本の伝統や文化及び地域の歴史と風土について学ぶ機会の充実を図り、伝統や文化を継承する態度を育む教育を推進する。		
3	郷土の特色を教材化した授業づくりを推進し、郷土武蔵村山市を愛する心や、伝統や文化を継承しようとする態度を育む。		

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	キャリア教育の充実		
	13			
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度		令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	3,336 千円 (2,972 千円)		3,521 千円 (2,951 千円)	3,521 千円
趣旨・概要		・ 小中一貫教育の視点を踏まえ、児童・生徒が自らの生き方を考え、自らのキャリア形成のために必要な様々な基礎的・汎用的能力を育成するため、「キャリア教育全体計画」に基づき、地域や企業と連携した計画的・組織的なキャリア教育・進路指導を推進します。 ・ 中学校では職場体験を引き続き実施し、働くことの意義について生徒の理解を深めます。 ・ 教育活動に地域の人材を活用し、地域に根差した教育や、世代間交流を促進します。 ・ 小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫された個人評価ツール「キャリア・パスポート」を活用し、児童・生徒が主体的に学びに向かう力を育み、自己実現を図っていくことができるよう取り組みます。 ・ 学校が「キャリア・パスポート」を効果的に活用し、キャリア教育の充実を図るために、進路指導主任会等において、好事例の紹介をするとともに、校内推進体制の把握に努め、工夫・改善のための指導を行います。		
一次（内部）評価				
NO	事業		目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標			
1	キャリア教育全体計画の作成と各教科等におけるキャリア教育の推進		各校においてキャリア教育に関わる全体計画に基づき、人間関係形成力やキャリアプランニング能力等の基礎的・汎用的能力の育成に努め、望ましい勤労観を育んできた。	B
	各学校において「キャリア教育全体計画」に基づき、計画的にキャリア教育を推進し、児童・生徒が将来への夢をもてるようにするとともに、望ましい勤労観を育みます。 (教育指導課)			
2	中学校での職場体験活動の実施		令和 4 年度は中学校において新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策のため、職場体験は実施しなかった。	E
	市内全中学校において、2 年生による職場体験活動を行い、働くことの意義や			

	勤労観・職業観を育むとともに、主体的に進路を選択できる能力や態度を育成します。 (教育指導課)		
3	教育ボランティアの活用 教育活動に地域の人材を活用し、地域に根差した教育や、世代間交流を促進し、児童・生徒が自らの生き方を考えられる機会を確保します。 (教育指導課)	全小・中学校に教育ボランティアを派遣し、授業等を含めた様々な場面において活用した。令和4年度は、市内全小・中学校に延べ2,444日の教育ボランティアを派遣した。授業等において個に応じた指導を充実させ、児童・生徒の基礎的・基本的な知識・技能の定着が図られた。	B
4	キャリア・パスポートの活用 行事等で体験したことや、将来に向けて自らが考えたことなどを、「キャリア・パスポート」に保管し、振り返ることができるようにします。進学時には、次の校種へ確実に引き継ぎ、キャリア形成を推進します。 (教育指導課)	各校において特別活動や総合的な学習の時間を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら成長を自己評価できるように活動の記録等をキャリア・パスポートに保管した。	B

総合評価

B	S 目標以上の成果があった。
	A 取組目標を達成した。(100%)
	B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)
	C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)
	D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)
	E 評価不能(新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等)

令和5年度目標

1	各学校において「キャリア教育全体計画」に基づき、計画的にキャリア教育を推進し、児童・生徒が将来への夢をもてるようにするとともに、望ましい勤労観を育む。
2	市内全中学校において、2年生による職場体験活動を行い、働くことの意義や勤労観・職業観を育むとともに、主体的に進路を選択できる能力や態度を育成する。
3	地域人材等を活用し、個に応じた指導を一層充実させ、児童・生徒の基礎的・基本的な知識・技能の定着及びそれらを活用した思考力・判断力・表現力の育成を図る。
4	行事等で体験したことや、将来に向けて自らが考えたことなどを、「キャリア

	ア・パスポート」に保管し、振り返ることができるようにする。進学時には、次の校種へ確実に引き継ぎ、キャリア形成を推進する。
--	--

社会の変化に対応できる力を育む教育の推進に関する二次評価

- 安全指導についてはA評価が多く、学校から保護者や地域の方々との連携が図られていると考えられる。
- 「GIGA スクール構想の推進」に関し、「小・中学校コンピュータ等の活用の推進」について、目標に示された内容が一人1台端末を利活用した学習効果に関するものではなく、使い方やリテラシーに特化した内容となっていることに違和感を覚える。
- 国際理解教育の推進について、「ALTの派遣・配置」、「小学校英語活動支援員の配置」、「帰国子女等指導助手の配置」がB評価となっているが、その理由を明らかにしていくことが必要であると考ええる。
- キャリア教育の充実について、「キャリア教育全体計画の作成と各教科等におけるキャリア教育の推進」及び「キャリア・パスポートの活用」がB評価となっているが、その理由を明らかにしていくことが必要であると考ええる。
- 地域安全マップの子供たちを巻き込んだ作成は評価できる。今後さらに発展できると良い。
- SNSの利用について、保護者だけでなく、行事毎にその参加者全員へ徹底するよう指導すべきであると考ええる。
- 外国語教育について、小学生低学年に対しては文字や文法ではなく、国語同様にまずは音を習得することを目指すべきだと考ええる。
- 通学路の安全が確保されていないと感じる件について、ここ数年で街並みがだいぶ変わったので、しっかり確認してより安全な通学路の確保に努めて欲しい。また、学校側が学区内の地図や地理を把握していないのは安全上とても問題があると考ええる。
- 国際交流は是非推進していただきたいが、NPOや学校、各家庭に丸投げでは、なかなかホームステイを受け入れるハードルが高いので、サポートを検討すべきと考ええる。
- 情報リテラシーについては現代社会において最も重要な教育のひとつであると考ええる。現状が十分であるとは思えないので、より一層推進して欲しい。
- 職場体験以外のキャリア教育について検討して欲しい。
- 地域安全マップの作成、GIGAスクール構想、ALTの活用等、とても良い取組がされていると感じた。地域安全マップについても、児童が作成に携わることで危険な箇所の気付きに繋がる良い取組だと思う。
- 子どもの教育環境に沿った、時代に合った内容を適宜取り入れていると思う。しかしながら、今までこれらの内容を知ることがありませんでした。手紙や何かしらの通知で情報を発信していると思われるが、家庭内で手紙を受け取っている人物（主に母親でしょうか。）とその家族では情報の得方に差があると思う。今後はより発信していただき、このような素晴らしい内容を周知していただければと感じた（学校SNS、市役所SNS等で周知してはまずいのでしょうか？）。

《個に応じた支援と指導の充実》

主 管 課		教育指導課	
具体的施策	番号	特別支援教育の充実	
	14		
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	36,545 千円 (27,576 千円)	43,214 千円 (31,838 千円)	54,687 千円
趣旨・概要	特別な教育支援や発達支援が必要な児童・生徒一人一人に適切な支援を行うため、第五次特別支援教育推進計画に基づき、市立学校の特別支援教育の一層の推進を図る。		
一次（内部）評価			
NO	事業	目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標		
1	第五次特別支援教育推進計画の推進	自閉症・情緒障害特別支援学級開設準備委員会を年 3 回開催し、所掌事項の検討を図り、令和 5 年 4 月 1 日に村山学園第二中学校に開設する準備を完了し、教育委員会に報告を行った。また、開設にあたって市民周知を図った。	A
	重点事業である中学校自閉症情緒障害特別支援学級を令和 5 年 4 月に開設する（教育指導課）		
2	介助員・特別支援教育支援員の配置	介助員 14 名、特別支援教育支援員 12 名を配置した。 また、年度当初に専門家による研修会を実施し、介助員・支援員の役割等基礎的な内容から特別支援教育について理解促進に努めた。	A
	特別な支援を必要とする障害のある児童・生徒を支援するため、必要に応じて配置する。 (教育指導課)		
3	巡回相談員の配置	令和 4 年度の巡回相談件数は 13 件であった。巡回相談を実施した児童・生徒等については特別支援教育専門委員会において報告し、当該児童・生徒の特性や指導上の留意点などについての意見交換を通じ、共通理解を深め、指導内容の充実を図っている。新型コロナウイルス感染防止対策として、巡回相談を見送ったこと等により、昨年度より相談件数が下回ったと考えられる。	E
	各学校からの要請に応じ、巡回相談員が小・中学校を巡回し、児童・生徒一人一人のニーズを把握し、必要とする支援の内容・方法などについて、担任やコーディネーター、保護者等に適切な助言を行う。 (教育指導課)		
4	特別支援教育研修の充実	発達障害に対する理解と支援を推進するため、「特別支援教育講演会」を、都立羽村特別支援学校及び東大和市教育委員会と連携し開催した。	B
	特別支援教育研修会を実施するとともに、各校の特別支援教育コーディネーターを中心に、各校の実態に応じた研修会を計画的に実		

	施する。 (教育指導課)		
5	就学支援シートの作成・活用 保育園・幼稚園等の様子を小学校等に引継ぎ、学校生活を豊かで適切なものとしてくため、活用を推進する。 (教育指導課)	令和4年度中に就学支援シートを記述式からチェック式との併用方式に変更し、チェック項目を就学時に簡易に比較できる項目とした。このことで、保護者及び学校の負担軽減を図った。	A
6	学校生活支援シート・個別指導計画の作成・活用 障害のある児童・生徒一人一人のニーズを把握し、学齢期において一貫して的確な支援を行うため、学校生活支援シートを作成するとともに、それに基づいた個別指導計画を作成・活用する。また、続く学年、学校に引き継ぎ、適切な支援を行う。	①「学校生活支援シート」を作成して、個別の教育支援を行っている児童・生徒数(特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室) 作成率 100.0% ②「通常の学級に在籍している小・中学生のうち、「個別指導計画」を作成して、個別の指導や支援を行っている児童・生徒数 作成率 6.5%	B
7	交流及び共同学習の推進 特別支援学級に在籍する児童・生徒と、通常の学級に在籍する児童・生徒との交流及び共同学習を推進し、障害のあるなしにかかわらず、共に支えあって生きようとする態度を育む。	障害のあるなしにかかわらず、共に支えあって生きようとする態度を育むため、交流及び共同学習を推進した。	B
8	個別学習室における個別指導の推進 集団での指導だけでは十分に適応できない児童・生徒に対して、自校における個別学習室等で社会性や人との関わり方を身に付ける指導を行い、全ての児童・生徒の集団への適応を図る。	個別学習室や図書室といった施設も活用しつつ、対象の児童へ社会性や人との関わり方を身に付ける指導を行い、集団への適応を進めた。	B
9	通級指導学級における指導の充実 集団での指導だけでは十分に適応できない児童・生徒に対して、通級指導学級において社会性や人との関わり方を身に付ける指導を行うことを通して、全て	通級指導学級において社会性や人との関わり方を中心に指導を行い、全児童・生徒の集団への適応を図るよう取り組んだ。	B

	の児童・生徒の集団への適応を図る。		
10	地域や特別支援学級との交流の推進 学校・地域行事等の様々な相互交流を通して、地域との連携の充実を図る。	校外学習をはじめとする様々な機会の活用により、地域との連携の充実を図った。	B
総合評価			
B		S 目標以上の成果があった。	
		A 取組目標を達成した。(100%)	
		B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)	
		C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)	
		D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)	
		E 評価不能(新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等)	
令和5年度目標			
1	第五次特別支援教育推進計画の推進 小学校特別支援学級開設準備委員会の設置。		
2	介助員・特別支援教育支援員の配置		
3	巡回相談員の配置		
4	特別支援教育研修の充実		
5	就学支援シートの作成・活用		
6	学校生活支援シート・個別指導計画の作成・活用		
7	交流及び共同学習の推進を図る。		
8	個別学習室における個別指導の推進を図る。		
9	通級指導学級における指導の充実を図る。		
10	様々な機会を捉え、地域との交流を図る。		

主 管 課		教育指導課	
具 体 的 施 策	番 号	不登校への対応・適応指導の充実	
	15		
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	9,916 千円 (5,144 千円)	9,563 千円 (5,355 千円)	10,057 千円
趣旨・概要	児童・生徒及び保護者の悩みや課題にきめ細かく対応していくため、適応指導教室や教育相談室の充実を図る。また、教育相談室及びスクールカウンセラー、福祉・医療機関等の関係機関と連携しながら、児童・生徒の状況や地域の実情に合った柔軟な取組の充実を図るとともに、学校だけでは対応が困難な事例などに対応する。		
一 次（内 部） 評 価			
NO	事 業	目標に対する取組状況及び具体成果等	評 価
	令和 4 年度目標		
1	適応指導教室の充実	適応指導教室に通室する児童・生徒の多様な課題に対応した指導や支援を行うため、学習指導、室外学習及び相談対応等を通じ、学校復帰及び社会的自立に向けた支援を行った。 また、適応指導教室機能強化補助事業を実施し、適応指導教室にも通室していない児童・生徒の家庭に学習・登校支援員を派遣し、通室や登校に向け、状況に応じた教育環境の整備にあたった。	A
	不登校や不登校傾向にある児童・生徒の学校復帰支援に向けて、一人一人の課題にきめ細かく対応するため、適応指導教室の充実を図る。 (教育指導課)		
2	スクールカウンセラーの配置	不登校やいじめ、暴力等の問題を未然に防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図ることを目的として全校へスクールカウンセラーを配置している。	B
	不登校やいじめ、暴力等の問題を未然に防止するとともに、学校生活や友人関係などに関する心理的相談を通して、学校への適応を図るため、スクールカウンセラーを配置する。 (教育指導課)		
3	スクールソーシャルワーカーの派遣	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、問題を抱える児童・生徒に支援を行うスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境に働き掛けたり、関係機関等とのネット	A
	学校だけでは解決が困難な事例等に対して、社会福祉等の専門的な知識・技術を生かして児童・生徒や保護者の相談に応じたり、他		

	の関係機関との連携を推進するために、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、問題の解決を図る。 (教育指導課)	ワークを活用したりして、学校だけでは対応が困難な事例などに対応した。 派遣学校数 小学校 9校 中学校 5校	
4	「不登校カルテ」の作成と情報連携 不登校等の児童・生徒一人一人に対する適切な支援を実現するため、各学校において「不登校カルテ」を作成し、学校と教育委員会との情報連携により、学校復帰支援を図る。 (教育指導課)	「不登校カルテ」に基づく情報連携を図ることにより、児童・生徒の学校復帰を支援した。	B
総合評価			
B		S 目標以上の成果があった。	
		A 取組目標を達成した。(100%)	
		B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)	
		C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)	
		D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)	
		E 評価不能(新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等)	
令和5年度目標			
1	適応指導教室の充実		
2	スクールカウンセラーさらに活用していただけるよう、相談体制の充実を図っていく。		
3	スクールソーシャルワーカーの派遣を図った。		
4	「不登校カルテ」の作成と情報連携を図った。		

主 管 課		教育指導課	
具 体 的 施 策	番 号	学校における教育相談体制の整備	
	16		
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	37,920 千円 (30,072 千円)	41,080 千円 (32,398 千円)	40,737 千円
趣旨・概要	不登校児童・生徒などへの対応を図るため、教育相談研修を実施するとともに、全ての教職員による校内教育相談体制を整備し、組織的教育相談体制を確立する。また、教育相談室に専任相談員を配置し、集団への不適応や人間関係の悩みなどについての相談体制を充実するとともに、障害のある児童・生徒の就学相談を行う。		
一次（内部）評価			
NO	事業	目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標		
1	教育相談体制の充実	教育相談室に選任相談員を配置し、集団への適応や人間関係の悩みなどについての相談体制を充実するとともに、障害のある児童・生徒の就学相談などを行った。	A
	教育相談室に専任相談員を配置し、集団への不適応や人間関係の悩みなどについての相談体制を充実するとともに、障害のある児童・生徒の就学相談などを行います。 （教育指導課）		
2	学校教育相談体制の確立	各校において組織的な教育相談体制を確立した上、児童・生徒・保護者への対応にあたった。	B
	全ての教員が、児童・生徒や保護者に対して教育相談を行うことができるよう、各学校において、組織的な教育相談体制を確立する。 （教育指導課）		
3	教育相談研修会の実施	研修会を実施することにより、心理的相談に対応できるよう知識・技能を高めた。	B
	教員の教育相談に関する知識・技能を高め、児童・生徒とより良い人間関係を構築できるようにするとともに、児童・生徒や保護者の心理的相談に対応できるようにするため、教育相談研修会を実施する。 （教育指導課）		
総合評価			
B		S 目標以上の成果があった。	

	A 取組目標を達成した。(100%)
	B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)
	C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)
	D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)
	E 評価不能(新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等)
令和5年度目標	
1	教育相談体制の充実
2	学校教育相談体制の確立
3	教育相談研修会の実施

個に応じた支援と指導の充実に関する二次評価

- 「特別支援教育の充実」について、「第五次特別支援教育推進計画」がA評価となっており、その根拠として自閉症・情緒障害特別支援学級開設準備委員会の開催と所掌事項の検討・報告及び市民への周知となっている。令和5年4月から開設される新たな中学校自閉症情緒障害特別支援学級の整備や運営の内容等について、令和5年度の目標に位置付けることが必要である。
- 「不登校への対応・適応指導の充実」について、「適応指導教室の充実」、「スクールソーシャルワーカーの派遣」がA評価となっているが、具体的なエビデンスを明記する必要があると考える。
- 中学校での自閉症・情緒障害特別支援学級はあまり聞いたことがなく、良い取り組みである。より一層推進していただきたい。
- 適応指導教室について、学校には登校しているが教室にいるのが難しい児童・生徒も対象に入れることを検討すべきと考える。
- 不登校やいじめ等、学校に行けなくなる理由を持つ児童・生徒への支援については、引き続きご尽力いただきたい。学校には通えずとも、適応指導教室に通いながら義務教育を卒業し、社会で立派に活躍している方も多くいる。
- 教育環境の整備やスクールカウンセラーの配置等については、評価Aとなっており、取組目標を達成しているということで、今後も整備を継続していただきたい。今後は整備・配置といった環境面に留まらず、個に対する具体的な支援内容の追求、サポートする側の人的な整備に力を入れていただきたい。

《「学校2020レガシー」の構築に向けた取組の推進》

主 管 課		教育指導課 指導係	
具体的施策	番号	「学校２０２０レガシー」の構築に向けた取組の推進	
	17		
予 算 額 (決算額)	令和３年度	令和４年度	令和５年度（当初）
	0 千円 (0 千円)	0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要	・ 各学校が展開してきたオリンピック・パラリンピック教育において、５つの資質（「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」）の育成と関連付けて発展させてきた活動又はこれを契機に新たに取組を始めた活動の中から、学校経営方針、教育目標、児童・生徒の実態等に鑑み、学校の特色としてこれからも継続させる活動を今後は「学校２０２０レガシー」として展開します。		
一次（内部）評価			
NO	事業	目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和４年度目標		
1	「学校２０２０レガシー」の構築に向けた取組 オリンピック・パラリンピック教育で取り組んできた活動の中でこれからも継続させていく活動を「学校２０２０レガシー」として展開します。 (教育指導課)	オリンピック・パラリンピック教育で重点的に育成してきたボランティアマインド、障害者理解、豊かな国際感覚等の資質を育成するため、これまで培ってきたネットワークや家庭・地域との連携を生かした体験活動を実施した。	B
総合評価			
B	S 目標以上の成果があった。		
	A 取組目標を達成した。(100%)		
	B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)		
	C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)		
	D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)		
	E 評価不能（新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等）		
令和５年度目標			
1	オリンピック・パラリンピック教育で取り組んできた活動の中でこれからも継続させていく活動を「学校２０２０レガシー」として展開する。		

「学校2020レガシー」の構築に向けた取組の推進に関する二次評価

- 本事業で育成したとされるボランティアマインド、障害者理解、豊かな国際感覚について、家庭や地域との連携を生かした体験活動を行ったことによりB評価となっているが、予算措置が全くない中で、具体的な取組状況が不明であり、どのような活動をどのくらい実施したかといった評価結果の根拠を明らかにする必要がある。
- 具体的にどのような活動を指すのか記載する必要がある。
- 「オリンピック・パラリンピック教育で取組んできた活動」とあるが、培ってきたネットワークや家庭・地域との連携を生かした体験活動というものが何なのか、具体的な内容の記載が必要である。

《開かれた学校づくりの推進》

主 管 課		教育指導課 指導係	
具体的施策	番号	コミュニティ・スクールの充実	
	18		
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	4,389 千円 (ー 千円)	4,389 千円 (ー 千円)	4,333 千円
趣旨・概要	・ 保護者や地域住民などが学校運営協議会を通じて、一定の権限と責任をもって学校運営に参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等を充実させ、学校・家庭及び地域等が連携して、共に児童・生徒を育てるという視点に立った学校づくりを一層推進します。 ・ 学校評議員及び学校関係者評価委員会は、学校運営協議会がその機能を併せ持つ組織として運営していきます。		
一 次（内部） 評 価			
NO	事業	目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標		
1	コミュニティ・スクールの充実	定期的に開催される学校運営協議会において、地域と学校との積極的な情報交換が行われている。学校運営協議会主催の行事等も発案・企画されるなど、地域とともに教育活動が展開されている。また、学校評価に委員の方の意見を反映させることで、次年度への取組に向けて改善を図ることができている。	B
	コミュニティ・スクールとしての特色を生かした学校運営を推進し、中学校区を中心に、地域と学校が連携した児童・生徒の育成を一層充実させます (教育指導課)		
総 合 評 価			
B	S 目標以上の成果があった。		
	A 取組目標を達成した。(100%)		
	B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)		
	C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)		
	D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)		
	E 評価不能（新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等）		
令和 5 年度目標			
1	引き続き、コミュニティ・スクールを実施し、地域に開かれた学校運営を目指す。また、学校運営協議会の発案による、新たな教育施策の推進も図る。		

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	学校公開等の実施		
	19			
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度		令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)		0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要		・ 保護者や地域とともに、より良い学校づくりを推進するため、市内全小・中学校における学校公開を実施し、児童・生徒の学習状況などを公開します。 ・ 学校だよりや学校ホームページなどを活用し、各学校の学校経営方針や教育活動などを保護者及び地域に積極的に公開・公表します。 ・ 小・中学校における道徳科の時間の充実を図るとともに、道徳授業を保護者及び地域に公開することにより、家庭、学校及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育みます。		
一次（内部）評価				
NO	事業		目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標			
1	学校公開等の実施		各学校の学校経営方針や教育活動などの情報を広く保護者・地域等に発信するため、新型コロナウイルス感染症対策を講じた学校公開を各校で実施した。	B
	保護者や地域とともに、より良い学校づくりを推進するため、市内全小・中学校で学校公開を実施します。また、各学校の学校経営方針や教育活動などの情報を広く保護者・地域等に発信していきます。 (教育指導課)			
2	保護者・地域への授業公開		ゲストティーチャーを招いての授業を土曜日に実施するなど、工夫して実施した。	B
	各学校の実態に合わせて、定期的に保護者・地域への授業公開を行います。また、ゲストティーチャーを招いての授業を土曜日に実施するなど、工夫して実施します。 (教育指導課)			
3	道徳科及び道徳授業地区公開講座の充実【再掲】		各学校において道徳授業地区公開講座を実施し、保護者及び地域に特別の強化 道徳の授業を参観いただいた。また、授業後は参観された保護者等を交えた意見交換会を実施した。	B
	小・中学校における道徳科の充実を図るとともに、道徳科の授業を保護者及び地域に公開することにより、家庭、学校及び地域社会			

	が連携して子供たちの豊かな心を育めるようにします。 (教育指導課)		
総合評価			
B	S 目標以上の成果があった。		
	A 取組目標を達成した。(100%)		
	B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)		
	C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)		
	D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)		
	E 評価不能(新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等)		
令和5年度目標			
1	保護者や地域とともに、より良い学校づくりを推進するため、市内全小・中学校で学校公開を実施する。また、各学校の学校経営方針や教育活動などの情報を広く保護者・地域等に発信する。		
2	各学校の実態に合わせて、定期的に保護者・地域への授業公開を行う。また、ゲストティーチャーを招いての授業を土曜日に実施するなど、工夫して実施する。		
3	小・中学校における道徳科の充実を図るとともに、道徳科の授業を保護者及び地域に公開することにより、家庭、学校及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育めるようにする。		

主 管 課		教育総務課 教育政策係	
具 体 的 施 策	番 号	広報の充実	
	20		
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)	0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要	・ 学校行事などのタイムリーな話題をはじめ、特色ある様々な学校の情報を、保護者、地域の方々にわかりやすく発信するため、学校ホームページの充実に努める。 ・ 学校だよりや一斉配信メールにより、各校の教育情報を迅速・的確に発信します。		
一次（内部）評価			
NO	事業	目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標		
1	学校ホームページの充実	学校ホームページや学校からのツイッター等を活用することにより、学校で行われている行事や日常について周知を図ることができ、保護者や地域の方々に学校に関するタイムリーな情報を発信することができた。	B
	学校行事などのタイムリーな話題をはじめ、特色ある様々な学校の情報を、保護者、地域の方々に分かりやすく発信するため、学校ホームページの充実に図ります。 (教育総務課)		
2	一斉配信メールの実施	学校から家庭に速やかに連絡できるよう連絡体制を敷いている。	A
	教育情報を迅速かつ的確に家庭へ提供し、学校と家庭の円滑な連絡体制を構築します。 (教育総務課)		
総合評価			
B	S 目標以上の成果があった。		
	A 取組目標を達成した。(100%)		
	B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)		
	C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)		
	D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)		
	E 評価不能(新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等)		
令和 5 年度目標			
1	引き続き学校の出来事について広く周知を図る。		
2	引き続き学校と家庭との連絡体制の充実に図る。		

開かれた学校づくりの推進に関する二次評価

- 「コミュニティ・スクールの充実」、「学校公開等の実施」、「広報の充実」のすべての総合評価がBとなっているが、評価結果の根拠が明らかではなく、具体的な取組状況が不明である。
- コミュニティスクールについて、地域一体となって子供に関わる取り組みであり、評価できる。コロナの影響で少し停滞していたように感じるので、今後はより推進して欲しい。
- 学校行事の日程調整は保護者からするととても重要なので、今後もしっかり取り組んで欲しい。
- 例えば道徳授業地区公開講座のように、より多くの保護者を巻き込むのであれば、令和5年度目標に掲げられているゲストティーチャーを招いての授業の実施等、教育委員会が主体となって推し進めていただきたい。保護者が興味を引く内容で、話を聞きたいと思えるゲストティーチャーであれば、参加したいと思うはずである。
- 難しい話かもしれないが、開催する学校で事前に保護者にアンケートを取る等の活動を織り交ぜれば、より保護者の希望に合ったものを取り入れられ、保護者を巻き込んだ活動にできると考える。

《学校・家庭・地域の協働体制の構築》

主 管 課	文化振興課		
具体的施策	番号	新・放課後子ども総合プラン事業の推進	
	21		
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	35,509 千円 (32,760 千円)	44,168 千円 (37,009 千円)	50,646 千円
趣旨・概要	児童が放課後も適切な遊びや安全な居場所を確保できるよう、学校、家庭及び地域と連携しながら、学校の余裕教室などを活用し、「放課後子供教室」を運営する。また、国の「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、「学童クラブ」や「放課後子供教室」の拡充と連携により、子供たちが放課後等を安全・安心に過ごし、学習や遊びなど多様な体験・活動を行うことができる環境づくりを進める。		
一次（内部）評価			
NO	事業	目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標		
1	放課後子供教室の充実	コーディネーター、サポーターの確保に努め、学校との調整も密におこなったことから、令和 4 年 9 月から全小中学校で開設することができた。 新規開設の 2 校については、教室参加希望者が多いが、サポーターの予定が合わず、止む無く開設できない日があるほど盛況である。	A
	令和 3 年度に開設できていない 2 校については、令和 4 年 9 月の開設を目標とする。 (文化振興課)		
2	一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の運営	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、未実施。	E
	学校敷地内に学童クラブが設置されている 6 校での一体型事業の開催を目標とする。 (文化振興課)		
総合評価			
A	S 目標以上の成果があった。		
	A 取組目標を達成した。(100%)		
	B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)		
	C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)		
	D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)		
	E 評価不能(新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等)		
令和 5 年度目標			

1	サポーターの確保に努め、教室が休むことのないよう努める。
2	学校敷地内に学童クラブが設置されている全6校で一体型事業を開催する。

主 管 課		文化振興課 生涯学習係 ・ 教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	家庭教育の支援		
	22			
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度		令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	208 千円 (69 千円)		184 千円 (119 千円)	184 千円
趣旨・概要	- 学力の向上には、学校での学習指導とともに、家庭において基本的な学習習慣・生活習慣を身に付けさせることが重要です。 - 家庭の教育力を高めるため、家庭教育に関する講座を開催します。 「レッツ・チャレンジ」などの啓発パンフレットなどを用いて、家庭教育の重要性を常に発信し、子供たちが、家庭において基本的な学習習慣、生活習慣などを身に付けることができるよう、家庭教育を支援します。			
一次（内部）評価				
NO	事業		目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標			
1	家庭教育講座の実施		令和 4 年度実績 ・「けん玉検定にチャレンジ」 全 2 回 9 名 ・「視覚障がい者の暮らしと点字」 「視覚障がい者を理解するためのヒント」 各 1 回 15 名 ・「狭山丘陵の自然観察～バードウォッチング～」 全 2 回 19 名	B
	家庭の教育力を高めるため、家庭教育に関する講座を開催します。 (文化振興課)			
2	家庭教育の啓発資料の配布		「家庭における 5 つの実践」については、武蔵村山市第二次教育振興基本計画に盛り込み、市全体で取り組むべき内容として全ての教職員に周知するとともに、転入教職員研修会においても配布した。また、保護者会等で活用し、各家庭の啓発を図るための説明をした。	B
	家庭教育を支援するため、「レッツ・チャレンジ」等の啓発パンフレットなどを基に、各校で作成した啓発資料を各家庭に配布します。 (教育指導課)			
総合評価				
B	S 目標以上の成果があった。			
	A 取組目標を達成した。(100%)			
	B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)			
	C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)			
	D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)			
	E 評価不能（新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等）			

令和５年度目標	
1	市民が興味のある、必要とする講座内容について検討すると共に、講座名についても家庭教育と分かりやすいものとし実施する。
2	「家庭における５つの実践」啓発パンフレットの内容を活かし、教育委員会や各校で資料を作成・配布することを通して、家庭教育の啓発を図っていく。

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策		番号	カリキュラム・マネジメントの推進	
		23		
予 算 額 (決算額)		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
		0 千円 (0 千円)	0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要		・ 学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、学校の教育目標や目指す子供像などを、家庭・地域と共有しながら、教育活動の質の向上を目指します。		
一次（内部）評価				
N0	事業		目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標			
1	カリキュラム・マネジメントの推進 学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上を図ります。 (教育指導課)		各校において教育課程の編成、実施、評価改善を計画的かつ組織的に進め教育の質を高め学校の特色を生かしたカリキュラムの編成に努めた。	B
総合評価				
B		S 目標以上の成果があった。		
		A 取組目標を達成した。(100%)		
		B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)		
		C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)		
		D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)		
		E 評価不能（新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等）		
令和 5 年度目標				
1	学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上を図る。			

主 管 課		教育総務課 学事係 ・ 教育指導課 指導係		
具体的施策		番号	児童・生徒の安全確保	
		24		
予 算 額 (決算額)		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
		0 千円 (0 千円)	0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要		・ 頻発する交通事故や犯罪による被害、新型コロナウイルス感染症の拡大、自然災害への脅威など、子供たちの周りには危険が多くあることから、家庭、地域ボランティア及び関係機関と連携し、児童・生徒の安全確保に努めることが重要です。 ・ 地域の住民等の協力によって行う子ども安全ボランティアをサポートするなど、登下校時等における安全見守りを徹底します。 ・ 防犯対策として、防犯パトロールによる巡回や子供の見守り活動を補完する防犯カメラを運用し、児童・生徒の安全を確保します。 ・ 児童・生徒が安全にかつ安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設の安全点検を徹底します。 ・ 大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制を確立します。 ・ 児童・生徒が、交通事故や不審者、SNSなどを利用した犯罪、薬物乱用など、様々な危険に巻き込まれないよう、セーフティ教室を開催します。 ・ 児童・生徒の安全確保のため、昼間在宅していることが多い家庭、商店等を子ども110番ハウスとして登録し、登下校時等の緊急時における避難場所として確保します。		
一次（内部）評価				
NO	事業		目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標			
1	登下校時の安全見守りの推進		登下校時に小学校の通路上に立ち、児童を見守り通学における安全を確保することができた。 配置箇所 13 箇所	A
	学童交通擁護員を交差点等の危険個所に配置し児童の交通擁護を行う。 (教育総務課)			
2	子ども安全ボランティア活動の推進		登下校時に小学校の通路上に立ち、児童を見守り通学における安全を確保することができた。 また、市民の利便性を向上させるため電子申請を導入した。 子ども安全ボランティア 登録 217 人	A
	子ども安全ボランティアの方の募集を行い、子ども安全ボランティアの方に対し横断旗や帽子等を貸与する。 (教育総務課)			

3	防犯パトロールの推進	週 3 回、小学校の通学路、公園等の市内一円を青色防犯パトロールカーで、巡回パトロールにあたった。 (防災安全課の対応)	A
	青色防犯パトロールカーで学校周辺のパトロールを行う。 (教育総務課)		
4	小学校通学路防犯カメラの設置	地域の見守り活動を補完し、犯罪、交通事故等の起こりにくい安心・安全な地域づくりを促進した。 防犯カメラを運用し児童・生徒の安全を確保した。 二小 1 台、七小 1 台	A
	地域の見守り活動を補完する目的で防犯カメラを設置する。 (教育総務課)		
5	学校施設の安全点検の徹底	警察 O B をスクールガード・リーダーとして委嘱し、登下校時の時間帯に学校施設や通学路等の安全点検を行った。スクールガード・リーダーから学校へ巡回指導を行った。	A
	スクールガード・リーダーによる学校施設の安全点検を行う。 (教育総務課)		
6	保護者・地域との連携による安全確保体制の確立【再掲】	大規模災害等の発生時を想定した引き渡し訓練を実施し、非常時の対応について、保護者と連携を図った安全確保体制の構築に努めた。	A
	大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制を確立します。 (教育指導課)		
7	セーフティ教室の開催【再掲】	各学校で年に 1 回、東大和警察署等と連携したセーフティ教室を実施し、交通事故防止や SNS の利用に関連した危険やトラブルを未然に防止するための安全指導を行った。	A
	児童・生徒が、交通事故や不審者、SNS などを利用しての犯罪、薬物乱用など、様々な危険に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、セーフティ教室を開催します。また、交通事故防止の意識を高めるため、主に中学生向けにスケアード・ストレイト教育技法による交通安全教室を開催します。 (教育指導課)		
8	子ども 110 番ハウス事業の充実 (教育総務課)	通学路周辺の民家や店舗などが緊急避難所先となって、避難してき児童を保護し警察へ通報する協力拠点となった。 子ども 110 番ハウスの登録 674 件	A
	「子ども 110 番ハウス」のポスターや「パトロール中」の用紙を P T A に配布する。		

	(教育総務課)		
総合評価			
A	S	目標以上の成果があった。	
	A	取組目標を達成した。(100%)	
	B	概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)	
	C	取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)	
	D	取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)	
	E	評価不能(新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等)	
令和5年度目標			
1	学童交通擁護員を交差点等の危険個所に配置し児童の交通擁護を行う。		
2	子ども安全ボランティアができる方の募集について、市報等で周知する。		
3	防災安全課と協力を図り、青色パトロールカーによる巡回パトロールを実施する。		
4	地域の見守り活動を補完する目的で防犯カメラを設置する。		
5	学校巡回指導を東大和警察署員の方に依頼する。		
6	大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制を確立する。		
7	児童・生徒が、交通事故や不審者、SNSなどを利用した犯罪、薬物乱用など、様々な危険に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、セーフティ教室を開催します。また、交通事故防止の意識を高めるため、主に中学生向けにスクアード・ストレイト教育技法による交通安全教室を開催する。		
8	市が取り組みできることはないか検討する。		

学校・家庭・地域の協働体制の構築に関する二次評価

- 「新・放課後子ども総合プラン事業の推進」、「家庭教育の支援」、「児童・生徒の安全確保」については具体的な取組状況が記載されており、B評価及びA評価の根拠が明らかとなっている。
- 一方で、「カリキュラム・マネジメントの推進」については、B評価の根拠を明らかにする必要がある。
- 家庭における五つの実践は、箇条書きで提示するだけでなく具体的な実践方法の提示が必要と考える。
- 教職員の負担軽減のためにも、外部指導員や支援員の導入をもっと推進できると良いと考える。
- 地域との連携を深めることで通学路の安全の確保にもつながると思われるので、地域への働きかけをより推進していただきたい。
- 家庭教育に関する講座や啓発パンフレットの存在など、把握していなかった。家庭において基本的な学習習慣・生活習慣を身に付けさせることが重要であるとされ、そのための講座開催や啓発パンフレットを活用して家庭教育の重要性を常に発信しているということであるが、市側の【発信】と保護者側の【受信】が噛み合っていないように感じる。より効果的に周知を図るため、発信の方法を変えることも検討していただきたい。

《特色ある学校づくりの推進》

主 管 課		教育指導課 指導係	
具 体 的 施 策	番 号	小中一貫教育・小中連携教育の推進	
	25		
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)	0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要	- 本市では、「施設一体型」、「施設隣接型」、「施設分離型」の3つの型の小中一貫教育を推進し、本市の子供を自立した一人の人間にすることを目的に「知的能力」、「対人関係力」、「自己制御力」の3つを柱とした「人間力」の育成を目指しています。 - 小中一貫教育検証委員会による検証結果では、小中一貫教育の成果については、「児童・生徒の主体性の伸長」、「他者意識、相手を思いやる気持ちの醸成」、「生活指導上の課題の減少」、「キャリア教育の充実」、「児童・生徒の不安の軽減」、「小・中学校教員の連携・信頼関係の構築」などが挙げられ、課題については、「小中一貫教育の広報と市民の理解」、「小中一貫教育の立地条件等による限界」、「学力の向上」などが挙げられています。 - 今後も育成に当たっては、「確かな学力の定着」、「豊かな心の育成」、「志をもって取り組む態度の育成」、「中1ギャップ支援」、「教師力の向上」の5つのプロジェクトの下、中学校区ごとに取組を推進します。 - 各中学校区で研究してきた小中一貫教育の取組を計画的に実施し、児童・生徒へのきめ細やかな支援と本市の地域特性に適した小中一貫教育・小中連携教育を推進します。 - 小中一貫教育・小中連携教育推進の象徴ともいえる、「小中一貫教育の日」では、校区ごとに実態に即したテーマを設定し、小・中学校の教員が、「目指す児童・生徒像」の実現に向けた研究や研修を積み重ね、児童・生徒の人間力育成の確実な実現に努めます。 - 市民、保護者等に小中一貫教育について理解を深めてもらうため、その内容について周知、啓発を図ります。 - 校種間の円滑な接続を図るため、幼稚園、保育所、小学校及び中学校の連携を推進します。		
一次（内部）評価			
NO	事業	目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和4年度目標		
1	各中学校区における小中一貫教育・小中連携教育の推進	各中学校区において小中一貫教育カリキュラムを基に研究を進めてきた。各校の校内研究授業を公開しあったり、合同の協議会を設けたりして、中学校区で育てたい子供像を共有して、各校の教育課程を編成した。	B
	各中学校区で研究してきた小中一貫教育の取組を計画的に実施し、小中一貫教育・小中連携教育を推進します。 (教育指導課)		

2	「小中一貫教育の日」の実施	「小中一貫教育の日」を設定し、各校区で授業を公開し合い、授業の計画・展開・評価の在り方等について協議できるようにするとともに、小中一貫教育の充実を図ります。	B
	毎年１０月に「小中一貫教育の日」を設定し、各校区で授業を公開し合い、授業の計画・展開・評価の在り方等について協議できるようにするとともに、小中一貫教育の充実を図ります。 （教育指導課）		
3	市民・保護者等に対する小中一貫教育の周知・啓発	「村山学園 手づくりの小中一貫教育」（平成 24 年 1 月）、「小中一貫校村山学園検証委員会報告書」（平成 25 年 6 月）、「小中一貫教育検証委員会報告書」（令和 2 年 3 月）等をとおして、検証された成果と課題を踏まえ、各中学校区で教育活動を推進するとともに、その取組をホームページ、ツイッター、配布物等で発信してきた。	B
	市民、保護者等に小中一貫教育について理解を深めてもらうため、その内容について周知、啓発を図ります。 （教育指導課）		
4	幼保小中連携の推進	年度末等に幼稚園等から小学校、小学校から中学校への円滑な接続を図ることを目的とした情報交換、教員の交流等を行い、幼児・児童・生徒の実態や指導の在り方について連携を図り、小学校・中学校での学習や生活への適応課題に正対して取り組んだ。	B
	幼稚園、保育所、小学校及び中学校の交流、情報の交換、教員の交流等を通じて幼児・児童・生徒の実態や指導の在り方について連携を図り、小学校・中学校での学習や生活への適応の課題を解決します。 （教育指導課）		
総合評価			
B	S 目標以上の成果があった。		
	A 取組目標を達成した。（100％）		
	B 概ね取組目標を達成した。（80％以上～100％未満）		
	C 取組目標を達成しなかった。（50％以上～80％未満）		
	D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。（50％未満）		
	E 評価不能（新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等）		
令和５年度目標			
1	小中一貫教育の日を設定し、各中学校区での合同研究を継続していく。学校区ごとに共通理解事項をまとめて、教育課程の編成に生かしていく。		
2	毎年１０月に「小中一貫教育の日」を設定し、各校区で授業を公開し合い、授業の計画・展開・評価の在り方等について協議できるようにするととも		

	に、小中一貫教育の充実を図る。
3	「施設一体型」、「施設隣接型」、「施設分離型」を基本にした小中一貫教育が、将来においても通用するような指導体制や人的体制を整備するとともに、市民意識の醸成と向上を図っていきたい。
4	幼稚園、保育所、小学校及び中学校の交流、情報の交換、教員の交流等を通じて幼児・児童・生徒の実態や指導の在り方について連携を図り、小学校・中学校での学習や生活への適応の課題を解決する。

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	一校一研究の推進		
	26			
予算額 (決算額)	令和3年度		令和4年度	令和5年度（当初）
	18,935千円 (14,271千円)		18,127千円 (15,915千円)	21,458千円
趣旨・概要		・ 子供たちが、授業や全ての教育活動の中で、学びの意義を理解し、学びの楽しさを実感できるようにするとともに、教職員の質の向上及び学校全体の質の向上を目指すため、国、東京都又は市などの指定校、推進校又は奨励校等の指定を受け、校内研究を通して特色ある学校づくりを一層推進します。		
一次（内部）評価				
NO	事業 令和4年度目標		目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
1	校内研究の推進 文部科学省、東京都教育委員会、武蔵村山市教育委員会等の指定校・推進校・奨励校等による校内研究を支援し、特色ある学校づくりを一層推進します。 (教育指導課)		各学校では、東京都統一体力テストの分析結果等を踏まえ、自校の体力課題を把握し、その課題解決に向けた取組を「一校一取組」として、小学校では各学級における「一学級一実践」を加えて実践してきた。体育・保健体育の授業改善はもとより、休み時間における5分間走や、放課後の学級対抗のミニオリンピックの実施等、運動の日常化を図るための取組を充実させることができた。	B
総合評価				
B		S 目標以上の成果があった。		
		A 取組目標を達成した。(100%)		
		B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)		
		C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)		
		D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)		
		E 評価不能（新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等）		
令和5年度目標				
1	引き続き、全市的な体力課題及び各学校特有の体力課題を踏まえた一校一取組及び一学級一実践の充実を図り、児童・生徒が自ら体力を高めるための意欲を持たせ、体力向上を図っていく。			

主 管 課		教育指導課 指導係	
具体的施策	番号	部活動等の充実	
	27		
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	18,320 千円 (14,975 千円)	18,266 千円 (15,710 千円)	17,852 千円
趣旨・概要	・ 中学校の部活動を充実させるため、生徒の部活動加入を促進するとともに、中学校部活動に地域の方を外部指導員として派遣し、部活動の活性化を図ります。 ・ 運動部部活動のうち、中学校 1 校につき 1 団体に専門性の高い外部指導員を派遣し、技術面や戦術面の支援を行い、部活動の活性化及び強化を図るとともに、教員の異動によって部活動の継続性が損なわれないよう調整に努めます。 ・ 全国・関東大会出場時の交通費・宿泊費の補助を行うなど、保護者の負担を軽減します。		
一次（内部）評価			
NO	事業	目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標		
1	中学校における生徒の部活動加入の促進	生徒一人一人の特性を生かして部活動に加入できるよう市内中学校 5 校で計 60 以上の部活動を運営してきた。 活動を通じて一つのことを諦めずに継続して行うことや、仲間と協力して成し遂げることの喜びを体験できるように部活動運営に努めてきた。	B
	各中学校において、生徒一人一人の特性を生かして部活動に加入できるようにするとともに、一つのことを諦めずに継続して行うことや、仲間と協力して成し遂げることの喜びを体験できるようにします。 (教育指導課)		
2	部活動外部指導員の派遣	全中学校に令和 4 年度は 45 名の部活動外部指導員を派遣し、部活動の一層の活性化を図った。	B
	中学校に部活動外部指導員を派遣し、部活動の一層の活性化を図ります。 (教育指導課)		
3	部活動支援事業の実施	全中学校に部活動外部指導員を派遣し、部活動の活動内容に応じた技能面や戦術面の支援を行い、部活動の強化を図ることができた。	B
	市内全中学校の運動部部活動のうち、1 校につき 1 団体に外部指導員を派遣し、技能面や戦術面の支援を行い、部活動の強化を図ることを目的に実施します。 (教育指導課)		
4	全国・関東大会出場時の支	令和 4 年度においては、関東大会	B

	援 全国・関東大会出場時の 交通費・宿泊費等の補助を 行い、保護者の負担を軽減 します。 (教育指導課)	が4件、全国大会が2件の利用があ り、特に宿泊を伴うケースでは負担 額も大きくなるため、この取組みに より保護者の負担軽減を図ることが できている。	
総合評価			
B	S 目標以上の成果があった。		
	A 取組目標を達成した。(100%)		
	B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)		
	C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)		
	D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)		
	E 評価不能(新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等)		
令和5年度目標			
1	各中学校において、生徒一人一人の特性を生かして部活動に加入できるようにするとともに、一つのことを諦めずに継続して行うことや、仲間と協力して成し遂げることの喜びを体験できるようにする。		
2	引き続き全中学校へ、幅広く部活動の支援を届けるため部活動のさらなる活性化を図る。		
3	引き続き全中学校へ、部活動の活動内容に応じた技能面や戦術面の支援を行い、部活動の強化を図る。		
4	保護者の負担軽減を図ることを通じて、部活動のさらなる活性化を図る。		

特色ある学校づくりの推進に関する二次評価

- 部活動の地域への移管という課題に全国的に取り組んでいる中で、特色ある学校づくりと「部活動の充実」という考え方が成立するのか、また、部活動の推進が特色ある学校づくりと関連するのか、さらには、この事業名を、第三次教育振興基本計画に今後も位置付けていくかどうかを検討すべきである。その上で、事業に関する点検・評価を行っていく必要があると考える。
- ゼロカーボンの一環で給食の牛乳のストローが廃止になったのだと思うが、食育（食事マナー）の視点からするとラップ飲みは容認しがたいので、コップの使用（持参でも）を検討すべきだと考える。
- 小中一貫校を推進しているが、住所によっては通学を検討し難い状況にある。広く平等に選択できるよう、通学方法の検討をしていただきたい。
- 特色ある学校の構築と言っても、特色を作り出すことも簡単ではないと感じる。小中一貫教育は特色と捉えて良いと思うが、完璧な「小中一貫」とするならば、小学校と中学校の教員が一つの職員室にて事柄を共有するなど、一体となって活動を進めない限り「一貫」とはなりにくいと感じている。
- 施設分離型の一貫校形式では連携が途切れる部分が存在するが、小学校から中学校へ進学する生徒の情報連携により生徒の理解に繋がるのであれば、その連携を今後も推進していただきたい。

《教職員の質の向上と教員の「働き方改革」の推進》

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策		番号	教職員研修・研究の充実	
		28		
予 算 額 (決算額)		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
		1,143 千円 (1,095 千円)	1,270 千円 (1,270 千円)	1,270 千円
趣旨・概要		・ 教職員の質の向上を図るため、夏季休業期間中を中心に校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭等、職層に応じた教職員研修を実施します。 ・ 校内全体で実施する授業研究を一層充実させ、教員同士の学び合いの場を設定し、授業力の向上を図ります。 ・ 教職員の能力開発や指導力の向上のため、各種教職員研修の実施教職員が相互に授業実践について協議できるよう、各中学校区で授業実践を行う「小中一貫教育の日」を設定するとともに、東京都や関係機関と連携しながら、教職員の職層に応じた研修・研究の充実を図ります。 ・ 小・中学校の各教育研究会において、指導・助言を行うとともに、講師を紹介するなどして、教員の教科等への専門性の向上を図ります。		
一次（内部）評価				
NO	事業		目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標			
1	指導力向上に向けた各種教職員研修の実施		令和 4 年度は職層に応じた 14 の研修会を設定し、教職員の指導力の向上を図ってきた。	B
	教職員の質の向上を図るため、年間を通して校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭等、職層に応じた教職員研修を実施します。また、若手教員育成研修等を計画的に実施し、教職員の指導力向上を図ります。 (教育指導課)			
2	校内研修の推進		各校の実態に応じた教育課題を解決するための研究活動を行い、研究を通じて授業力の向上を図ってきた。	B
	校内全体で実施する授業研究を一層充実させ、教員同士の学び合いの場を設定し、授業力の向上を図ります。 (教育指導課)			
3	「小中一貫教育の日」の実施【再掲】		「小中一貫教育の日」を設定し、各校区で授業を公開し合い、授業の計画・展開・評価の在り方等について協議できるようにするとともに、	B
	毎年 10 月に「小中一貫教育の日」を設定し、各校区			

	で授業を公開し合い、授業の計画・展開・評価の在り方等について協議できるようにするとともに、小中一貫教育の充実を図ります。 (教育指導課)	小中一貫教育の充実を図ります。	
4	小中学校教育研究会への支援の充実 小・中学校の各教育研究会において、指導・助言を行うとともに、講師を紹介するなどして、教員の教科等への専門性の向上を図ります。 (教育指導課)	高い専門性を有する学識経験者や指導主事を講師に招聘し、教育研究会の充実に資する取組を行ってきた。	B
総合評価			
B		S 目標以上の成果があった。	
		A 取組目標を達成した。(100%)	
		B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)	
		C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)	
		D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)	
		E 評価不能(新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等)	
令和5年度目標			
1	教職員の質の向上を図るため、年間を通して校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭等、職層に応じた教職員研修を実施する。また、若手教員育成研修等を計画的に実施し、教職員の指導力向上を図る。		
2	引き続き教員同士の学び合いの場を設けた上、研究を通じた授業力の向上を図る。		
3	毎年10月に「小中一貫教育の日」を設定し、各校区で授業を公開し合い、授業の計画・展開・評価の在り方等について協議できるようにするとともに、小中一貫教育の充実を図る。		
4	小・中学校の各教育研究会において、指導・助言を行うとともに、講師を紹介するなどして、教員の教科等への専門性の向上を図る。		

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策		番号	授業改善の推進	
		29		
予 算 額 (決算額)		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
		0 千円 (0 千円)	0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要		・ 毎年度、学校ごとに策定する「授業改善推進プラン」に基づき、子供たちに分かりやすい授業づくりと授業規律の確立を目指します。 ・ 東京都教育委員会における特別訪問など、教科ごとに専門性の高い講師を招き、授業改善についての具体的な指導を受ける機会を設定します。		
一次（内部）評価				
NO	事業		目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標			
1	授業改善推進プランの作成・活用【再掲】 国、東京都、本市の学力調査の結果及び児童・生徒の実態等に基づき、各学校において「授業改善推進プラン」を作成し、授業の質的向上を図るとともに、児童・生徒一人一人の学力向上を目指します。 (教育指導課)		授業改善推進プランについては児童・生徒の日頃の学習状況から見取り作成を行い、各学校のホームページで公開した。個々の教員が授業改善推進プランを作成することを通して、児童・生徒の実態を踏まえた日々の授業改善及び個に応じた指導の充実が図られた。	B
総合評価				
B		S 目標以上の成果があった。		
		A 取組目標を達成した。(100%)		
		B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)		
		C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)		
		D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)		
		E 評価不能（新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等）		
令和 5 年度目標				
1	引き続き諸学力調査の結果分析を通して把握した各学年の実態を踏まえ、授業改善推進プランを作成・活用することで、一人一人の児童・生徒に応じた指導の充実を図っていく。			

主 管 課		教育指導課 指導係 ・ 教育総務課 教育政策係		
具体的施策		番号	教員の「働き方改革」の推進	
		30		
予 算 額 (決算額)		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
		14,448 千円 (14,442 千円)	14,657 千円 (14,187 千円)	14,634 千円
趣旨・概要		・ 業務改善や I C T 化の推進、学校を支える人員体制の確保などの多様な取組を複合的に実施するなど、教員の負担軽減を図ることや、教員の長時間労働の改善に努め、教育の質の向上を図ります。		
一 次（内部） 評価				
NO	事業		目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標			
1	校務支援システムの活用		令和 4 年度は、新たに小・中学校に着任した教職員を対象として、動画マニュアル等の資料配布により操作説明を行った。	B
	導入した校務支援システムを円滑に利用ができるよう、異動者に対する操作説明会を随時行う。 (教育総務課)			
2	教員の「働き方改革」の推進		教員の在校時間については、出退勤記録システムを活用し、適宜把握を行っている。また、令和 4 年 3 月に策定した「武蔵村山市立学校職員の在校等時間の上限に関する方針」を周知し、各学校の「働き方改革」を促した。	B
	教員の在校時間や校務の状況を適宜把握し、その改善を図りながら、教員の「働き方改革」を推進します。 (教育指導課)			
総 合 評 価				
B		S 目標以上の成果があった。		
		A 取組目標を達成した。(100%)		
		B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)		
		C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)		
		D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)		
		E 評価不能（新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等）		
令和 5 年度目標				
1	平成 3 0 年度に導入した村山学園の校務支援システムが更新時期を迎えることに伴い、さらなる教員の働き方改革を図るため、現状を見直した上で更新に向けた検討を進めていく。			
2	引き続き教員の在校時間等を適宜把握するとともに、教員の「働き方改革」を推進していく。			

教職員の質の向上と教員の「働き方改革」の推進に関する二次評価

- 「教員研修・研究の充実」、「授業改善の推進」及び「教員の『働き方改革』の推進」について、すべての項目がB評価となっているが、児童・生徒の学びの充実と関わる極めて重要な事業であることに鑑み、どのような評価方法であるかにかかわらず、A評価以上の取組を期待したい。また、何が原因でB評価となっているかが不明であり、今後の改善の視点を明らかにできる点検・評価であってほしいと切に要望する。
- 教員の仕事の持ち帰りについて、個人情報に関係で持ち帰れないと回答をいただいたが、教材準備等は家でも作業可能であるので、教員に持ち帰りの有無を確認しても良いと思う。教職員が教科準備にしっかり取り組めるよう今後も改革が必要と考える。
- 現代では「働き方改革」は社会全体で取り組まれていることである。適正な勤務体制や勤務時間を取り入れることで、無理することなく働ける環境を作れることから、教員も社会と変わらず取り入れるべき内容である。時間の有効活用ができるようになったことが指導力の充実に繋がっているようであればなお良いと思うが、教員は少なからず持ち帰りの仕事を抱えているとすると、在校等時間の上限に関する方針と教員の実務労働時間が一致するようにしていただきたい。

《学校経営力の充実》

主 管 課	教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	人材育成の推進	
	31		
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)	0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要	・ 教職員の質・能力を向上させるため、東京都教員人材育成基本方針及びOJTガイドラインを踏まえ、OJT実施体制、実施方法などを確立し、各校において、校内研修を中心に、日常的な職務を通しての人材育成を推進します。 ・ 学校の組織的な課題解決能力の向上を目指し、主幹教諭及び主任教諭を育成し、学校マネジメントの強化を図るとともに、将来の教育管理職候補者の育成を行います。 ・ 法定研修以外に、トレーナースタディ（7年次）、リーダースタディ（9年次）、管理職向け研修を実施し、市全体として計画的な人材育成を推進します。 ・ OJTの推進に当たっては、自己申告及び業績評価による人事考課制度を活用し、成果と課題について検証するとともに、必要な改善を行い、次の計画に反映していきます。		
一次（内部）評価			
NO	事業	目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標		
1	OJTの推進	各学校において日常的な職務を通してのOJTを推進学校全体の教育力の向上及び組織的な課題解決を図ってきた。	B
	学校全体の教育力の向上及び組織的な課題解決のため、各学校において日常的な職務を通してのOJTを推進します。 (教育指導課)		
2	主幹教諭及び主任教諭の育成・活用	「輝け！未来の管理職候補者研修」を通じて、主幹教諭及び主任教諭の資質・能力を育成し、学校の組織的な課題解決能力の向上を図ってきた。	B
	学校の組織的な課題解決能力の向上を目指し、主幹教諭及び主任教諭を育成し、学校マネジメントの強化を図ります。また、将来の教育管理職候補者の育成を行います。 (教育指導課)		
3	人事考課制度を活用した人材育成の推進	校長ヒアリング等を通して、各教員のキャリアプラン等を把握するとともに、各種選考を受験する教員の掘り起こしを行った。 また、各学校においては、人事考	B
	自己申告、業績評価による人事考課制度を活用し、個々の教員の資質向上・能		

	力開発に役立てます。 (教育指導課)	課制度を活用し、キャリアプランを形成させ、それに基づき指導育成を行った。	
総合評価			
B	S 目標以上の成果があった。		
	A 取組目標を達成した。(100%)		
	B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)		
	C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)		
	D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)		
	E 評価不能(新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等)		
令和５年度目標			
1	学校全体の教育力の向上及び組織的な課題解決のため、各学校において日常的な職務を通してのOJTを推進する。		
2	学校の組織的な課題解決能力の向上を目指し、主幹教諭及び主任教諭を育成し、学校マネジメントの強化を図るとともに、将来の教育管理職候補者の育成を行う。		
3	引き続き教員のキャリアプラン等を把握するとともに、各種選考を受験する教員の掘り起こしを行っていく。また、各学校においては、キャリアプランを形成させ、それに基づき指導育成を行っていく。		

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	学校評価の充実		
	32			
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度		令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)		0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要		- 各学校では、教育目標の達成に向け、校長の学校経営方針を一層明確にするとともに、進行管理を徹底し、学校全体でその具現化を図ります。 - 学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果を学校運営の改善に生かすとともに、評価結果等については、広く保護者等に公表します。 - 学校が行う自己評価の客観性・透明性を高めるため、学校運営協議会を活用するとともに、評価結果を公表し、学校・家庭及び地域の共通理解を深め、相互の連携を一層促進します。 - 教育活動が組織的かつ機能的に行われるよう、校長、副校長、主幹教諭及び主任教諭による組織マネジメントの強化を図るとともに、P D C A サイクルを確立し、教育活動の改善に取り組みます。		
一次（内部）評価				
NO	事業		目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標			
1	学校経営方針の作成・推進		各学校において、教育目標の達成及び特色ある学校づくりの推進を図るために、校長は学校経営方針を作成し、その具現化に向けて短期的・中期的・長期的目標に基づいた学校経営を実施してきた。また、学校運営協議会で出された意見や、学校評価の結果を踏まえ、年間を通して経営方針の内容の見直しを図りながら、地域に根差した特色ある学校づくりを推進してきた。	B
	各学校における教育目標の達成及び特色ある学校づくりの推進に向け、校長の学校経営方針を一層明確にするとともに、学校経営方針に基づいた進行管理表を作成し、学校全体でその具現化を図ります。 （教育指導課）			
2	学校評価による経営改善の推進		全ての小・中学校において、教育活動及びその他の学校運営の状況について自己評価及び学校関係者評価を行い、家庭学習の定着や読書活動の充実等、課題となった項目に対して次年度の教育課程編成に具体的に反映をさせた。また、評価結果については、各小・中学校のホームページに掲載するとともに、学校だより等において広く公表をした。	B
	学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果を学校運営の改善に生かします。また、評価結果等については、広く保護者等に公表します。 （教育指導課）			
3	学校運営協議会の活用		全ての小・中学校において、教育	B

	学校運営の改善に向け、学校運営協議会を活用し、学校が行う自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、評価結果を公表することにより、学校・家庭及び地域の共通理解を深め、相互の連携を一層促進します。 （教育指導課）	活動及びその他の学校運営の状況について自己評価結果の共有を図り、学校・家庭及び地域の共通理解を深め、相互の連携を一層促進することができた。	
4	PDCAサイクルの徹底 学校評価を踏まえたPDCAサイクルを徹底し、教職員、児童・生徒、保護者及び地域が学校教育目標の達成に向けて関わりを深めながら教育活動の改善に取り組めます。 （教育指導課）	中期的・長期的視点からは、学校運営協議会での意見や学校評価の結果を踏まえ、年度教育活動を評価し、次年度の教育課程の編成に生かし、各学校の教育目標の実現に生かしてきた。 短期的視点からは、全体計画及び年間指導計画に基づく毎日の授業において、児童・生徒の実態やクラス状況を踏まえながら学習活動・生徒指導の在り方を適宜見直しながら、教育目標の実現を図ってきた。	B
総合評価			
B		S 目標以上の成果があった。	
		A 取組目標を達成した。（100％）	
		B 概ね取組目標を達成した。（80％以上～100％未満）	
		C 取組目標を達成しなかった。（50％以上～80％未満）	
		D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。（50％未満）	
		E 評価不能（新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等）	
令和5年度目標			
1	引き続き各学校において、具体的な学校経営方針を作成し、短期的・中期的・長期的目標に基づいた学校経営を実施するとともに、学校運営協議会や学校評価における地域等の意見を十分に踏まえ、地域に根差した特色ある学校づくりを推進していく。		
2	引き続き学校内外からの学校評価を通して、各学校において、必要とされる教育機能を適切に果たし、地域に根差した特色ある教育活動が行えているか等について、客観的・総合的に分析し、教育活動全般の改善を図っていく。		
3	引き続き学校内外からの学校評価を通して、学校・家庭及び地域の相互の一層の連携を図る。		
4	短期的・中期的・長期的な視点からのPDCAサイクルを徹底し、学校評価を踏まえ、保護者及び地域との連携を図りながら、全教職員が、学校教育目標の達成に向けた教育活動の改善に引き続き取り組んでいく。		

学校経営力の充実に関する二次評価

- 「人材育成の推進」、「学校評価の充実」について、事業の趣旨や目的については詳細な記述があるが、取組状況や具体的成果に関するエビデンスを示す必要があると考える。
- 昨年度から様式を統一し評価を合わせたということで、今後の結果に期待したい。
- 学校の経営力の指標や評価の根本は、各学校の校長の教育方針・経営方針、校長自身の人柄が大きく影響していると考ええる。その他、学力向上や教職員一人ひとりの態度も重要で、時に保護者への対応一つで評価が変わることもある。
- 校長が変わることで学校の雰囲気も変わるが、良い意味で校長のリーダーシップを発揮していただき、特色ある学校づくりに尽力していただきたい。

《学校教育環境の充実》

主 管 課		教育総務課 教育施設係 ・ 教育総務課 教育政策係		
具体的施策		番号	学校施設・設備の整備	
		33		
予 算 額 (決算額)		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
		422,083 千円 (412,240 千円)	514,544 千円 (358,635 千円)	802,502 千円
趣旨・概要		児童・生徒の安全確保や災害時の避難場所としての機能を高めるため、学校施設・設備の改修整備を計画的に行い、教育環境の向上を図る。		
一次（内部）評価				
NO	事業		目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標			
1	学校施設長寿命化計画に基づく施設整備		日常の維持管理、点検は、専門技術者による法定点検（建築基準法第12条に基づく点検）と施設管理者による点検を効果的に併用しながら行った。	B
	学校施設を長く健全に使用するため、点検により劣化状況を的確に把握し、予防保全を行う。 （教育総務課教育施設係）			
2	学校施設（校舎・体育館、プール等）・設備の改修		（実施設計）第二小・雷塚小学校トイレ改修工事に伴う実施設計委託ほか （工事）第五中学校校舎窓枠等建具・外装及び屋上防水改修工事（第二期工事）ほか	B
	学校施設の改修等を計画的に行い、教育環境の向上を図る。 （教育総務課教育施設係）			
3	校庭芝生の活用		芝生整備後、各学校で芝生維持管理組織（グリーン・サポーター）を構築し、維持管理業者等の指導を受けながら、芝刈り作業、散水、備品の整備等を行い、適切な芝生の維持管理に努めている。	B
	情操教育、環境教育、体力向上等の視点から、芝生を有効に活用した教育活動を推進する。 （教育総務課教育施設係）			
4	災害対策用備蓄物資の備蓄		災害対策用備蓄物資としてアルファ米及び飲料水について毎年入替を行っている。平成27年度から購入している同物資について、令和2年度以降随時賞味期限が到来していることから、令和2年度から令和5年度にかけて入替を行っている。令和4年度においては1箱50食入りのアルファ米を152箱、1箱2リットル6本入りの飲料水を409箱購入した。	A
	大規模災害発生時の児童・生徒等を学校施設内に待機させるなどの措置を講じて安全確保をする必要があるため、災害対策用の物資を備蓄します。 （教育総務課教育政策係）			

総合評価	
B	S 目標以上の成果があった。
	A 取組目標を達成した。(100%)
	B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)
	C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)
	D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)
	E 評価不能(新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等)
令和5年度目標	
1	専門技術者による法定点検と施設管理者による点検を効果的に併用しながら行う。
2	学校施設の改修等を計画的に行い、教育環境の整備を行う。
3	各校のグリーン・サポーターを中心に芝刈り等の維持管理作業を行い、維持管理業者が成育状況の点検及び維持管理作業を補佐しながら進めていく。
4	引き続き災害対策用物資を備え、災害発生時対応のための整備を行う。

主 管 課		教育総務課 教育政策係	
具 体 的 施 策	番 号	教育機器・教材の整備	
	34		
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)	5,248 千円 (4,371 千円)	0 千円
趣旨・概要	・ 学習指導要領に基づき、教育内容・指導方法の多様化に対応した適切な学習環境を確保することから、授業などで使用する教育機器・機材の整備を行います。		
一 次（内部）評価			
NO	事業	目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標		
1	教育機器・機材等の整備 学習指導要領に対応した授業を円滑に実施するため、教育機器・教材等の整備を行います。 (教育総務課)	公立学校情報機器整備費補助金を活用し、プロジェクターを各小・中学校に1台ずつ、ディスプレイアダプタを各小・中学校に10個ずつ、ネットワークカメラを各小・中学校に10台ずつ整備した。	A
総 合 評 価			
A	S 目標以上の成果があった。		
	A 取組目標を達成した。(100%)		
	B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)		
	C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)		
	D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)		
	E 評価不能(新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等)		
令和 5 年度目標			
1	引き続き、教員が授業を円滑に進めることができるよう、補助金等を活用し教育機器・機材等の整備を行う。		

主 管 課		教育総務課 教育政策係		
具 体 的 施 策		番 号	学 校 I C T 環 境 の 整 備	
		35		
予 算 額 (決 算 額)		令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度（当初）
		25,821 千円 (25,820 千円)	37,792 千円 (30,677 千円)	42,302 千円
趣 旨 ・ 概 要		・ G I G A スクール構想に係る 1 人 1 台端末などの教育用コンピュータなどの教育情報機器やネットワーク環境を計画的に整備し、ICT を活用した分かる授業を通じて児童・生徒の学習課題への興味・関心を高め、学習内容のより深い理解を促します。 ・ インターネットを介した児童・生徒との個別のやり取りや、端末を活用した学級内での意見集約など、授業における指導スキルを向上させるだけではなく、学校での校務における活用スキルの向上にも努めます。 ・ 教員が児童・生徒一人一人と向き合う時間を確保するとともに、情報の共有化、校務の効率化、セキュリティの強化等を図るため、校務支援システムの適切な運用を図ります。		
一 次（内部） 評 価				
NO	事 業		目 標 対 する 取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評 価
	令 和 4 年 度 目 標			
1	教育用及び児童・生徒用コンピュータの整備		I C T 支 援 員 を 配 置 し、教員の I C T 活 用 の サ ポ ー ト 体 制 の 構 築 を 図 った。	A
	G I G A スクール構想に係る児童・生徒 1 人 1 台タブレット端末の活用を行うとともに、プロジェクター等の I C T 機 器 の 整 備 に 向 けて 検 討 を 行 う。 (教育総務課)			
2	校務用コンピュータの整備		令 和 4 年 度 は、校務用パソコンの入替に向けた検討を進めるため、検討委員会を設置し、整備台数等について検討を行った。	A
	平成 3 0 年 度 に 導 入 し た 校 務 用 パ ソ コ ン が 令 和 5 年 9 月 末 で リ ー ス 満 了 を 迎 え る こ と に 伴 い、更なる教職員の校務の効率化を図るため、現状を見直した上で入替に向けた検討を進めていく。 (教育総務課)			
3	校務支援システムの活用		令 和 4 年 度 は、新たに小・中学校に着任した教職員を対象として、動画マニュアル等の資料配布により操作説明を行った。	B
	導入した校務支援システムを円滑に利用ができるよう、異動者に対する操作説明会等を随時行う。			

	(教 育 総 務 課)		
総 合 評 価			
B	S 目 標 以 上 の 成 果 が あ っ た 。		
	A 取 組 目 標 を 達 成 し た 。（ 100% ）		
	B 概 ね 取 組 目 標 を 達 成 し た 。（ 80% 以 上 ～ 100% 未 満 ）		
	C 取 組 目 標 を 達 成 し な か っ た 。（ 50% 以 上 ～ 80% 未 満 ）		
	D 取 組 目 標 を 大 き く 下 回 っ た 。 実 施 で き な か っ た 。（ 50% 未 満 ）		
	E 評 価 不 能 （ 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 の 影 響 に よ り 実 施 で き な か っ た 場 合 等 ）		
令 和 5 年 度 目 標			
1	引 き 続 き I C T 機 器 の 活 用 に 向 け 検 討 を 行 う 。		
2	平 成 3 0 年 度 に 導 入 し た 村 山 学 園 の 校 務 支 援 シ ス テ ム が 更 新 時 期 を 迎 え る こ と に 伴 い 、 さ ら な る 教 員 の 働 き 方 改 革 の 推 進 を 図 る た め 、 現 状 を 見 直 し た 上 で 更 新 に 向 け た 検 討 を 進 め て い く 。		
3	校 務 支 援 シ ス テ ム の 円 滑 な 活 用 に 向 け 、 引 き 続 き 操 作 説 明 等 の サ ポ ー ト を 行 っ て い く 。		

主 管 課		教育総務課 学事係	
具体的施策	番 号	学校規模適正化の推進	
	36		
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)	0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要	1 児童・生徒により良い学習環境を提供するため、国等の今後の動向を踏まえ、学校規模等適正化基本方針を改定します。 2 児童・生徒一人一人の実態に応じたきめ細やかな指導に向けて、各学校の少人数学級編成への対応を図ります。		
一 次（内部）評価			
NO	事業	目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標		
1	学校規模等適正化基本方針の改定	児童・生徒にとって望ましい教育環境を確保していくため、今後の市内の児童・生徒数の動向を分析した。	C
	今後の市内の児童・生徒数の動向を分析する。 (教育総務課)		
2	少人数学級編成への対応	児童・生徒一人一人の実態に応じたきめ細やかな指導に向けて、各学校の少人数学級編成への対応を図った。 小学第 1 学年から第 4 学年が 35 人学級となった。	A
	児童・生徒一人一人の実態に応じたきめ細やかな指導に向けて、各学校の少人数学級編成への対応を図る。 (教育総務課)		
総合評価			
B	S 目標以上の成果があった。		
	A 取組目標を達成した。(100%)		
	B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)		
	C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)		
	D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)		
	E 評価不能(新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等)		
令和 5 年度目標			
1	今後の市内の児童・生徒数の動向を分析する。		
2	各学校の少人数学級編成への対応を図る。		

主 管 課		教育総務課 学事係	
具体的施策	番号	通学区域と中学校学校選択制の推進	
	37		
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	67 千円 (56 千円)	61 千円 (54 千円)	61 千円
趣旨・概要	1 教育活動の効果を高めるため、通学環境や地域の実情を考慮し、通学区域の再編を検討します。 2 教育を受ける側のニーズを尊重するとともに、特色ある学校づくりを推進するため、引き続き中学校学校選択制を実施します。		
一次（内部）評価			
NO	事業	目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標		
1	通学区域の再編	児童・生徒にとって望ましい教育環境を確保していくため、市内の人口動向や児童・生徒数の実態を調査を行った。	C
	地域の実情を考慮し、通学区域の再編を検討する。 (教育総務課)		
2	中学校学校選択制の実施	保護者の意向に配慮するとともに、特色ある学校づくりを推進するため学校選択制を実施した。	A
	中学校による学校選択制を実施する。 (教育総務課)		
総合評価			
B	S 目標以上の成果があった。		
	A 取組目標を達成した。(100%)		
	B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)		
	C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)		
	D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)		
	E 評価不能(新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等)		
令和 5 年度目標			
1	地域の実情を考慮し、通学区域の再編を検討します。		
2	中学校による学校選択制を実施する。		

主 管 課		学校給食課 学校給食センター	
具体的施策	番号	学校給食の充実	
	38		
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	※地場食材購入額 9,227 千円	※地場食材購入額 10, 120 千円	千円
趣旨・概要	学校給食に地場食材を積極的に取り入れる。また、児童・生徒に身近な教材である学校給食を通して、食料のせい産・流通や地域の食文化及び適正な食生活の理解を深める。		
一 次（内部）評価			
NO	事業	目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標		
1	学校給食の充実	地元農業者の協力を得て、地元産の野菜・果物等 21 品目、35,073.2 kg（児童・生徒 1 人当たり 6.03 kg）を学校給食で使用した。	A
	地元農業者の協力を得て、地元産の野菜・果物等を学校給食で使用する。 （学校給食課）		
2	学校給食の充実	地域の食文化や適正な食生活の理解を深めるため、行事食を実施するとともに、毎月の予定献立表において、食に関する情報提供を行った。	A
	毎月の予定献立表を活用した食に関する情報の提供、旬の食材の使用や行事食・郷土食献立の実施など、学校給食を生きた教材として活用した食育を推進した。 （学校給食課）		
総合評価			
A	S 目標以上の成果があった。		
	A 取組目標を達成した。（100％）		
	B 概ね取組目標を達成した。（80％以上～100％未満）		
	C 取組目標を達成しなかった。（50％以上～80％未満）		
	D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。（50％未満）		
	E 評価不能（新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等）		
令和 5 年度目標			
1	地元農業者の協力を得ながら、地元産の野菜・果物等の使用品目数を充実させる。		
2	引続き、学校給食を生きた教材として活用した食育を推進する。		

主 管 課		学校給食課 学校給食センター		
具体的施策	番号	(仮称) 防災食育センターの整備と小学校学校給食調理等業務の民間委託		
	39			
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度		令和 4 年度	令和 5 年度 (当初)
	107,162 千円 (106,420 千円)		333,547 千円 (323,186 千円)	651,327 千円
趣旨・概要		老朽化した学校給食センターに代わる施設として、「防災まちづくり構想」に基づき、災害時は応急給食などを行う防災拠点として稼働し、平常時は学校給食の提供などを行う「(仮称) 防災食育センター」を整備し、併せて小学校学校給食調理等業務を民間に委託します。		
一 次 (内 部) 評 価				
NO	事業		目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標			
1	防災食育センター整備事業		・ 6 月 8 日に P C B 廃棄物処分完了 ・ 1 2 月 2 3 日に工事請負契約を締結し、1 月に工事説明会を 2 回実施した後、1 月 3 0 日に整備工事着手	A
	9 月までに整備予定地内の P C B 廃棄物の処分を完了し、1 月までに整備工事に着手する。 (学校給食課)			
総 合 評 価				
A		S 目標以上の成果があった。		
		A 取組目標を達成した。(100%)		
		B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)		
		C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)		
		D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)		
		E 評価不能(新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等)		
令和 5 年度目標				
1	令和 5 年 1 0 月までに解体工事を完了し、建築工事に着手する。			
2	小学校学校給食調理等業務委託の仕様等について検討			

主 管 課		教育総務課 学事係	
具体的施策	番号	経済的支援の実施	
	40		
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	101,141 千円 (76,599 千円)	80,152 千円 (72,157 千円)	109,838 千円
趣旨・概要	1 義務教育を受ける中で、誰もが質の高い教育が受けられるように、保護者に対し、教育費の援助を行います。 2 経済的理由で修学が困難であっても、高等教育機関等で学ぶ機会が得られるよう奨学金制度を実施します。また、今後の在り方について検討していきます。		
一 次（内部）評価			
NO	事業	目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標		
1	就学援助の実施	経済的な理由で小・中学校への就学が困難な家庭に学用品費や給食費などの教育費の一部を援助した。	A
	就学困難な児童・生徒に対して学用品等を支給し援助を行なう。 (教育総務課)		
2	奨学金制度の実施	奨学資金審議会を開催し、奨学生 23 名を決定した。 また、奨学基金が枯渇することから、今後の在り方について検討した。	B
	経済的理由で就学が困難であっても、高等教育機関等で学ぶ機会が得られるよう奨学金を支給する。 (教育総務課)		
総合評価			
B	S 目標以上の成果があった。		
	A 取組目標を達成した。(100%)		
	B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)		
	C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)		
	D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)		
	E 評価不能（新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等）		
令和 5 年度目標			
1	支給費目にオンライン学習費を含め、就学援助制度を実施する。		
2	奨学金制度を実施する。また、今後の在り方について検討する。		

学校教育環境の充実に関する二次評価

- 「学校施設・設備の整備」については、全体的に校舎等の長寿命化を図るための取組に重点をおいていることが理解できるが、本市の児童・生徒がより恵まれた教育環境で学ぶための取組を全庁体制で工夫・検討してほしい。
- 「教育機器・教材の整備」については、プロジェクターを各小・中学校に1台ずつ、ディスプレイアダプターを10個ずつ、ネットワークカメラを10台ずつの整備を行い、A評価となっているが、今後もこうした環境整備に努めていただきたい。
- 「学校 ICT 環境の整備」については、Wi-Fi 環境の脆弱性を補う取組状況のスピード感が気になる所であり、今後のデジタル教科書の導入やさらなる ICT の利活用に対応できるかどうかを真剣に検討してほしい。
- 「学校規模適正化の推進」について、「少人数学級編制への対応」は、文部科学省における公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）の改正及び東京都教育委員会による施策に基づき実施しているものであり、本市の単独事業ではないことを明記しておく必要があると考える。
- 災害備蓄については、災害教育の一環として調理体験や試食の機会を検討して欲しい。ローリングストックのイメージで、寄付に回すのではなく学校教育の中で循環できると良い。
- 小学校の通学区域・選択制・通学手段について検討すべきと考える。
- 校舎については冷暖房等の設備環境はよく整えられていると感じる。建物の耐久性については、GIGA スクール構想にお金がかかるからと後回しにしているが、電子機器等の維持管理は今後継続的にかかってくるものであり、減ることはないと考え、それとは切り離してしっかりと建物の予算を確保していくべきだと考える。
- なかなかタブレットを活用した学習が進んでいないように感じる。宿題の為に重い荷物を持ち帰るのではなく、タブレットを活用することによりランドセルは軽くし、タブレットを活用した宿題にして欲しい。
- 給食調理を民間委託した場合でも、献立や食材は地域に根差したものを継続して欲しい。
- コンピューターの活用は、教員にとっても児童・生徒にとっても学習意欲の向上や興味関心を高める手段、視覚を通した理解しやすい内容等に繋がっているものと考え。
- コンピューターやプロジェクター等の ICT 機器の活用は、良い面もあるが、ノートをとる（自筆する）という行為が減少するデメリットを感じた。
- 授業の全てが ICT 機器の使用となる訳ではないと思うが、自筆の機会が減る＝頭に残らない＝漢字が書けない、といった連鎖を生むのではないかと想像すると、先生方には ICT 機器を有効に活用していただきたい。

《生きがい、ふれあいを育む生涯学習の推進》

主 管 課		文化振興課 生涯学習係		
具体的施策	番号	生涯学習の推進		
	41			
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度		令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	4,752 千円 (3,098 千円)		3,828 千円 (3,708 千円)	3,828 千円
趣旨・概要	「第五次生涯学習推進計画」を踏まえ、市民の生涯にわたる学習活動や社会参加活動を支援します。 市民が培った知識や技術等を地域社会にいかすための場の検討を行い、多様な人材の発掘、指導者の育成を図る。 青少年教室を通じてリーダーシップ、グループワークなどの大切さを学習する場を提供する。			
一次（内部）評価				
NO	事業		目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標			
1	第五次生涯学習推進計画の推進		社会教育関係団体補助金 3,020,000 円	B
	地域における生涯学習活動の推進のため、自主団体の育成を図る。 （文化振興課）		郷土芸能連絡協議会交付金 252,000 円 第 53 回市民文化祭（11 月 3 日～23 日の土・日・祝日）を 3 年ぶりに開催。参加者 約 8,000 人	
2	指導者の育成と人材の活用		第 25 回生涯学習フェスティバル	B
	市民自らの学習活動の支援のため「生涯学習フェスティバル」を開催し、ボランティアの活用も同時に行う。 （文化振興課）		日時：令和 5 年 3 月 5 日（日） 午前 10 時～午後 3 時 場所：武蔵村山市役所市民駐車場 武蔵村山市民会館 参加者数：約 1,200 人 参加団体：30 団体 ボランティア：21 人	
3	青少年リーダーの養成		令和 4 年度実績	B
	青少年教室を通じて、リーダーシップ、グループワークなどの大切さを学習する場を提供する。 （文化振興課）		・「エッグマラカスづくり教室」 全 1 回 34 名 ・「親子で学ぶネットトラブル」 ※新型コロナ及び参加者少なく中止 ・「おうちバッグづくり教室」 全 1 回 32 名 ・「戦争について考えよう」 ※新型コロナ及び参加者少なく中止	
総合評価				
B		S 目標以上の成果があった。		
		A 取組目標を達成した。（100％）		

	B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)
	C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)
	D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)
	E 評価不能(新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等)
令和5年度目標	
1	地域の活動団体の支援を継続していく。
2	参加者数及びボランティア数の増に向けて検討していく。
3	体験学習を中心に、リーダーシップ、グループワークの大切さを身に付ける 青少年教室を継続する。

主 管 課		文化振興課 生涯学習係	
具 体 的 施 策	番 号	生涯学習情報の提供と学習機会の充実	
	42		
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	24,637 千円 (21,791 千円)	4,856 千円 (3,999 千円)	5,413 千円
趣旨・概要	市政に対する理解を深めることを目的に、市の職員等が出向き行う出前講座の充実を図る。 市民の生活課題や今日課題など、市民の多様な学習ニーズに応えるための講座を開催する。 自宅等から公用施設の空き状況検索や予約を行うことのできる公共施設予約システムを運用し、生涯学習活動の支援及び公共施設利用の利便性の向上を図る。		
一次（内部）評価			
NO	事業	目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標		
1	出前講座の充実	講座数については、令和 3 年度と同じ 67 講座であったが、講座の開催数は、ごみ有料化の関係もあり、大幅な増となった。 令和 3 年度開催回数 14 回 令和 4 年度開催回数 44 回	C
	出前講座の講座数を 70 講座とすることを目標とする。 (文化振興課)		
2	生涯学習講座の充実	令和 4 年度実績 ○市民講座 ・「人類と感染症」 全 2 回 19 名 ・「武蔵村山の歴史と観光スポットを知ろう」 全 2 回 24 名 ・市民企画講座「はじめてのバードウォッチング」 全 3 回 26 名 ○シルバー教室 ・「リズムをとりながら歌おう」 全 2 回 20 名 ・「フレイル予防～家の中でのストレッチ」 全 2 回 18 名 ・「はじめてのスマートフォン講座」 全 2 回 19 名	B
	一般成人及び高齢者を対象に、生活上の知識や技能等の学習機会を提供し、事故の充実及び生活の向上に資する講座や教室を行う。 (文化振興課)		
3	生涯学習情報提供システムの整備	令和 3 年 10 月導入の公共施設予約システム等を活用した生涯学習活動に関連する情報の提供については、行うことができなかった。 キャッシュレス決済については、利用者が徐々にではあるが増えてきており、前システムと比べると苦情や要望はほぼ無い状況である。	B
	市民グループや団体に対して、学習内容、指導者の派遣、活動場所等運営に関する情報提供の充実を図ると共に、公共施設予約システムの運用により、生涯学習		

	の支援及び施設利用の利便性の向上を図る。 （文化振興課）	
総合評価		
B	S 目標以上の成果があった。	
	A 取組目標を達成した。（100％）	
	B 概ね取組目標を達成した。（80％以上～100％未満）	
	C 取組目標を達成しなかった。（50％以上～80％未満）	
	D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。（50％未満）	
	E 評価不能（新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等）	
令和５年度目標		
1	出前講座の講座数を７０講座とする。	
2	講座等の定員に対する受講割合を９０％とする。	
3	さらなる利便性向上のため、新規登録・更新登録を電子化する。	

主 管 課		文化振興課 生涯学習係 ・ 図書館		
具体的施策		番号	生涯学習施設・設備の整備	
		43		
予 算 額 (決算額)		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
		168,367 千円 (141,629 千円)	342,024 千円 (299,654 千円)	127,023 千円
趣旨・概要		音楽・芸術等文化活動に触れる機会と場所を提供するとともに、優れた芸術文化を鑑賞する機会を設け、市民の文化意識の高揚を図れるよう、市民会館の快適な利用に向けた整備を行う。 市民にとって身近な学習施設になるよう、学習等供用施設の快適な利用に向けた整備を行う。 公民館、図書館、市民会館等の生涯学習施設との機能分担のあり方等に配慮しながら、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設として、(仮称)生涯学習センターの整備を検討する。 市民会館について、指定管理者制度を継続し、モニタリングを実施することで、施設の適正な管理運営に努める。		
一次（内部）評価				
NO	事業		目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標			
1	市民会館の整備		市民会館における老朽化した設備等の改修工事を計画的に行うが令和 4 年度は実績なし。 令和 6 年度に大ホール舞台照明改修工事を予定。	B
	市民会館における利用者の安全確保と利便性向上のため、適切な施設管理を行う。 (文化振興課)			
2	学習等供用施設の整備		令和 4 年度実績 大南地区学習等供用施設の空調設備改修工事及び照明器具の LED 化を行った。 エレベーター改修工事については令和 6 年度以降を予定している。	B
	各地区学習等供用施設における利用者の安全確保と利便性向上のため、適切な施設管理を行う。 (文化振興課)			
3	(仮称)生涯学習センター整備の検討		公民館、図書館、市民会館などこれらの生涯学習施設の機能分担等の在り方に配慮し、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ(仮称)生涯学習センターの設置に向けて、引き続き、公共施設等整備・再編推進作業部会第二分科会において、検討を進める。 「第五次長期総合計画」、「第七次行政改革大綱」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて検討していく 検討会議 2 回実施	C
	生涯学習の推進、市民の利便性向上のため、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設として、(仮称)生涯学習センターの整備を検討する。 (文化振興課・図書館)			

4	市民会館の適正な管理運営	市民会館の管理運営について、令和５年度～令和９年度まで引き続き指定管理者制度を活用し、管理運営体制の効率化と計画的な維持管理に努める。	B
	令和５年度～令和９年度まで （文化振興課）		
総合評価			
B	S 目標以上の成果があった。		
	A 取組目標を達成した。（100％）		
	B 概ね取組目標を達成した。（80％以上～100％未満）		
	C 取組目標を達成しなかった。（50％以上～80％未満）		
	D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。（50％未満）		
	E 評価不能（新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等）		
令和５年度目標			
1	施設整備事業として、大ホール舞台照明改修工事の実施設計を行う。		
2	中藤地区学習等供用施設ＬＥＤ化工事を実施する。		
3	施設整備事業として、「（仮称）生涯学習センター」の整備について検討を行い、今年度中に検討報告書を作成し提出する。		
4	指定管理者制度を活用し、市民会館の適正な管理運営を図る。		

主 管 課		図 書 館		
具 体 的 施 策	番 号	図 書 館 運 営 の 充 実		
	44			
予 算 額 (決 算 額)	令 和 3 年 度		令 和 4 年 度	令 和 5 年 度 (当 初)
	512 千 円 (256 千 円)		512 千 円 (77 千 円)	512 千 円
趣 旨 ・ 概 要	「武蔵村山市第四次子供読書活動推進計画」に基づき、子供たちが自主的に読書をしようとする意欲や態度を育み、社会全体で子供の読書活動を推進することを目標としている。			
一 次 (内 部) 評 価				
NO	事 業		目 標 対 する 取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評 価
	令 和 4 年 度 目 標			
1	第四次子供読書活動推進計画の推進		令和4年3月に「武蔵村山市第四次子供読書活動推進計画」を策定し、自主的な子供読書活動の推進に寄与するために新着本案内、小学生向けブックリストの発行、おはなしの会の実施、テーマ別図書の提示等、の取組を行った。おはなしの会は、新型コロナウイルス対策の影響で活動を休止していたが令和4年度は通常どおり開催することができた。	B
	「第四次子供読書活動推進計画」に基づき、子どもたちが自主的に読書に親しみ、読書習慣が身につくよう社会全体で子供の読書活動を推進することを目的として計画したものです。 (図 書 館)			
2	図書館の整備		「第五次長期総合計画」、「第七次行政改革大綱」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて検討していく。	D
	「武蔵村山市第四次生涯学習推進計画」において、市民の要望の高い、中央図書館と中央公民館の機能を併せ持つ(仮称)生涯学習センターの整備を幅広く検討することが位置づけられていることから、引き続き検討を行う。 (図 書 館)			
3	近隣市町と連携した図書館の相互利用の実施		平成23年度 昭島市・瑞穂町の図書館との相互利用開始。 平成24年度 東大和市の図書館との相互利用開始。 平成26年度 立川市の図書館との相互利用開始。	B
	市民の読書活動をより一層推進するため、近隣の市町の図書館の相互利用の充実に努める。 (図 書 館)			
4	学校図書館との連携		図書館交換便を利用した学校図書	B

	学校で開催している学校図書館活用推進協議会及び学校司書連絡会に図書館の職員が出向き、研修及び情報交換などを行う。また、団体貸出、読書相談、資料相談等の読書活動の推進に関する施策を充実する。 (図書館)	館への団体貸出 平成 29 年度 貸出 小学校へ 383 冊、中学校へ 24 冊 平成 30 年度 貸出 小学校へ 190 冊、中学校へ 103 冊 令和元年度 貸出 小学校へ 821 冊、中学校へ 215 冊 令和 2 年度 貸出 小学校へ 207 冊、中学校へ 0 冊 令和 3 年度 貸出 小学校へ 755 冊、中学校へ 128 冊 令和 4 年度 貸出 小学校へ 149 冊、中学校へ 0 冊	
5	電子図書の導入 市民の利便性を向上させるため、電子図書館を導入した。 (図書館)	令和 4 年 10 月に「むさしむらやま電子図書館」を開設し市民の利便性を向上することができた。	B
総合評価			
B		S 目標以上の成果があった。	
		A 取組目標を達成した。(100%)	
		B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)	
		C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)	
		D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)	
		E 評価不能(新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等)	
令和 5 年度目標			
1	引き続き、おはなしの会を実施するとともに、夏休みに向けてブックリストの発行など、読書機会の拡充に努める。		
2	検討結果報告書の作成を行う。		
3	引き続き 3 市 1 町の図書館利用が可能であることの P R を実施する。		
4	図書館交換便の運用日についても可能な限り柔軟な対応をし、学校の利用の利便性を高める。		
5	引き続き電子書籍の充実を進める。		

生きがい、ふれあいを育む生涯学習の推進に関する二次評価

- 「生涯学習の推進」、「生涯学習情報の提供と学習機会の充実」については、目標に対する取組状況と具体成果等が数値データとしてのエビデンスが示され、非常に評価しやすいものとなっている。その上で、「出前講座の充実」については、ごみ有料化と講座数の増加との因果関係が不明であり、さらに詳細な記述を求めるところである。
- 「図書館運営の充実」について、「武蔵村山市第四次生涯学習推進計画」の評価がDとなっていることについて、その理由や背景が不明確である。D評価の理由等について詳細な記述が必要である。
- 電子書籍は今後も推進していただきたい。
- 生涯学習施設の使用申請、公共施設予約システムは生涯学習活動の支援及び利便性の向上に役立っていることから、更なる利便性の向上に期待したい。

《スポーツ・レクリエーション活動の推進》

主 管 課		スポーツ振興課 スポーツ振興係		
具体的施策		番号	スポーツの推進	
		45		
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度		令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	29,983 千円 (12,538 千円)		25,066 千円 (17,484 千円)	24,136 千円
趣旨・概要		第二次スポーツ推進計画のもと、市民のスポーツを総合的かつ計画的に推進する。令和 4 年度は、市民参加型のイベントとして、「歩け歩け大会」「スポーツ都市宣言記念事業」「駅伝競走大会」また、少年・少女を対象とした「少年野球大会」「少年・古希軟式野球チーム親善試合」「少年少女サッカー大会」「少年少女ドッジボール大会」等を開催する。		
一 次（内部） 評価				
NO	事業		目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標			
1	第二次スポーツ推進計画の推進		第二次スポーツ推進計画に基づき、市の情勢、地域の現状や市民ニーズを的確に捉えながら、市民の主体的なスポーツ活動を推進する方向で各種イベントを計画、実施した。	B
	第二次スポーツ推進計画に基づき、市民のスポーツを総合的かつ計画的に推進する。 (スポーツ振興課)			
2	地域スポーツの振興		スポーツ推進委員協議会や市内 4 地区のスポーツ協力員連絡会等と連携し、各種スポーツイベントの企画・運営について支援した。近年、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響によりイベントを中止していたが、令和 4 年度は、多くのイベントを再開して実施した。	B
	地域でのスポーツ活動の充実と基盤形成のため、スポーツ推進委員やスポーツ協力員等との連携、協力を図り、地域スポーツの振興に努める。 (スポーツ振興課)			
3	総合型地域スポーツクラブの運営支援		平成 25 年 2 月に設立された「総合型地域スポーツクラブ よってかっしえクラブ」に対し、補助金を交付するとともに、事業の開催や運営等について助言を行うなど支援を行った。	B
	いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも各自の興味・目的に応じてスポーツに親しめるようなスポーツ社会を実現するため、総合型地域スポーツクラブの運営を支援する。 (スポーツ振興課)			
総合評価				
B		S 目標以上の成果があった。		
		A 取組目標を達成した。(100%)		

	B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)
	C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)
	D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)
	E 評価不能(新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等)
令和5年度目標	
1	第二次スポーツ推進計画の推進
2	地域スポーツの振興
3	総合型地域スポーツクラブの運営支援

主 管 課		スポーツ振興課 スポーツ振興係		
具 体 的 施 策		番 号	スポーツ施設・設備の整備	
		46		
予 算 額 (決算額)		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
		96,898 千円 (96,503 千円)	123,705 千円 (115,169 千円)	100,123 千円
趣旨・概要		競技スポーツなどの高度なスポーツニーズにこたえるため、総合体育館を中核とした総合運動公園の機能の充実に努めるとともに、公共施設予約システムを活用し、利用者の利便性の向上を図る。また、日常生活圏でスポーツに親しめる場や環境を確保するため、体育施設の整備・充実に努め、地域スポーツの振興を図る。		
一 次（内 部）評 価				
NO	事 業		目 標 対 する 取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評 価
	令和 4 年度目標			
1	総合運動公園の整備		総合体育館及び総合運動公園をはじめとした体育施設については、指定管理者制度を継続し、指定管理者との連絡調整を密にすることにより、施設の適正な管理運営に努めた。	B
	競技スポーツなどの高度なスポーツニーズに応えるため、総合体育館を中核とした総合運動公園の機能の充実に努める。 (スポーツ振興課)			
2	体育施設の整備・充実		近隣から要望に応え、雷塚公園野球場の防球ネットを増設するなど、各体育施設の整備・充実に努め、地域スポーツの振興を図った。	B
	体育施設の整備・充実に努め、地域スポーツの振興を図る。 (スポーツ振興課)			
3	校庭・屋内運動場開放の推進		小・中学校の校庭・屋内運動場を社会教育団体等に開放し、地域スポーツの振興を図った。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により活動を中断していた多くの団体が活動を再開し、市民のスポーツ活動が活発に行われた。	B
	小・中学校の校庭・屋内運動場を社会教育団体等に開放し、地域スポーツの推進を図るとともに、小学校校庭を在学児童の遊び場として開放する。 (スポーツ振興課)			
総 合 評 価				
B		S 目標以上の成果があった。		
		A 取組目標を達成した。(100%)		
		B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)		
		C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)		
		D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)		

	E 評価不能（新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等）
令和５年度目標	
1	総合運動公園の整備
2	体育施設の整備・充実
3	校庭・屋内運動場開放の推進

スポーツ・レクリエーション活動の推進に関する二次評価

- 「スポーツの推進」、「スポーツ施設・設備の整備」に関する具体的な取組状況や成果について、目標との関連性や達成度状況に関する記載が不十分である。次年度以降は改善していただきたい。
- 新たなプールの建設について検討していただきたい。
- 放課後の校庭は遊ぶために使えないと聞いたことがあるが、放課後に児童が遊び場として活用することは、校庭という囲われたある種安全な区画で遊べる意味は大きい。

また、小・中学校の校庭を開放する取組は、地域のスポーツ振興に大きく貢献していると感じる。夜間、小学校の校庭が活発に活用されている様子を見ると、市民のスポーツに取り組む機会を与え、健康増進に寄与していることから、今後も継続されることが望ましい。

《郷土を愛し、理解を深める文化財の保護・活用》

主 管 課		文化振興課 資料館係		
具体的施策		番号	文化財の調査、保護・活用	
		47		
予 算 額 (決算額)		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
		21,809 千円 (18,968 千円)	21,390 千円 (19,094 千円)	22,026 千円
趣旨・概要		市内に所在する各種文化財や収蔵資料等を市民団体等と連携を図りつつ調査、記録、保護するとともに、展示や講座などを実施し文化財の活用に努める。		
一次（内部）評価				
NO	事業		目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標			
1	文化財の調査・研究		概ね市内埋蔵文化時包蔵地内の調査は終了したが、包蔵地内や周辺での宅地開発等が増加しており、立会調査等の指導について、それぞれの案件に沿って適切に行った。	B
	周知の埋蔵文化財包蔵地内での宅地開発等から文化財を守るため、業者等に対し適切な指導を行う。 (文化振興課)			
2	文化財の保護		歴史散策コースに係る案内標柱等の一部更新及び維持管理を行うとともにガイドマップ「むさしむらやま歴史散策コース」の頒布を行い、歴史散策コースの周知を図った。また、乙幡榎については2本の幼木を後継樹として今後、管理・育成していくこととした。	B
	文化財保護審議会委員と共に新たに設定した歴史散策コースの周知を図るとともに、史跡三本榎（乙幡榎）の後継樹保存について検討を行う。 (文化振興課)			
3	関係団体・人材の育成		特別展を開催するにあたり、市内所在の石造物等について郷土の会メンバーに聞き取り調査を行った。また、狭山丘陵自然会からは、年間を通して植物等の写真の提供を受け、定期的に展示を行っている。	B
	長年に渡り市内の歴史調査を行っている武蔵村山郷土の会、狭山丘陵を中心とした自然をテーマに活動している狭山丘陵自然会と連携し、展示や講座の充実を図る。 (文化振興課)			
4	歴史民俗資料館の運営の充実		年度当初に作成した年間スケジュールに基づき、展示や講座を実施した。中でも特別展「流行り病と武蔵村山」は、文化財保護審議会委員や来館者から好評を博し、特別展解説書の販売も好調である。	B
	年中行事展、特別展、企画展、各種講座等を開催し、市民の学習の機会の拡充と文化財保護に対する意識の高揚を図る。 (文化振興課)			

総合評価	
B	S 目標以上の成果があった。
	A 取組目標を達成した。(100%)
	B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)
	C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)
	D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)
	E 評価不能(新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等)
令和5年度目標	
1	開発行為等から文化財を守るため、業者等に対して引き続き適切な指導を行う。
2	ガイドマップ「むさしむらやま歴史散策コース」の頒布や各種事業を活用し、市内文化財の周知・保護を図っていく。
3	研修への積極的な参加等により、引き続き職員の能力を高めるとともに、郷土の会、狭山丘陵自然会との連携・協働を図っていく。
4	引き続き学芸員の専門性をより高めるとともに、より多くの人々が集う展示及び講座等を開催する。

郷土を愛し、理解を深める文化財の保護・活用に関する二次評価

- 「歴史民俗資料館の運営の充実」について、学校教育と関連を図った取組が見られないが、学校教育の目的の中にも、「我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」とされている。こうしたことを踏まえ、文化財の調査・保護・活用にあたり、教育指導課との連携を期待する。
- 予算は文化財の維持管理に主に使われるということなので、活用の面は是非学校で文化財を巡る散策を行うなどの方法を検討していただきたい。
- 武蔵村山市の歴史を知らない児童・生徒も増えている。市内の歴史の一つである三本榎も、伐採されたことで小さくなってしまい、存在を知らない子供もいる。規模は縮小傾向かもしれないが、一定程度の歴史の温存・継承は望ましいことだと考える。

《教育財産の有効活用の推進》

主 管 課		文化振興課 生涯学習係		
具体的施策		番号	新・放課後子ども総合プラン事業の推進に伴う施設の有効活用	
		48		
予 算 額 (決算額)		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
		35,509 千円 (32,760 千円)	44,168 千円 (37,009 千円)	50,646 千円
趣旨・概要		児童が放課後も適切な遊びや安全な居場所を確保できるよう、学校、家庭及び地域と連携しながら、学校の余裕教室などを活用し、「放課後子供教室」を運営する。また、国の「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、「学童クラブ」や「放課後子供教室」の拡充と連携により、子供たちが放課後等を安全・安心に過ごし、学習や遊びなど多様な体験・活動を行うことができる環境づくりを進める。		
一次（内部）評価				
NO	事業		目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標			
1	放課後子供教室の充実		コーディネーター、サポーターの確保に努め、学校との調整も密におこなったことから、令和 4 年 9 月から全小中学校で開設することができた。 新規開設の 2 校については、教室参加希望者が多いが、サポーターの予定が合わず、止む無く開設できない日があるほど盛況である。	A
	令和 3 年度に開設できていない 2 校については、令和 4 年 9 月の開設を目標とする。 (文化振興課)			
2	新・放課後子ども総合プラン事業の推進に伴う施設の有効活用		新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、未実施。	E
	学校敷地内に学童クラブが設置されている 6 校での一体型事業の開催を目指すとともに、施設の有効活用についても検討する。 (文化振興課)			
総合評価				
A		S 目標以上の成果があった。		
		A 取組目標を達成した。(100%)		
		B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)		
		C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)		
		D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)		

	E 評価不能（新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等）
令和５年度目標	
1	学校敷地内に学童クラブと放課後子供教室の拡充と連携により、全６校で一体型事業を開催する。
2	児童・生徒数の推移を見通しながら、教育財産の有効活用を図る。

主 管 課		スポーツ振興課 スポーツ振興係		
具 体 的 施 策	番 号	校庭・屋内運動場開放の推進		
	49			
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度		令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	4,969 千円 (4,650 千円)		4,932 千円 (4,507 千円)	4,369 千円
趣旨・概要	地域の草の根スポーツを推進するため、学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設を市民に広く開放することにより、教育財産の有効な活用を図る。			
一 次（内部） 評 価				
NO	事 業		目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標			
1	小学校校庭遊び場開放		年間を通じ、市内各小学校の校庭に開放管理員を配置し、放課後の遊び場として開放した。	A
	開放管理員を配置して事故防止に努めながら、在学する児童を対象に放課後の小学校の校庭を遊び場として開放する。 (スポーツ振興課)			
2	学校体育施設開放		小・中学校の校庭・屋内運動場を社会教育団体等に開放し、地域スポーツの振興を図るとともに、教育財産の有効な活用を図った。	B
	地域の草の根スポーツを推進するため、学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設を市民に広く開放することにより、教育財産の有効な活用を図る。 (スポーツ振興課)			
総 合 評 価				
B		S 目標以上の成果があった。		
		A 取組目標を達成した。(100%)		
		B 概ね取組目標を達成した。(80%以上～100%未満)		
		C 取組目標を達成しなかった。(50%以上～80%未満)		
		D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。(50%未満)		
		E 評価不能（新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等）		
令和 5 年度目標				
1	小学校校庭遊び場開放			
2	学校体育施設開放			

主 管 課		文化振興課 生涯学習係 ・ 図書館		
具体的施策	番号	生涯学習施設・設備の整備		
	50			
予 算 額 (決算額)	令和 3 年度		令和 4 年度	令和 5 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)		0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要	学習等供用施設の快適な利用に向けた整備を行うため、公民館、図書館、市民会館等の生涯学習施設との機能分担のあり方等に配慮しながら、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設として、（仮称）生涯学習センターの整備を検討する。			
一 次（内部）評価				
NO	事業		目標に対する取組状況及び具体成果等	評価
	令和 4 年度目標			
1	（仮称）生涯学習センター整備の検討 生涯学習の推進、市民の利便性向上のため、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設として、（仮称）生涯学習センターの整備を検討する。 （文化振興課 図書館）		公民館、図書館、市民会館などこれらの生涯学習施設の機能分担等の在り方に配慮し、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ（仮称）生涯学習センターの設置に向けて、引き続き、整備公共施設等整備・再編推進作業部会において、検討を進める。「第五次長期総合計画」、「第七次行政改革大綱」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて検討していく。 検討会議 2 回実施	C
総合評価				
C		S 目標以上の成果があった。		
		A 取組目標を達成した。（100％）		
		B 概ね取組目標を達成した。（80％以上～100％未満）		
		C 取組目標を達成しなかった。（50％以上～80％未満）		
		D 取組目標を大きく下回った。実施できなかった。（50％未満）		
		E 評価不能（新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった場合等）		
令和 5 年度目標				
1	施設整備事業として、「（仮称）生涯学習センター」の整備について検討を行う。			

教育財産の有効活用の推進に関する二次評価

- 「(仮称)生涯学習センター整備の検討」について、生涯学習センターをいつまでに設置するか、どのような規模にするかといった具体的な内容が示されておらず、検討回数も2回しか行っていない。また、本事業については予算措置もない。今後は、市民が期待する生涯学習センター構想に対して、誠実に取り組んでいる姿勢を見せてほしい。
- 現状では学童クラブと放課後子供教室はそもそも目的が違うことから、連携については、よく検討して進めて欲しい。
- 放課後子供教室は、学童クラブに通えない児童が活用できる有効な手段だと把握している。この事業も保護者にとっては継続してもらいたい事業の一つであることから、全小学校での継続を希望する。

有識者の評価のまとめ

- 本年度から本市が導入した事務事業点検・評価に関する方法については、これまでの一部事業を抽出する形式から、本市第三次教育振興基本計画の全项目的について評価する形式に変更し、評価対象を大幅に拡大できたことは大きな前進であると考える。

しかしながら、外部有識者による二次評価を行うに当たり、今年度の形式は、「一次評価における各事業項目に対する評価結果」と、「目標に対する取組状況及び具体成果等」の記述内容から判断するものであり、「令和4年度目標」を踏まえた「取組状況及び具体成果等」が記述されていない場合や抽象的な記述しか明記されていない場合、正確な事業点検・評価を行うことが困難である。

また、評価基準のS・A・Bの差異が分かりづらく、その結果、一次評価においてはBに集中する傾向が表れているように感じる。次年度以降、上位における基準については、さらに具体的な評価基準を設定する必要があると考える。

次に、自己評価としての一次評価については、設定した目標に対する達成状況が判別できる記述内容を示してほしい。全ての項目についてエビデンスデータを示すことは不可能であるかもしれないが、明らかに数値データが示せる項目についても具体的なデータが見られないので、次年度からはぜひとも改善してほしい。

一般的に、学校教育部門に関し、教員による教育指導の取組状況に関する評価がB評価であり、これまでの本市の取組との違いを感じている。財政的な課題がある中でも、教育委員会と学校の協働的な取組を行い、現行学習指導要領の趣旨を体現した授業改善や学習評価等、ソフト面での充実・改善を図る必要があると感じられる。

その他として、例えば教科書採択に関する事務のように、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」で規定されている教育委員会の職務権限に関する事務として明記されているにもかかわらず、現在の評価対象が「第三次教育振興基本計画」となっていることから、事務事業の点検・評価対象とならないが、令和5年度・6年度については、小・中学校がそれぞれ4年に一度の採択となり、別枠で評価対象項目に位置付けることが必要であると考える。

いずれにしても、こうした事務の点検・評価を適切に実施し、教育委員会のすべての事業が充実していくことを願うところである。

- 評価するにあたって、B評価以下であった場合はなぜA評価ではなかったかの説明が必要と考える。圧倒的にB評価が多いが、A評価にできなかった理由が記載されていないので、評価すべき点がわからないと感じた。

3 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会の仕組み

武蔵村山市教育委員会は、武蔵村山市長が武蔵村山市議会の同意を得て任命した教育長と4人の委員により組織される合議制の執行機関であり、その権限に属する教育に関する事務を管理執行しています。教育長の任期は3年、委員の任期は4年で、原則として毎月1回定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会、視察等を行っています。

(2) 教育委員会の構成（令和4年度）

職 名	氏 名	備 考
教 育 長	池 谷 光 二	自 令和3年4月1日 至 令和6年3月31日
教育長職務代理者	大 野 順 布	自 令和2年1月1日 至 令和5年12月31日
教 育 委 員	杉 原 栄 子	自 令和2年10月1日 至 令和6年9月30日
教 育 委 員	比留間 雅 和	自 令和3年10月1日 至 令和7年9月30日
教 育 委 員	潮 美 和	自 平成30年10月1日 至 令和4年9月30日
		自 令和4年10月1日 至 令和8年9月30日

(3) 令和4年教育委員会の開催状況

教育委員会の会議は、毎月1回の定例会（原則として第3金曜日）及び必要に応じて臨時会が開催されます。

令和4年中の開催状況及び審議された議案は、次のとおりです。

ア 開催状況

開催回数 13回（定例会12回、臨時会1回）

イ 審議された議案

委員会名	議案番号	件 名	結果
第 1 回 定例会 (1/21)	議案第 1 号	武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の解嘱に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 2 号	武蔵村山市立図書館協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 3 号	武蔵村山市生涯学習審議会条例の制定の申出について	可決
	議案第 4 号	武蔵村山市第三次教育振興基本計画（原案）について	可決
第 2 回 定例会 (2/10)	議案第 5 号	令和 3 年度教育予算の補正（第 1 1 号）の申出について	可決
	議案第 6 号	令和 4 年度教育予算の申出について	可決
	議案第 7 号	令和 3 年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞について	可決
	議案第 8 号	武蔵村山市教育委員会事務局職員の解任に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 9 号	校長の任命に係る内申について	可決
	議案第 10 号	副校長の任命に係る内申について	可決
	議案第 11 号	統括校長の任命について	可決
第 1 回 臨時会 (2/25)	議案第 12 号	武蔵村山市第三次教育振興基本計画について	可決
	議案第 13 号	令和 4 年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業について	可決
	議案第 14 号	武蔵村山市第二次スポーツ推進計画について	可決
第 3 回 定例会 (3/28)	議案第 15 号	令和 3 年度教育予算の補正（第 1 2 号）の申出に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 16 号	令和 4 年度教育予算の補正（第 1 号）の申出に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 17 号	武蔵村山市生涯学習審議会会議規則について	可決
	議案第 18 号	武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について	可決

委員会名	議案番号	件名	結果
第3回 定例会 (3/28)	議案第19号	武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について	可決
	議案第20号	武蔵村山市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について	可決
	議案第21号	武蔵村山市立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する要綱について	可決
	議案第22号	令和4年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞について	可決
	議案第23号	令和4年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について	可決
	議案第24号	令和4年度武蔵村山市学校給食基本計画について	可決
	議案第25号	武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱について	可決
	議案第26号	武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱について	可決
	議案第27号	武蔵村山市教育委員会事務局職員の解任に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第28号	東京都教育委員会職員の派遣に関する協定締結の臨時代理の承認について	承認
	議案第29号	指導主事の任命について	可決
	議案第30号	教育センター職員の任命について	可決
第4回 定例会 (4/15)	議案第31号	武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱等に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第32号	武蔵村山市生涯学習審議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第33号	武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第34号	武蔵村山市学校司書配置基金条例の廃止の申出について	可決
	議案第35号	武蔵村山市立学校 令和5年度使用 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書採択要領について	可決
	議案第36号	武蔵村山市教育委員会事務局職員に任免に係る臨時代理の承認について	承認
第5回 定例会 (5/24)	議案第37号	武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱等に係る臨時代理の承認について	承認

委員会名	議案番号	件 名	結果
第 5 回 定例会 (5/24)	議案第 38 号	武蔵村山市教育委員会事務局職員に任命に係る臨時代理の承認について	承認
第 6 回 定例会 (6/15)	議案第 39 号	令和 4 年度教育予算の補正（第 3 号）の申出に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 40 号	武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について	承認
第 7 回 定例会 (7/15)	議案第 41 号	武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 42 号	武蔵村山市学校給食運営委員会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 43 号	令和 4 年度実施 令和 3 年度教育委員会事務事業点検・評価報告書について	可決
	議案第 44 号	武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について	承認
第 8 回 定例会 (8/19)	議案第 45 号	令和 4 年度教育予算の補正（第 4 号）の申出について	可決
	議案第 46 号	武蔵村山市立小学校特別支援学級令和 5 年度使用教科用図書の採択について	可決
	議案第 47 号	武蔵村山市立学校の給食費の額の改定について	可決
	議案第 48 号	武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について	可決
第 9 回 定例会 (9/14)	議案第 49 号	武蔵村山市立図書館規則の一部を改正する規則について	可決
第 10 回 定例会 (10/21)	議案第 50 号	武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について	承認
第 11 回 定例会 (11/18)	議案第 51 号	武蔵村山市民会館の指定管理者候補者の決定に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 52 号	武蔵村山市総合体育館及び体育施設の指定管理者候補者の決定に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 53 号	令和 4 年度教育予算の補正（第 7 号）の申出について	可決
	議案第 54 号	武蔵村山市立学校の令和 5 年度入学式及び卒業証書授与式の日程について	可決
	議案第 55 号	武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則の一部を改正する規則について	可決

委員会名	議案番号	件名	結果
第 12 回 定例会 (12/20)	議案第 56 号	武蔵村山市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則について	可決
	議案第 57 号	令和 4 年度における武蔵村山市立学校の給食費の特例に関する規則について	可決

(4) 令和4年度教育委員会の活動状況

教育委員会による令和4年4月から令和5年3月までの会議・行事等の活動状況は、次のとおりである。

年 月	会議・行事等	場 所
令和4年4月	新任・転任校長・副校長辞令伝達式	中部地区会館（402AB 学習室）
	校長・副校長会合同会議	中部地区会館（401 大集会室）
	新規採用学校教職員辞令伝達式	中部地区会館（402AB 学習室）
	東京都市町村教育委員会連合会 令和3年度会計監査	東京自治会館
	東京都市教育長会	東京自治会館
	第4回教育委員会定例会	委員会室（市役所5階）
	東京都市町村教育委員会連合会 令和4年度第1回常任理事会・理事会	東京自治会館
	東京都施策連絡協議会	オンライン開催
令和4年5月	東京都市町村教育委員会連合会 第66回定期総会	書面開催
	第5回教育委員会定例会	委員会室（市役所5階）
	東京都市教育長会	東京自治会館
	関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会理事会・総会（栃木大会）	書面開催
令和4年6月	第6回教育委員会定例会	中部地区会館（401 大集会室）
令和4年7月	姉妹都市交流事業第16回栄村駅伝大会	委員会室（市役所5階）
	東京都市教育長会	東京自治会館
	第7回教育委員会定例会	委員会室（市役所5階）
令和4年8月	東京都市町村教育委員会連合会 第2回研修推進委員会	東京自治会館
	東京都市教育長会	Web会議
	東京都市町村教育委員会連合会 第3回研修推進委員会及び第2回常任理事会	東京自治会館
	東京都市町村教育委員会連合会 第2回理事会及び第1回理事研修会	東京自治会館
	第8回教育委員会定例会	委員会室（市役所5階）
令和4年9月	第9回教育委員会定例会	さくらホール（市民会館）
令和4年10月	令和4年度武蔵村山市スポーツ都市宣言記念事業 「いきいきわくわくスポーツ教室」開会式	総合第2運動場
	第22回東日本学校吹奏楽大会出場 武蔵村山市立第五中学校吹奏楽部壮行会	さくらホール（市民会館）
	第1回総合教育会議	301会議室

年 月	会議・行事等	場 所
令和 4 年 10 月	東京都市町村教育委員会連合会 第 1 回研修会	オンライン研修
	第 1 0 回教育委員会定例会	委員会室（市役所 5 階）
令和 4 年 11 月	第 5 3 回市民文化祭 開会式	さくらホール（市民会館）
	令和 4 年度少年少女スポーツ大会 第 2 0 回少年少女ドッジボール大会 開会式	総合体育館第一体育室
	第 1 1 回教育委員会定例会	委員会室（市役所 5 階）
	東京都市教育長会	東京自治会館
	令和 4 年度東久留米市・武蔵村山市広域連携活動 事業「ハンドボールフェスティバル」開会式	総合体育館第一体育室
	教育委員視察研修	TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS（立川市）
	第 1 1 回武蔵村山市小・中学校百人一首大会	総合体育館第二・第三体育室
令和 4 年 12 月	むさむら E K I D E N 2 0 2 2	真如ヤーナグラウンド
	第 1 2 回教育委員会定例会	中部地区会館（401 大集会室）
	令和 4 年仕事納め式	中部地区会館（401 大集会室）
令和 5 年 1 月	令和 5 年仕事始め式	中部地区会館（401 大集会室）
	令和 5 年 2 0 歳を祝う会	さくらホール（市民会館）
	東京都市町村教育委員会連合会 第 3 回常任理事会	東京自治会館
	東京都市町村教育委員会連合会 第 3 回理事会及び第 2 回理事研修会	東京自治会館
	第 1 回教育委員会定例会	委員会室（市役所 5 階）
	令和 4 年度少年少女スポーツ大会 第 3 9 回少年少女サッカー大会	総合第 2 運動場
	東京都市教育長会	ホテル日航立川
令和 5 年 2 月	特色ある学校づくり推進校発表会（三小）	第三小学校
	第 2 回教育委員会定例会	委員会室（市役所 5 階）
	令和 4 年度市町村教育委員会教育長・教育委員研 究協議会	TKP 新橋カンファレンスセ ンター（千代田区）
	研究発表会（八小）	第八小学校
	研究・研修成果報告会	教育センター
	東京都市教育長会	東京自治会館
	特色ある学校づくり推進校発表会（二小）	第二小学校
	東京都市町村教育委員会連合会 第 2 回研修会	東京自治会館
令和 5 年 3 月	第 2 5 回武蔵村山市生涯学習フェスティバル	市民駐車場・さくらホール （市民会館）
	第 3 回教育委員会定例会	中部地区会館（401 大集会室）

年 月	会議・行事等	場 所
令和 5 年 3 月	市立中学校卒業証書授与式	各学校
	市立小学校卒業証書授与式	各学校
	第 3 回教育委員会定例会	中部地区会館（401 大集会室）
	退職教職員の辞令伝達式	中部地区会館（401 大集会室）

資 料

- 資料 1 武蔵村山市教育委員会の教育目標
令和 4 年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業
- 資料 2 令和 4 年度武蔵村山市教育委員会の重点項目
- 資料 3 武蔵村山市第三次教育振興基本計画 施策体系
- 資料 4 武蔵村山市教育委員会組織一覧
- 資料 5 教育部各課（館）の事務分掌
- 資料 6 令和 4 年度一般会計予算（目的別歳出）内訳

武蔵村山市教育委員会の教育目標

武蔵村山市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、我が国と郷土の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、以下の「教育目標」を制定する。

学校教育においては、家庭における教育の成果を基盤としながら、児童・生徒が、豊かな心を持ち、確かな学力や健やかな体力を身に付けることができるようにするために、

- 自ら学び、主体的に判断し、創造力豊かに、よりよく問題を解決しようとする子供
- 思いやりと協力を重んじ、規範意識及び公共の精神に基づき、進んで社会の形成に参画しようとする子供
- 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与しようとする子供
- 伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に貢献しようとする子供

の育成を重視する。

社会教育においては、あらゆる場所における学習を通して、市民一人一人が、自己の人格を磨き、互いに支え合いながら豊かな人生を送ることができるようにするために、

- 自ら進んで、幅広い知識と教養を身に付け、豊かな情操と健やかな身体を養おうとする人間
- 個人の尊厳を重んじるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の発展に寄与しようとする人間
- 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与しようとする人間
- 伝統と文化を継承し、我が国と郷土を愛するとともに、新しい文化の創造及び世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする人間

を育成する生涯学習社会の実現を目指す。

上記の教育目標の達成に向けて、武蔵村山市教育委員会は、児童・生徒及び市民のための教育が、家庭・学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われることを目指して、施策の充実を図っていく。

平成23年12月 教育委員会決定

令和４年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業

武蔵村山市教育委員会は、「教育目標」を達成するために、「武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱・武蔵村山市第三次教育振興基本計画（令和４年２月策定）」で定めた「基本方針」に基づき、武蔵村山市の特性を生かして、令和４年度における主要施策・主要事業を総合的に推進する。

【基本方針１ 生きる力を育む教育の推進】

知識基盤社会において、いかに社会が変化しようと、子供たち一人一人が、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決することができるようにするために必要な「生きる力」を育むことが求められる。

また、これからの子供たちには、「何を学ぶか」だけでなく、「何を理解しているか、何ができるか」、「理解していること・できることをどう使うか」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」という三つの柱で資質・能力を育成するとともに、誰一人取り残さない持続可能な社会づくりに貢献できる人材を育成することが重要である。

そのために、家庭における教育の成果を基盤としながら、子供たちの確かな学力の定着や健やかな心と体の育成を図ることができる教育を推進する。また、思考力・判断力・表現力等を育む教育や、持続可能な開発目標（SDGs）の理念等を踏まえ、地域の課題から地球規模の諸課題まで幅広く自らの課題として考え、解決する力を育む教育を推進するとともに、個に応じたきめ細やかな指導の充実を図る。

- (1) 人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」や「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権教育を推進する。
 - ① 東京都教育委員会作成の「人権教育プログラム（学校教育編）」等の活用を通して、「東京都人権施策推進指針」に示された、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、犯罪被害者やその家族、インターネットによる人権侵害、北朝鮮による拉致問題、災害に伴う人権問題、ハラスメント、性同一性障害者、性的指向、路上生活者、その他の様々な人権課題に関わる偏見や差別の解消を図るための指導を徹底する。

また、新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消についても同様に指導を行う。
 - ② 多様性を認め、児童・生徒一人一人が、性差や人種、障害等にとらわれず活躍できる教育を推進する。
 - ③ 「武蔵村山市いじめ防止対策推進条例（平成３１年３月制定）」によって定められた責務を果たすとともに、学校と家庭・地域が連携して、「いじめを許さない、見逃さない」ことを、学校に徹底して指導する。また、いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識の下、学校組織全体で子供たちの実態を確実に把握し、全教職員の共通理解の下に、いじめの未然防止と確実な解消に努める。
 - ④ 「いじめ撲滅宣言（平成２４年１０月採択）」の趣旨を踏まえ、子供たちが、いじめは

人として恥ずかしい行為であると自覚し、自らの言動を振り返ることができるよう、意図的・計画的な指導を行う。

- (2) 子供たちが思いやりの心を持ち、規範意識や社会貢献の精神を身に付けることができるようにするために、家庭における教育を基盤とした心の教育を推進する。

また、各中学校区学校運営協議会、地域と連携して実施されるボランティア活動等を充実させ、子供たちの豊かな心の育成を図る。

- (3) 子供たちが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を持ち、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献できるようにするために、学校・家庭・地域、関係機関との連携の下に、道德教育の充実、改善を図る。

「特別の教科 道德」では、教科書を活用した指導はもとより、文部科学省作成の「私たちの道德」や東京都道德教育教材集等の資料を補助的に活用し、各教科等における道德教育との密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によって道德的価値の自覚及び自己の生き方についての自覚を深められるようにするとともに、道德的実践力を育成する。

さらに、「道德授業地区公開講座」の内容を各学校が創意工夫し、学校・家庭・地域、関係機関等が一体となって、子供たちに対する道德教育の在り方を考える機会に資する。

- (4) 教員は、子供たちへのあたたかい授業づくりを第一に考え、「子供たちの内面の表出を待つ、聴く、受け止める」という姿勢を大切にする。また、「武蔵村山市の児童・生徒の学力向上に向けて（令和2年3月）」を踏まえ、学力向上推進委員会において、今後の学力向上施策の検討を引き続き行うとともに、学校・家庭・地域が連携した学力向上策を総合的に推進する。

- ① 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を通して、全ての子供たちの基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成を図る。また、子供たちの知的活動、コミュニケーション、感性・情緒の基盤となる言語能力の向上を図る。

- ② 確かな学力を身に付けさせる基盤となる学習意欲の向上及び学習規律の確立を図るため、少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチング、補習教室等、指導方法の工夫・改善に努め、個に応じた指導を推進する。

- ③ 小・中学校9年間を通じて、「武蔵村山市立学校 漢字ステップアップシート」を活用した指導を充実させるとともに、小学校第4学年及び第6学年で武蔵村山市「漢字検定」を実施し、目標をもって、意欲的に学習に取り組む態度を育成する。

- ④ 「全国学力・学習状況調査」、東京都及び本市による「児童・生徒の学力向上を図るための調査」等を通して、全ての子供たちの学力の定着状況及び学習への意識を把握するとともに、これらの結果等を踏まえた課題解決を図るための「授業改善推進プラン」を作成し、その内容を「週ごとの指導計画」に反映した授業改善を推進する。さらに、東京ベシック・ドリルを活用し、組織的に学力向上に取り組む。

- (5) 各学校における「学校図書館活用計画」に基づき、学校図書館担当教員、司書教諭、学校司書、教育ボランティア等の連携により、学校図書館の利用を促進するとともに、読み聞かせ等の活動を充実させることを通して、子供たちが進んで読書をしようとする意欲や態度を育成する。

- (6) 各校の「体力向上全体計画」を踏まえ、学校・家庭・地域が連携した体力向上策を総合的に推進する。

- ① 学校2020レガシーの充実を図り、ボランティアマインド、障害者理解、スポーツ志向、日本人としての自覚と誇り、豊かな国際感覚等、多くの資質・能力を身に付けさせるための取組を展開する。
- ② 東京都統一体力テストを通して、子供の体力の実態を把握するとともに、全ての子供たちが、楽しく、安心して運動に取り組むことができるようにし、その結果体力の向上につながる体育・保健体育科の授業改善を推進する。
- (7) 「第三次 学齢期における歯の健康づくり推進プラン（平成31年3月）」に基づき、学校や関係機関と連携して、児童・生徒の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を推進する。
- (8) 「学校防災計画」、「安全指導計画」を踏まえ、東京都教育委員会作成「防災ノート～災害と安全～」等を活用した安全指導、避難訓練を意図的・計画的に実施する。また、家庭、地域、関係機関等と連携したセーフティ教室、交通安全教室、地域安全マップの作成等を通して、子供たちが安全に関する情報を正しく判断し、自他の危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を身に付けることができるようにする。
- (9) 家庭、地域、関係機関等と連携し、地域安全マップの作成等地域の実態に応じた学校の安全教育の充実を図るとともに、スクールガード・リーダーに委嘱した安全及び防犯の専門家による各小学校及び通学路の巡回を実施し、学校における安全管理を推進する。
また、小学生による下校時の見守り放送や、地域住民の協力の下に組織された「子ども安全ボランティア」に対する、物品貸与を通じて、子供の登下校時の安全を確保する取組を推進する。
- (10) GIGAスクール構想における一人一台のタブレット端末や電子黒板、デジタル教科書、その他ICT機器の有効な活用を図り、子供たちが意欲的に学習に取り組めるようにする。また、情報活用能力や情報モラルを身に付けさせる指導の充実を推進するとともに、小学校におけるプログラミング教育の推進を図る。
- (11) 各教科等を通じて、日本の伝統や文化、東京都や武蔵村山市の歴史と風土について学ぶ機会の充実を図り、伝統や文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に貢献しようとする態度を育む教育を推進する。
また、モンゴル国、横田基地内の小・中学校、東南アジア諸国及びアメリカ合衆国の現地小学校等との交流を通して、国際理解教育の充実を図る。
- (12) 英語を通じて、言語や文化についての理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、各学校におけるALTの活用を一層推進する。
また、小学校においては、外国語及び外国語活動の時間を計画的、系統的に指導できるよう、教科書はもとより、文部科学省作成「We Can!」、「Let's Try!」、東京都教育委員会作成「Welcome to Tokyo」及び「武蔵村山市立小学校英語活動モデルカリキュラム」を効果的に活用して、学級担任とALTや英語活動支援員との連携により、英語の音声や基本的な表現に親しませながら、子供にコミュニケーションの素地を養う指導の充実を図る。
- (13) 子供に勤労観・職業観を育み、主体的に進路を選択する能力や態度を育成するため、各学校における「キャリア教育全体計画」に基づき、小学校段階から組織的、系統的なキャリア教育を推進する。

特に中学校では、職場体験を充実させ、生徒に働くことの意義について理解を深めさせ

る。

また、キャリア教育に関わる活動について振り返りを行う「キャリア・パスポート」を小学校から高等学校まで引き継いで活用することができるようにする。

- (14) 「第五次武蔵村山市特別支援教育推進計画（令和３年３月策定）」に基づき、各学校における特別支援教育のより一層の充実を図る。
- ① 特別支援教育コーディネーター及び校内委員会を中心とした組織全体による支援体制を構築するとともに、特別支援教育に係る教員の研修を充実させる。
 - ② 武蔵村山市特別支援教育専門委員会、武蔵村山市特別支援教育連携協議会及び特別支援教育巡回相談制度を通じて、関係機関等との連携による「早期発見・早期連携・早期支援」に向けた体制を引き続き推進する。
 - ③ 子供の在籍学級にかかわらず、個別の支援が必要な子供の「学校生活支援シート」及び「個別指導計画」の作成・活用を推進し、子供一人一人の実態を踏まえた組織的な指導・支援を一層充実させる。
 - ④ 特別支援教室及び通級指導学級における指導の充実を図るとともに、各学校における個別の指導・支援の在り方を検討することを通して、通常の学級に在籍する子供に対する個別指導と集団適応への支援を推進する。
- (15) いじめ、暴力、非行、情緒の不安定、不登校をはじめとした学校への不適応等、子供の多様な課題に対応するため、互いに認め合い、共に学び合う環境づくりを推進するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談室相談員、適応指導教室指導員や福祉・医療機関等の関係諸機関と連携しながら、学校組織全体による教育相談体制を構築し、保護者との信頼関係に基づく子供一人一人へのきめ細かな指導・支援を実現させる。

【基本方針2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進】

我が国と郷土の未来を切り拓く子供たちのための教育が、一層効果的に行われるようにするために、学校・家庭及び地域社会が、それぞれの機能を十分に発揮して、その責任を果たすとともに、これまで以上に連携・協働体制を強化することが求められる。

そのために、コミュニティ・スクールとして開かれた学校づくりを推進するとともに、地域社会全体で子供たちを育てる仕組みの構築を図る。

- (1) 市内全小・中学校の学校運営協議会が、中学校区を基盤に連携し、情報を共有するとともに、切磋琢磨しながら、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進する。
- (2) 各小・中学校においては、一斉学校公開週間等、保護者・市民への授業等の公開を通して、教育活動の成果と課題についての意見を聴取し、教育活動の改善に努めるとともに、各学校の教育活動に対する一層の理解と協力を得る機会とする。
- (3) 「東京都教育の日」に係る各学校における事業等の機会を通して、保護者や市民の教育に対する関心を一層高めるとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの責任を果たしながら、連携して、子供たちの健全育成を図ることができるようにする。
- (4) 学校行事等のタイムリーな話題をはじめ、特色ある様々な学校の教育情報を、保護者、地域の方々に分かりやすく、迅速・的確に発信するため、学校ホームページの充実を図る。
- (5) 教育情報を迅速かつ的確に家庭へ提供し、学校と家庭の円滑な連絡体制を構築する。
- (6) 放課後に子供たちの安全で安心な居場所を確保するため、「放課後子供教室」の拡充を図る。

また、放課後子ども総合プランに基づき、平成27年度から実施している学童クラブとの一体型の運営を推進する。

- (7) 保護者が子の教育の第一義的責任を有すること及び家庭が教育の根本であることを基本とし、学力向上推進委員会作成の「レッツ・チャレンジ」、体力向上推進委員会作成の「レッツ・トライ・スポーツ」、各学校で作成した啓発資料等の活用を図ることを通して、学校と家庭が連携して、子供たちが基本的な生活習慣、学習習慣、規範意識、思いやりや自尊感情等を身に付けることができるようにする。
- (8) 地域住民等による子ども安全ボランティア及びスクールガード・リーダー等による登下校時の安全見守りや防犯パトロール活動を充実させるとともに、学校における定期的・計画的な学校施設等の安全点検を徹底させることにより、学校及び地域における子供たちの安全確保を一層推進する。

また、登下校時に不審者に声をかけられたりした場合に逃げ込んで助けを求める緊急避難所を確保する。

- (9) 家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身に付いていない児童・生徒を対象に、地域住民等の協力により「地域未来塾」事業を推進し、学習支援を実施する。

【基本方針3 教育の質の向上と教育環境の整備】

保護者や地域から信頼される学校づくりを実現するために、義務教育9年間を見通した教育活動の充実を図り、教員が、自らの資質や能力を向上させるとともに、成果と課題の検証に基づき、教育活動の改善を図ることが求められる。

そのために、教員対象の研修や、校内における人材育成のための組織を確立するとともに、学校評価に基づく経営改善を推進する。

また、学校における教育活動の効果を一層高めるため、「GIGAスクール構想」により整備されたタブレット端末を活用して、個別の教育的ニーズや学習状況に応じた学習を充実させるとともに、施設、教育機器等の教育環境の整備を推進する。

- (1) 義務教育9年間を通して、系統的・継続的な教育活動を全校で展開するため、中学校区ごとの目指す生徒像を明確にし、その具現化に向けた取組を充実させるとともに、校内研究等による授業交流等を通して、小・中学校教員の指導観の一貫を目指した施設一体型、施設隣接型及び施設分離型の小中一貫教育を推進する。
- (2) 子供たちが、自ら学び、主体的に判断し、創造力豊かに、よりよく問題を解決することができるよう、子供たちに身に付けさせたい資質・能力を明確にした学校経営方針に基づく校内研究を、中学校区全体で計画的に推進し、組織的な指導の工夫・改善を図るとともに、その成果を市内全校に還元する。
- (3) 中学校における部活動外部指導者の配置を推進し、生徒の部活動加入率を向上させ、部活動の一層の活性化を図る。
- (4) 校内における研究授業・研修、小・中学校教育研究会等、教育課題を踏まえた様々な教員研修を充実させ、教員の意識改革を図るとともに、指導力や資質を一層向上させる。
- (5) 学校運営において、教職員が多様な専門家と連携・協働しながら対応していく新しい組織運営への転換を図り、学校マネジメントの強化、学校事務室職員の専門性の向上等の取組を推進していく。また、校務支援システムの活用や学校事務の共同実施、スクールサポートスタッフの活用等を通して校務改善を推進し、教職員が児童・生徒と関わる時間をより一層確保し、教育活動の充実を図る。
- (6) 各学校における事案決定規程に基づき、校長・副校長・主幹教諭・指導教諭及び主任教諭による組織マネジメントの強化を図るとともに、OJT責任者、OJT担当者及び各教員の経験等に応じて身に付けさせる力等を明確にして、組織的・計画的に、校内におけるOJTを推進し、学習指導、生活指導、進路指導、外部との連携・折衝、学校運営、組織貢献等に係る教員の資質向上を図る。
- (7) 各学校が策定する「学校評価計画表」の中期及び短期経営目標、具体的方策に基づき、努力指標及び成果指標の上位達成を目指して、組織的・計画的に教育活動を推進する。
また、評価結果を保護者・市民等に公表するとともに、その結果を踏まえた改善策を次年度の教育課程に反映させ、PDCAサイクルの確立を図る。
- (8) 学校における組織的な危機管理を進めるために、危機への対応について定めた「武蔵村山市立学校危機管理対応マニュアル」を基に学校の特性に応じたマニュアルを活用するとともに、研修等を実施し、教職員一人一人の危機管理に対する意識を高める。
- (9) 児童・生徒の安全確保や災害時の避難所となる学校施設を長く健全に使用するため、「学校施設長寿命化計画」に基づき、中長期的な観点から、計画的改修を推進する。
- (10) 教育委員会が行う事務事業について点検及び評価を行い、有識者の意見を踏まえ、「教

育委員会事務事業点検・評価報告書」を作成し、市議会及び地域住民に対して公表することにより、諸事業の成果と課題についての説明責任を果たすとともに、教育行政の今後の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図る。

- (11) 各学校で組織されているグリーン・サポーターを中心に、各学校の校庭に整備された芝生の適切な維持管理を行うとともに、環境教育、情操教育、体力向上等の視点から、芝生を有効に活用した教育活動を推進する。

- (12) 環境にやさしい自然エネルギーを活用したエコスクール化を図るため、市立中学校を対象に設置した太陽光パネルを活用し、生徒が、環境保全への意識を高めることができるよう、指導の充実を図る。

- (13) 良好な教育環境を確保するため、また、新型コロナウイルス感染症対策の一つとしての換気を十分に行うため、各学校に整備した空調設備を有効的に活用する。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、新しい生活様式を取り入れた感染防止対策の徹底を図るとともに、校内環境を整備する。

- (14) 児童・生徒と向き合う時間、教材作成の時間を生み出すため、全校に導入している校務支援システムを活用し、校務の効率化を積極的に推進する。

- (15) 学校の教育活動の効果を一層高め、児童・生徒にとって望ましい教育環境を確保するため、「武蔵村山市立学校規模等適正化基本方針（平成20年4月）」、「武蔵村山市立学校少人数学級編制対応報告書（平成23年7月）」等に基づき、学校規模及び学級編制の適正化を推進する。

- (16) 長期休業期間の弾力的な運用、振替休業日を伴わない土曜授業の実施、振替休業日の効果的運用等、教職員と子供たちへの負担を十分に勘案しながら、子供たちによる学習活動や生活目標に関する振り返りを定期的に行い、自己の成長を自覚しつつ新たな目標を設定するとともに、直面する教育課題の合理的な解決を図るための特色ある教育活動を一層推進する。

- (17) 食育と地産地消を重視し、地元農家の協力を得て、地場食材を積極的に活用し、安全・安心な学校給食を提供する。

また、小学校学校給食については、老朽化した市立学校給食センターに代わる施設として、「防災まちづくり構想」に基づき、災害時は応急給食等を行う防災施設として稼働し、平常時は学校給食の提供等を行う「(仮称)防災食育センター」の整備事業を推進し、学校給食調理等業務の民間委託の実施に向け、事務を進める。

民設民営の委託方式により実施している中学校学校給食調理等業務については、引き続き業務の適正な運営を監理する。

- (18) 学校におけるアレルギー疾患対策については、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（日本学校保健会）」に基づき実施しているが、万一、児童・生徒がアレルギー症状を発症した場合には、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル（東京都）」、「武蔵村山市立学校アレルギー疾患への対応マニュアル」及び「緊急(アナフィラキシー発症)時対応のフローチャート（掲示用）」に基づき、全ての教職員が迅速かつ的確に対応し、児童・生徒の安全確保に努める。

- (19) 社会全体で次代を担う人材を育成する主旨に基づき、高校生等に奨学金を支給する。

【基本方針4 自己実現を目指す生涯学習の推進】

「人生100年時代」の到来が予測される中、あらゆる場所における学習を通して市民一人一人が、自己の人格を磨き、互いに支え合いながら豊かな人生を送ることができるようにするとともに、我が国と郷土を愛し、主体的に社会の発展に寄与しようとする気持ちや態度を育む生涯学習社会の実現が求められる。

そのために、市民が生涯を通じて、自ら学んだり、伝統や文化に触れたりすることができる多様な学習機会の充実を図るとともに、「武蔵村山市スポーツ都市宣言」の趣旨を踏まえ、スポーツとの関わりをもてる環境整備を進め、スポーツ活動の振興を図る。

- (1) 市民の主体的な生涯学習活動の支援を一層充実させるため、「武蔵村山市第五次生涯学習推進計画」に基づき、公共施設予約システムを運用し、生涯学習情報を提供するとともに、(仮称)生涯学習センターの整備等を検討する。
また、「武蔵村山市第五次生涯学習推進計画」の指針に基づき、市民の生涯学習の支援の充実を図る。
- (2) 市民の自主的な社会参加活動を促進するため、「出前講座」の内容の充実を図るとともに、学習・交流の機会の拡充、情報の収集・提供、学習相談の充実を図る。
また、市民主体による体験発表・体験学習・世代間交流の場としての「生涯学習フェスティバル」、学校週5日制に対応する事業としての「土曜日チャレンジ学校」への支援を行う。
- (3) 子供たちが進んで読書をしようとする意欲や態度を育むため、「武蔵村山市第四次子供読書活動推進計画」に基づき、「おはなしの会」等の充実を図るとともに、子供たちが集まる場所等への出前おはなしの会を行う。
また、学校図書館との連携・協力を強化し、団体貸出、読書相談及び資料相談等の読書活動に関する施策を推進する。
- (4) 市民の読書活動をより一層推進するため、市民ニーズに対応した図書及び視聴覚資料の収集に努める。また、図書館利用の促進を図るために、子供や保護者向けの推薦図書リストの作成や図書館システムによる読書記録の提供、企画展示の定期的実施、朗読会等の継続した開催等、読書についての興味を喚起する。
また、市民の利便性を向上させるため、電子図書の導入について検討する。
- (5) 「武蔵村山市第二次スポーツ推進計画（令和4年3月）」に基づき、地域の現状や市民のニーズを的確に捉えながら、本市生涯スポーツ施策の総合的かつ計画的な推進を図る。
- (6) 総合体育館を拠点として、スポーツ・レクリエーション事業の拡充を図り、市民の健康・体力づくりを推進する。
また、全ての市民が、様々なスポーツをいつでも体験・実施できるよう、地域のアイデアで自主的に運営される「総合型地域スポーツクラブ」の運営を支援するほか、クラブの認知度の向上に努める。
- (7) 「スポーツ都市宣言」の理念を踏まえ、スポーツを通じて市民が豊かで健康的な生活を営むことにより、賑わいと活力あるまちづくりを進めるため、スポーツ・レクリエーションに関する施策の充実を図る。
また、スポーツ少年団の充実を図り、スポーツを通じた青少年の健全育成を推進する。
- (8) 学校をはじめとする教育施設は、市民の共有財産であるとの観点から、学校施設の開放

や施設の一層の効率的な管理・運営を図る。

- (9) 武蔵村山市に伝わる有形・無形の文化財の保護に努めるとともに、歴史民俗資料館収蔵資料の展示・公開や歴史講座等、各種講座・教室の実施により、市民の文化財保護に対する意識の高揚を図る。

また、歴史散策コースの周知を図り、市民の文化財等への関心の向上に努める。

- (10) 歴史民俗資料館及び分館を活用し、市内に軍事施設が存在したことを後世に伝えるとともに、戦争の悲惨さ、平和の尊さについて学ぶ場を広く市民等に提供する。
- (11) 市民が生涯学習に幅広く取り組むことができる機会を提供するため、各種講座の開設等を通して、新たな文化の創造・交流の場の実現を図る。

【基本方針5 教育財産の有効活用の推進】

市が保有する財産を最大限活用するという観点から、教育財産についてもその活用を推進することが求められる。

そのために、特に学校施設は、様々な用途を考え、多様な観点に立って積極的な活用を推進する。

- (1) 小学校の余裕教室等を活用して、放課後の子供たちの安全で安心な居場所を確保するとともに、多様な学習の充実、地域住民との交流活動等の取組を推進することにより、教育財産の有効な活用を図る。
- (2) 学校教育に支障のない範囲で、学校施設を市民に広く開放することにより、教育財産の有効な活用を図る。
- (3) 公民館、図書館、市民会館等の生涯学習施設との機能分担の在り方等に配慮しながら、中央図書館、中央公民館の機能を併せもつ複合施設としての（仮称）生涯学習センターの設置について検討を進める。

令和4年度 武蔵村山市教育委員会の重点項目

学 校 教 育

【人権教育・道徳教育の推進】

いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識の下、「いじめ撲滅宣言」の趣旨を踏まえ、いじめを許さない、見逃さない指導を徹底させるとともに、思いやりの心を育み、あらゆる偏見や差別をなくすために、教育活動全体を通じて人権教育・道徳教育を推進します。

【確かな学力の定着・体力の向上】

子供たちの基礎的・基本的な知識・技能の習得と言語能力の向上を図るための指導を充実させ、学習意欲の向上及び学習規律の確立を図り、学力向上策を総合的に推進するとともに、体力向上策を総合的に推進します。

【国際理解教育の推進】

モンゴル国、横田基地内の小・中学校、東南アジア諸国及びアメリカ合衆国の現地小学校等との交流活動のほか、小・中学校が連携した外国語教育の改善に取り組み、グローバル化が進む国際社会で生きる子供たちへの国際理解教育の推進に努めます。

【特別支援教育の充実】

「第五次特別支援教育推進計画」に基づき、特別な教育支援や発達支援が必要な子供一人一人に対し、連続性のある適切な指導と必要な支援が行われるようにするとともに、特別支援教室における指導の充実を図ります。

【小中一貫教育の推進】

義務教育9年間を通して、系統的・継続的な教育活動を全校で展開するため、目指す子供の姿を保護者・地域と共有し、コミュニティ・スクールの機能を生かした連携を一層推進し、地域とともに進める小中一貫教育の充実に努めます。

【安全・安心な教育環境の整備】

登下校時における安全確保、学習活動等における安全対策、学校施設・設備等の安全点検、安全・安心な学校給食の提供、アレルギー疾患への対応等、「武蔵村山市立学校危機管理対応マニュアル」に基づき、迅速かつ的確に対応できる危機管理体制の確立に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症に対応するために必要な校内環境の整備を推進します。

【GIGAスクール構想の推進】

GIGAスクール構想の実現に向けて整備した児童・生徒一人一台ずつのタブレット端末及び高速大容量通信ネットワークを最大限に活用し、多様な子供たち一人一人に個別最適化された学びを提供するとともに、資質・能力を一層確実に育成できる環境整備と、効果的な学習指導に努めます。

生 涯 学 習

【生涯学習の推進】

「第五次生涯学習推進計画」に基づき、生涯学習情報の提供や学習機会の充実を図り、「いつでも」「どこでも」「だれでも」自発的に学習活動や表現活動のできる環境づくりを推進します。

【家庭教育の支援】

子育てにおける家庭教育の重要性についての普及啓発活動に努めるとともに、家庭が教育の根本であるという認識の下、家庭の教育力を高めるため、家庭教育講座を充実します。

【図書館運営の充実】

子供たちが進んで読書をする意欲や態度を育むため、「第四次子供読書活動推進計画」に基づき、読書活動に関する施策を充実させるとともに、学校図書館との更なる連携を図ります。

【スポーツの推進】

「スポーツ都市宣言」の理念を踏まえ、スポーツ・レクリエーション事業の拡充を図り、賑わいと活力あるまちづくりを進め、市民の健康・体力づくりの推進に努めます。また、スポーツ少年団の充実を図り、スポーツを通じた青少年の健全育成を推進します。

【文化財の調査、保護・活用】

市内に残る文化財の保護や調査を実施し、文化財の適正な保護・保存に努めるとともに、歴史民俗資料館及び分館収蔵資料の展示・公開や歴史講座等を実施し、文化財保護思想の普及啓発を促進します。

武蔵村山市第三次教育振興基本計画 施策体系

基本方針	基本施策	具体的施策
1 生きる力を育む教育の推進	(1) 豊かな心を育む教育の推進	① 人権教育の推進【重点】
		② 道徳教育の充実【重点】
		③ 体験活動の充実
	(2) 学力向上策の推進	④ 確かな学力の定着【重点】
		⑤ 読書活動の推進と言語能力の育成
	(3) 健康な身体や体力を育む教育の推進	⑥ 体力向上策の推進【重点】
		⑦ 食育の充実
		⑧ 心と身体の健康管理の充実
	(4) 社会の変化に対応できる力を育む教育の推進	⑨ 安全教育の充実【重点】
		⑩ G I G Aスクール構想の推進【重点】
		⑪ 国際理解教育の充実【重点】
		⑫ 日本の伝統・文化教育の充実
		⑬ キャリア教育の充実
	(5) 個に応じた支援と指導の充実	⑭ 特別支援教育の充実【重点】
		⑮ 不登校への対応・適応指導の充実
		⑯ 学校における教育相談体制の整備
	(6) 「学校2020レガシー」の構築に向けた取組の推進	⑰ 「学校2020レガシー」の構築に向けた取組の推進
2 学校・家庭・地域の連携強化	(1) 開かれた学校づくりの推進	⑱ コミュニティ・スクールの充実【重点】
		⑲ 学校公開等の実施
		⑳ 広報の充実
	(2) 学校・家庭・地域の協働体制の構築	㉑ 新・放課後子ども総合プラン事業の推進
		㉒ 家庭教育の支援【重点】
		㉓ カリキュラム・マネジメントの推進
		㉔ 児童・生徒の安全確保【重点】

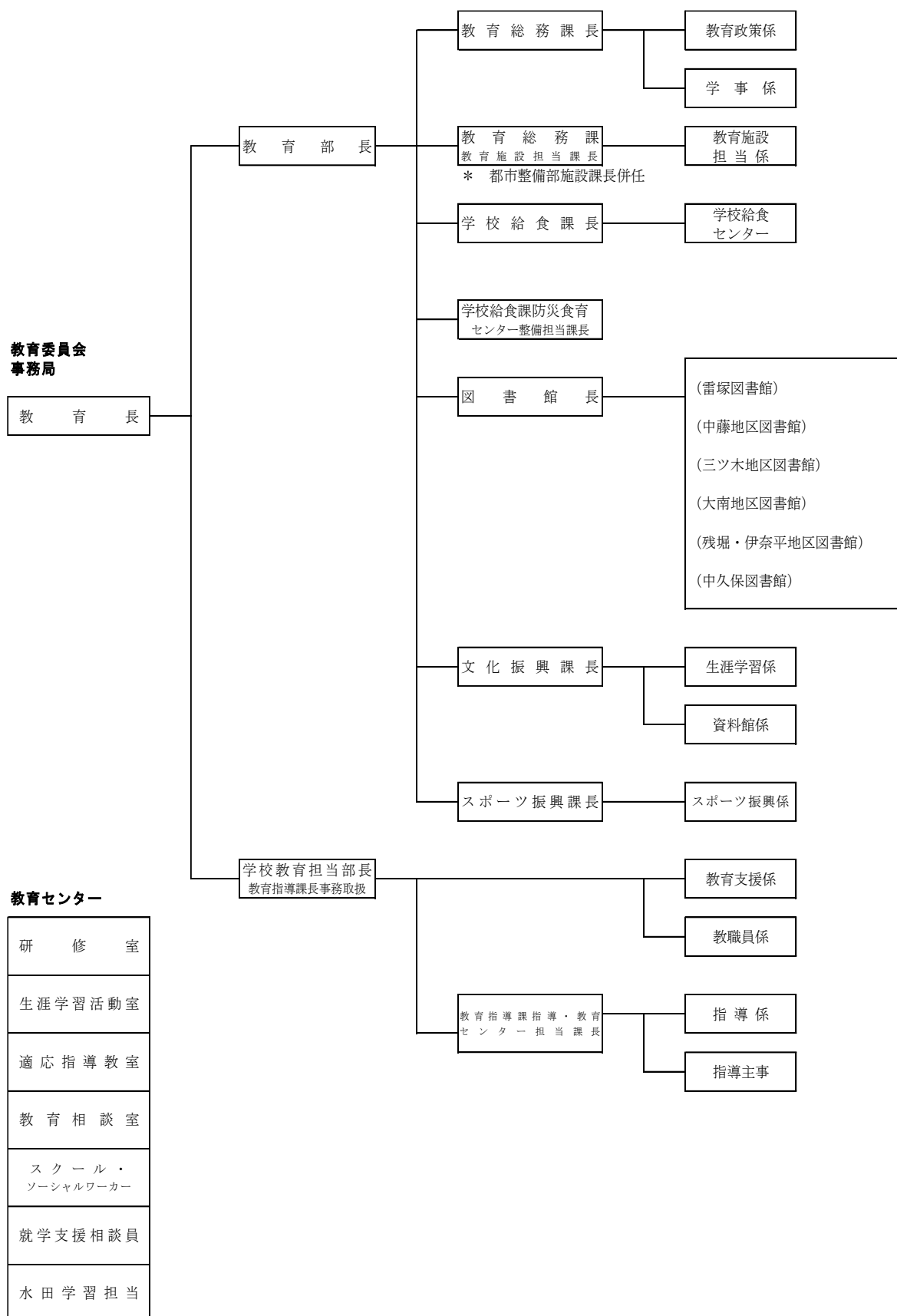
主要施策・主要事業
●人権教育の推進 ●人権教育全体計画の作成 ●ダイバーシティ教育の推進
●道徳科及び道徳授業地区公開講座の充実 ●各教科等における道徳教育の推進
●小学校での水田学習の実施 ●小学校での移動教室の実施 ●小・中学校での生産体験の実施 ●中学校での移動教室・修学旅行の実施 ●音楽鑑賞・芸術鑑賞の実施
●学力調査の実施 ●授業改善推進プランの作成・活用 ●小学校漢字検定の実施 ●中学校英語検定の実施 ●「主体的・対話的で深い学び」からの授業改善 ●地域未来塾の実施 ●個に応じた指導の実施（少人数指導・習熟度別指導・チーム・ティーチング） ●教育ボランティアの派遣 ●小学校補助教員の派遣
●読み聞かせの実践 ●学校図書館の利用促進 ●学校司書の配置と活用の推進
●東京都統一体力テストの実施・分析 ●体力向上に向けた指導法の工夫・改善
●「健やかプラン」の推進 ●（仮称）防災食育センターの整備
●定期健康診断・就学時健康診断の実施 ●保健指導の充実 ●心の健康管理の充実 ●「第三期学齢期における歯の健康づくり推進プラン」の推進
●学校における衛生管理の充実 ●学校安全計画の作成と安全指導の充実 ●避難訓練の実施 ●保護者・地域との連携による安全確保体制の確立 ●セーフティ教室の開催 ●小学生による地域安全マップの作成 ●スクール・ガードリーダーによる学校安全巡回指導 ●交通安全教室・自転車安全教室の実施
●小・中学校コンピュータ等の活用の推進 ●プログラミング教育の充実 ●情報モラル及び情報リテラシー教育の充実
●ALT（外国語指導助手）の派遣・配置 ●小学校英語活動支援員の配置 ●帰国子女等指導助手の配置 ●国際姉妹校・国際交流活動との連携
●各教科等における日本の伝統・文化教育の推進 ●体験活動を通じた日本の伝統・文化教育の推進 ●地域との連携による伝統・文化教育の推進
●キャリア教育全体計画の作成と各教科等におけるキャリア教育の推進 ●中学校での職場体験活動の実施 ●教育ボランティアの活用 ●キャリア・パスポートの活用
●第五次特別支援教育推進計画の推進 ●介助員・特別支援教育支援員の配置 ●巡回相談員の配置 ●特別支援教育研修の充実 ●就学支援シートの作成・活用 ●学校生活支援シート・個別指導計画の作成・活用 ●交流及び共同学習の推進 ●個別学習室における個別指導の推進 ●通級指導学級における指導の充実 ●地域や特別支援学級との交流の推進
●適応指導教室の充実 ●スクールカウンセラーの配置 ●スクールソーシャルワーカーの派遣 ●「不登校カルテ」の作成と情報連携
●教育相談体制の充実 ●学校教育相談体制の確立 ●教育相談研修会の実施
●「学校2020レガシー」の構築に向けた取組
●コミュニティ・スクールの充実
●学校公開等の実施 ●保護者・地域への授業公開 ●道徳科及び道徳授業地区公開講座の充実【再掲】
●学校ホームページの充実 ●一斉配信メールの実施
●放課後子供教室の充実 ●一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の運営
●家庭教育講座の実施 ●家庭教育の啓発資料の配布
●カリキュラム・マネジメントの推進
●登下校時の安全見守りの推進 ●子ども安全ボランティア活動の推進 ●防犯パトロールの推進 ●小学校通学路防犯カメラの設置 ●学校施設の安全点検の徹底 ●保護者・地域との連携による安全確保体制の確立【再掲】 ●セーフティ教室の開催【再掲】 ●子ども110番ハウス事業の充実

基本方針	基本施策	具体的施策
3 教育の質の向上と教育環境の整備	(1) 特色ある学校づくりの推進	㉔ 小中一貫教育・小中連携教育の推進【重点】
		㉕ 一校一研究の推進【重点】
		㉖ 部活動等の充実
	(2) 教職員の質の向上	㉗ 教職員研修・研究の充実
		㉘ 授業改善の推進【重点】
		㉙ 教員の「働き方改革」の推進【重点】
	(3) 学校経営力の充実	㉚ 人材育成の推進
		㉛ 学校評価の充実【重点】
	(4) 学校教育環境の充実	㉜ 学校施設・設備の整備【重点】
		㉝ 教育機器・教材の整備
		㉞ 学校ＩＣＴ環境の整備【重点】
		㉟ 学校規模適正化の推進【重点】
		㊱ 通学区域と中学校学校選択制の推進
		㊲ 学校給食の充実【重点】
		㊳ (仮称)防災食育センターの整備と小学校学校給食調理等業務の民間委託【重点】
		㊴ 経済的支援の実施
4 自己実現を目指す生涯学習の推進	(1) 生きがい、ふれあいを育む生涯学習の推進	㊵ 生涯学習の推進【重点】
		㊶ 生涯学習情報の提供と学習機会の充実【重点】
		㊷ 生涯学習施設・設備の整備
		㊸ 図書館運営の充実【重点】
	(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進	㊹ スポーツの推進【重点】
		㊺ スポーツ施設・設備の整備
	(3) 郷土を愛し、理解を深める文化財の保護・活用	㊻ 文化財の調査、保護・活用【重点】
5 教育財産の有効活用の推進	教育財産の有効活用の推進	㊼ 新・放課後子ども総合プラン事業の推進に伴う施設の有効活用
		㊽ 校庭・屋内運動場開放の推進
		㊾ 生涯学習施設・設備の整備

主要施策・主要事業
●各中学校区における小中一貫教育・小中連携教育の推進 ●「小中一貫教育の日」の実施 ●市民・保護者等に対する小中一貫教育の周知・啓発 ●幼保小中連携の推進
●校内研究の推進
●中学校における生徒の部活動加入の推進 ●部活動外部指導員の派遣 ●部活動支援事業の実施 ●全国・関東大会出場時の支援
●指導力向上に向けた各種教職員研修の実施 ●校内研修の推進 ●「小中一貫教育の日」の実施【再掲】 ●小中学校教育研究会への支援の充実
●授業改善推進プランの作成・活用【再掲】
●校務支援システムの活用
●教員の「働き方改革」の推進
●OJTの推進 ●主幹教諭及び主任教諭の育成・活用 ●人事考課制度を活用した人材育成の推進
●学校経営方針の作成・推進 ●学校評価による経営改善の推進 ●学校運営協議会の活用 ●PDCAサイクルの徹底
●学校施設長寿命化計画に基づく施設整備 ●学校施設（校舎・体育館、プール等）・設備の改修 ●校庭芝生の活用 ●災害対策用備蓄物資の備蓄
●教育機器・教材等の整備
●教育用及び児童・生徒用コンピュータの整備 ●校務用コンピュータの整備 ●校務支援システムの活用【再掲】 ●デジタル教科書の活用
●学校規模等適正化基本方針の改定
●少人数学級編成への対応
●通学区域の再編
●中学校学校選択制の実施
●学校給食の充実
●学校給食費会計の公平化・公正化
●（仮称）防災食育センターの整備と小学校学校給食調理等業務の民間委託
●就学援助の実施
●奨学金制度の実施
●第五次生涯学習推進計画の推進
●指導者の育成と人材の活用
●青少年リーダーの養成
●出前講座の充実
●生涯学習講座の充実
●生涯学習情報提供システムの整備
●市民会館の整備
●学習等供用施設の整備
●（仮称）生涯学習センター整備の検討
●市民会館の適正な管理運営
●第四次子供読書活動推進計画の推進 ●図書館の整備 ●近隣市町と連携した図書館の相互利用の実施 ●学校図書館との連携 ●電子図書の導入
●第二次スポーツ推進計画の推進
●地域スポーツの振興
●総合型地域スポーツクラブの運営支援
●総合運動公園の整備 ●総合体育館の適正な管理運営 ●体育施設の整備・充実 ●校庭・屋内運動場開放の推進
●文化財の調査・研究 ●文化財の保護の充実 ●関係団体・人材の育成 ●歴史民俗資料館の運営の充実
●放課後子ども教室の充実【再掲】
●新・放課後子ども総合プラン事業の推進に伴う施設の有効活用
●小学校校庭遊び場開放
●学校体育施設開放
●（仮称）生涯学習センター整備の検討【再掲】

武蔵村山市教育委員会組織一覧

(令和4年4月1日現在)



教育部各課（館）の事務分掌

（令和 4 年 4 月 1 日現在）

教育部

教育総務課

- （1） 教育委員会の会議に関すること。
- （2） 事務局職員の任免、分限、服務、賞罰その他人事に関すること。
- （3） 教育委員会に関する規則その他の規程の制定及び改廃に関すること。
- （4） 他の機関との連絡調整に関すること。
- （5） 儀式、褒賞及び表彰に関すること。
- （6） 公告式に関すること。
- （7） 文書の収受及び発送に関すること。
- （8） 所掌事務に係る広報に関すること。
- （9） 教育予算の調整に関すること。
- （10） 請願及び陳情に関すること。
- （11） 中部地区会館の貸出しに関すること。
- （12） 児童・生徒の就学、転学、退学その他学籍に関すること。
- （13） 通学区域に関すること（特別支援教育に係るものを除く。）。
- （14） 学級編制に関すること（特別支援教育に係るものを除く。）。
- （15） 学齢簿の整備に関すること。
- （16） 児童・生徒の教育扶助に関すること。
- （17） 独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付等に関すること。
- （18） 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- （19） 市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条に規定する職員及び児童・生徒の保健衛生、安全の確保等に関すること。
- （20） 教育施設の整備に関すること。
- （21） 教育財産の管理及び廃止に関すること。
- （22） 学校教育施設の調査及び研究に関すること。
- （23） 公立学校施設台帳に関すること。
- （24） 余裕教室に関すること。
- （25） 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により管理運営の委任を受けた施設の整備に関すること。
- （26） 教育委員会の教育目標、基本方針等教育計画に関すること。
- （27） 教育に関する重要施策の形成に関すること。
- （28） その他教育政策に係る企画及び調査研究に関すること。

- (29) 他の課に属さないこと。
- (30) 部内の連絡調整及び部内の庶務（学校給食課に係るものを除く。）に関する事。

教育指導課

- (1) 教育指導方針及び教育課程に関する事。
- (2) 教科用図書及び教材に関する事。
- (3) 学校経営、学習指導、生活指導の指導助言に関する事。
- (4) 移動教室、音楽・演劇鑑賞教室及び学校行事の指導助言に関する事。
- (5) 学校教育の研究に関する事。
- (6) 教育相談に関する事。
- (7) 就学相談に関する事。
- (8) 特別支援教育に係る支援体制の推進・整備に関する事。
- (9) 特別支援学級に係る児童・生徒の通学に関する事。
- (10) 特別支援学級の学級編成に関する事。
- (11) 特別支援教育に係る普及啓発に関する事。
- (12) 特別支援教育に係る各種委員会等に関する事。
- (13) 特別支援教育に係る児童・生徒の指導に関する事。
- (14) 教育センターに関する事。
- (15) 都費負担教職員（以下「教職員」という。）の研修及び指導に関する事。
- (16) 教職員の任免、服務、身分取扱等の人事に関する事。
- (17) 教職員の給与、旅費及び公務災害補償に関する事。
- (18) 教職員の福利厚生に関する事（他の課に属するものを除く。）
- (19) 都費による時間講師、再任用職員及び会計年度任用職員等の任免に関する事。
- (20) 教職員の職員団体に関する事。
- (21) 教育実習に関する事。
- (22) 教育情報及び研究研修資料の収集及び整理に関する事。
- (23) 情報技術の活用等による教職員の校務の支援に関する事。
- (24) 教育情報化の推進に関する事。
- (25) その他教職員に関する事。

学校給食課

- (1) 学校給食に関する事。
- (2) 学校給食運営委員会に関する事。
- (3) 学校給食センターの維持管理に関する事。
- (4) 食育の推進に関する事。
- (5) 学校給食調理業務の民間委託に関する事。
- (6) 防災食育センターに関する事。
- (7) 課内の庶務に関する事。

文化振興課

- (1) 生涯学習及び社会教育の総合計画及び推進に関すること。
- (2) 社会教育委員に関すること。
- (3) 公民館運営審議会に関すること。
- (4) 公民館の管理に関すること。
- (5) 市民会館に関すること。
- (6) 学習等供用施設（中部地区学習等供用施設及び雷塚地区学習等供用施設を除く。）の施設の維持管理に関すること。
- (7) 地区会館（中部地区会館を除く。）の運営管理に関すること。
- (8) 地区集会所の管理に関すること。
- (9) 教育センターの生涯学習活動室の運営管理に関すること。
- (10) 文化財に関すること。
- (11) 文化財保護審議会に関すること。
- (12) 歴史民俗資料館の管理に関すること。
- (13) その他文化振興に関すること。

スポーツ振興課

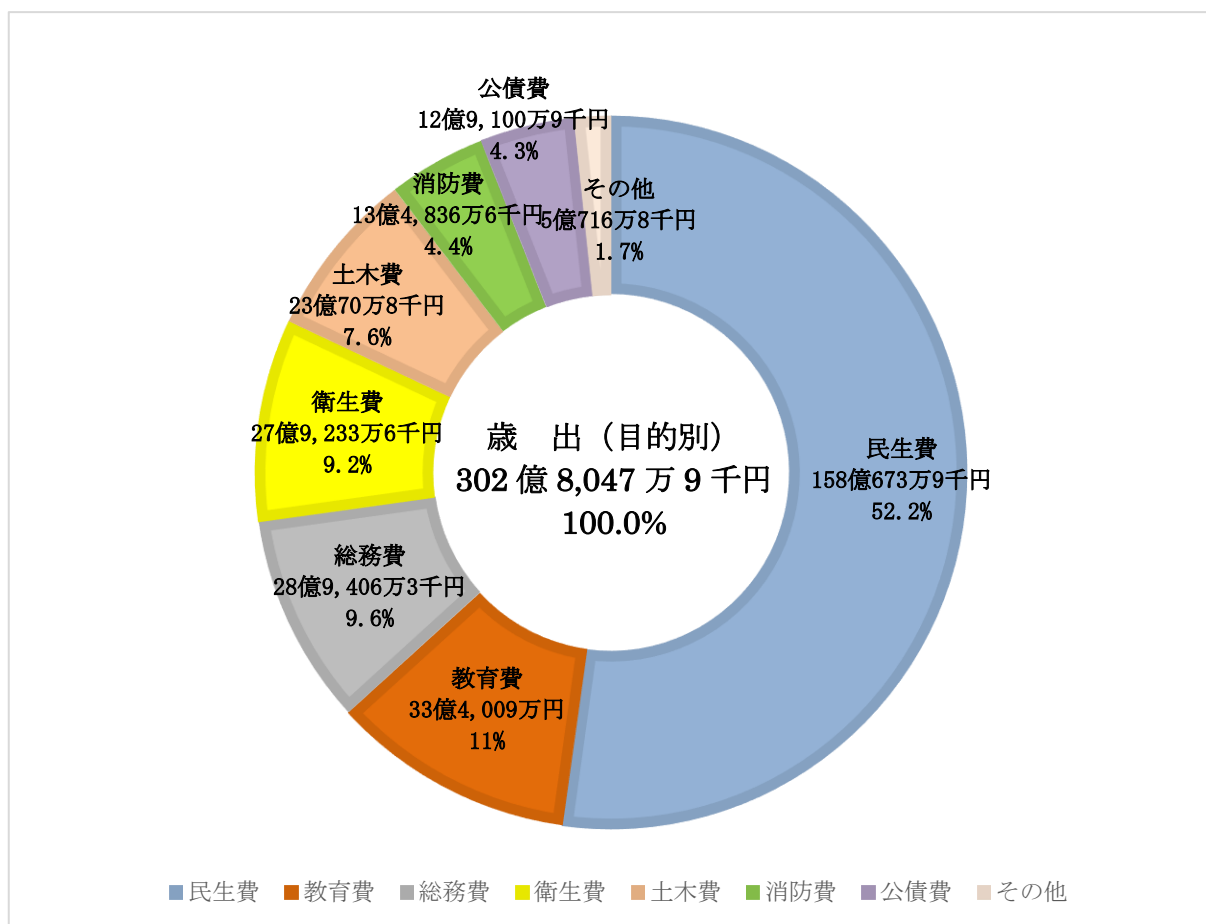
- (1) 社会体育の総合計画及び推進に関すること。
- (2) スポーツ推進委員及び地区スポーツ協力員に関すること。
- (3) スポーツ、レクリエーション等の振興に関すること。
- (4) 総合体育館及び体育施設に関すること。
- (5) 学校体育施設の開放に関すること。
- (6) 東京オリンピック・パラリンピックに関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (7) その他スポーツ振興に関すること。

図書館

- (1) 図書館協議会に関すること。
- (2) 公印の管守に関すること。
- (3) 文書の収受及び発送に関すること。
- (4) 図書館の管理に関すること。
- (5) 図書館資料の選定、収集、整理及び保存に関すること。
- (6) 図書館資料の閲覧及び貸出しに関すること。
- (7) 読書案内及び読書相談に関すること。
- (8) 読書会等の開催及び奨励に関すること。
- (9) 調査、統計及び広報に関すること。
- (10) 図書館の庶務に関すること。
- (11) 武蔵村山市立学習等供用施設のうち地区図書館の運営管理に関すること。

- (12) 武蔵村山市立雷塚地区学習等供用施設及び武蔵村山市公民館中久保分館の維持管理に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか図書館に関すること。

令和4年度 一般会計予算（目的別歳出）内訳



令和 5 年度実施 令和 4 年度教育委員会事務事業点検・評価報告書

発行年月／令和 5 年 7 月

発 行／武蔵村山市教育委員会

編 集／武蔵村山市教育委員会教育部教育総務課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1

TEL 042 (565) 1111 (代表)



武蔵村山市教育委員会

議案第42号

武蔵村山市奨学資金条例を廃止する等の条例の申出について

武蔵村山市奨学資金条例を廃止する等の条例の申出について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和5年7月24日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

奨学資金基金の残高の減少に伴い、奨学金の支給対象者を段階的に縮小する改正を行うとともに、令和7年度末をもってその目的を達成したものとして、条例の廃止の申出をする必要があるため、本案を提出します。

武 教 発 第 号
令 和 5 年 7 月 日

武蔵村山市長
山崎 泰大 様

武蔵村山市教育委員会

武蔵村山市奨学資金条例を廃止する等の条例について（申出）

このことについて、武蔵村山市奨学資金条例を改正及び廃止し、並びに武蔵村山市奨学資金基金条例を廃止する必要性が生じたので、所要の手続を行ってくださいますようお願いいたします。

記

1 改正及び廃止する条例

武蔵村山市奨学資金条例及び武蔵村山市奨学資金基金条例

2 改正及び廃止の理由

奨学資金基金の残高の減少に伴い、武蔵村山市奨学資金条例に基づく奨学金の支給対象者を段階的に縮小する改正を行うとともに、令和7年度末をもってその目的を達成したものとして、同条例及び武蔵村山市奨学資金基金条例を廃止する必要性が生じたため。

3 条例案

別紙のとおり

武蔵村山市奨学資金条例を廃止する等の条例

(武蔵村山市奨学資金条例及び武蔵村山市奨学資金基金条例の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 武蔵村山市奨学資金条例（昭和47年武蔵村山市条例第21号）
 - (2) 武蔵村山市奨学資金基金条例の廃止（昭和50年武蔵村山市条例第28号）
- (武蔵村山市奨学資金条例の一部改正)

第2条 武蔵村山市奨学資金条例の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「に在学又は入学」を「の第2学年又は第3学年に在学」に改める。

第3条 武蔵村山市奨学資金条例の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「第2学年又は」を削る。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

- (1) この条例中第2条の規定 令和6年4月1日
- (2) この条例中第3条の規定 令和7年4月1日

武蔵村山市奨学資金条例新旧対照表（第2条関係）

改正案（新）	現行（旧）
武蔵村山市奨学資金条例 昭和47年4月8日条例第21号 第1条から第4条まで 略 （受給資格） 第5条 奨学金の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。 (1) 略 (2) 高等学校等<u>の第2学年又は第3学年に在学</u>する者で向学心旺盛にして、かつ、経済的理由により修学困難であること。 (3) 略 第6条から第11条まで 略 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u>	武蔵村山市奨学資金条例 昭和47年4月8日条例第21号 第1条から第4条まで 略 （受給資格） 第5条 奨学金の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。 (1) 略 (2) 高等学校等<u>に在学又は入学</u>する者で向学心旺盛にして、かつ、経済的理由により修学困難であること。 (3) 略 第6条から第11条まで 略

武蔵村山市奨学資金条例新旧対照表（第3条関係）

改正案（新）	現行（旧）
武蔵村山市奨学資金条例 昭和47年4月8日条例第21号 第1条から第4条まで 略 （受給資格） 第5条 奨学金の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。 (1) 略 (2) 高等学校等<u>の第3学年に在学</u>する者で向学心旺盛にして、かつ、経済的理由により修学困難であること。 (3) 略 第6条から第11条まで 略 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>	武蔵村山市奨学資金条例 昭和47年4月8日条例第21号 第1条から第4条まで 略 （受給資格） 第5条 奨学金の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。 (1) 略 (2) 高等学校等<u>の第2学年又は第3学年に在学</u>する者で向学心旺盛にして、かつ、経済的理由により修学困難であること。 (3) 略 第6条から第11条まで 略

議案第43号

武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認に
ついて

教育委員会事務局職員の任免について、別紙のとおり臨時に代理したので、
教育委員会の承認を求めます。

令和5年7月24日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

教育委員会事務局職員を任免する必要がある、武蔵村山市教育委員会教育長
に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したの
で、本案を提出します。